

平成 24 年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける
関係専門機関介入支援ネットワークの推進と
法律専門職との連携モデルの呈示及び
方法論の研究開発に関する事業報告書

平成 25 年 3 月

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

裏表紙（白紙）

は じ め に

当法人は、昨年度、公益目的事業の一つである「成年後見制度普及啓発事業」における「地域連携促進事業」の一環として、平成 23 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）である「高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護実践における、成年後見制度活用を中心として法律専門職の役割と連携課題に関する研究事業」を実施した。

この研究事業においては、市区町村、都道府県、地域包括支援センター、社会福祉協議会、法律専門職団体に対し調査を実施し、高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護実践に活躍が期待される法律専門職について、その役割と連携課題について分析を行なうとともに、実践事例集を作成し、法律専門職のみならず行政等関係各機関に周知啓発を行なった。この研究事業によって、これまで連携体制が十分に構築されていない地域も含めて、高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護の実践における連携の現状や連携課題に関する実態の把握と、同時に、高齢者の権利救済策として有効的な成年後見制度の活用方法等を見いだす一助となったことを期するところである。

しかしながら、一方で、調査の結果、効果的な連携を地域において構築するためには、特に法律専門職（団体・組織）が「会員の意識啓発、地域間格差の解消、会員のスキルアップ」と「法律専門職の役割の明確化、多様なアプローチ方法の検討」について組織をあげて取り組む必要があることが明らかになった。そこで、本年度は、これらの課題について、法律専門職への調査を実施し、法律専門職側が考える連携の実態と課題を把握し、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける関係専門機関介入支援ネットワークの推進並びに法律専門職との連携モデルの呈示及び標準的手法の研究開発を実施した。

本報告書及び視覚教材等はこれらの研究開発結果をまとめたものである。今後、本書等を各関係機関及び法律専門職が高齢者虐待防止等を図る上での連携・実践活動の資料としてご活用いただけたら幸甚である。なお、当法人は、今後も継続して高齢者の権利擁護に資するための活動を実施していく予定である。

最後に、ご多用のところ、アンケート調査及びヒアリング調査にご協力をいただいた法律専門職（団体・組織）その他関係各位及び本事業を遂行するにあたりご協力いただいた委員等の関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

理事長 松井 秀樹

【公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートについて】

平成 11 年 12 月に高齢者・障害者等の権利擁護及び福祉の増進に寄与することを目的に司法書士によって設立された法人。成年後見人等の養成・指導・監督を主たる事業として活動しており、平成 23 年 4 月 1 日からは、「公益社団法人」となっている。47 都道府県に 50 支部あり、会員数は全国で 6,372 名（平成 25 年 1 月 24 日現在）。

その会員である司法書士には、成年後見事務の専門性向上及び能力担保のために更新制の研修を義務付けており、司法書士の中でもより質の高い後見事務を遂行している。会員が受任をしている後見事務に関しては、その後見事務報告書の提出を求め、後見事務の内容につき指導監督も行っている。そして、高齢者虐待防止に関しては、委員会を設置し、専門性向上、提言、啓発等の様々な活動を行っている。

なお、司法書士会でも独自に高齢者の権利擁護に関して委員会を設置し、成年後見業務に取り組んでいるが、リーガルサポートは成年後見業務に特化した団体であり、司法書士会とは別組織である。したがって、本研究調査において、両者の結果に違いがみられるのも、その特性の相違によるものと推察される。

目 次

研究事業の概要.....	i
第1章 法律専門職の高齢者虐待対応や権利擁護活動に関するアンケート調査	1
I 調査実施概要.....	2
1. 調査目的.....	2
2. 実施概要.....	2
II 調査結果.....	6
1. 回答者の属性.....	6
2. 高齢者虐待や権利擁護に関する法律専門職の活動状況	13
(1) 高齢者虐待の未然防止・早期発見・体制整備に関連する活動.....	16
(2) 高齢者虐待事案の対応方針等への助言.....	30
(3) 高齢者虐待事案への個別対応～再発防止に関連する活動.....	35
3. 活動面での課題等.....	41
(1) 市区町村との連携面における課題.....	41
(2) 活動面における課題.....	45
(3) 活動主体（所属団体や専門職のチーム等）に対する期待.....	48
4. 高齢者虐待対応や高齢者への権利擁護に関する活動を通じた意見、	50
活動者の養成に際して必要と思われること等.....	50
III 調査結果のまとめ.....	53
第2章 視覚教材制作.....	57
I 視覚教材制作の目的と活用方法.....	58
1. 視覚教材制作の目的.....	58
2. 視覚教材の構成.....	58
3. 視覚教材の活用方法.....	58
II 視覚教材制作手順.....	59
1. 作業委員会での検討.....	59
2. ヒアリング調査結果.....	61
III 視覚教材台本.....	63
参考資料.....	75

研究事業の概要

I 研究の概要

1 研究の背景

高齢者の虐待対応や権利擁護を推進するうえで、法的支援は非常に重要である。厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止推進室が実施した「平成 22 年度高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果では、市区町村における「行政機関、法律関係者、医療機関等からなる『関係専門機関介入支援ネットワーク』の構築への取組」が 48.1%、平成 23 年度は 48.5%と微増であり、虐待判断事例における成年後見制度活用は、平成 22 年度は 543 件、平成 23 年度は 726 件で、増加はしているものの虐待判断件数等に比し低調であると指摘されている。平成 23 年 12 月 6 日付の事務連絡において、市区町村の体制整備の伸びが頭打ちとなっており、ネットワーク構築等の取組に積極的な市区町村とそうでないものと二分化傾向が指摘され、体制整備が未実施である市区町村への強い助言と成年後見制度の利用促進を強く求めているが、平成 24 年 12 月 21 日付の事務連絡では、平成 22 年度に比べ市区町村の体制整備等が停滞している傾向が指摘され、成年後見制度については、成年後見制度利用支援事業の実施及び市区町村長申立のより一層の活用を推進している。

そのような状況の中、司法書士からなる公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「リーガルサポート」と記す）は、平成 23 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）を申請し「高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護実践における、成年後見制度活用を中心とした法律専門職の役割と連携課題に関する研究事業」を実施した。そこでは、市区町村、都道府県、地域包括支援センター、社会福祉協議会、法律専門職団体に対し調査を実施し、高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護実践に活躍が期待される法律専門職について、その役割と連携課題について分析を行うとともに、実践事例集を作成し、法律専門職のみならず行政等関係各機関に周知啓発を行った。研究の背景、特に日本における法的支援の現状や、法律専門職等の高齢者虐待防止実践の状況についての詳細、及び研究結果は、研究事業報告書と成果物にまとめたので参照されたい（『高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護実践における、成年後見制度の活用を中心とした法律専門職の役割と連携課題に関する研究事業報告書（平成 24 年 3 月（発行：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート））』及び『法律専門職とのネットワーク構築およびネットワークを活用した高齢者虐待対応に関する実践事例集（平成 24 年 3 月（発行：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート））』）。

2 研究目的

前述の調査の結果、効果的な連携を地域において構築するためには、特に法律専門職（団体・組織）が「会員の意識啓発、地域間格差の解消、会員のスキルアップ」と「法律専門職の役割の明確化、多様なアプローチ方法の検討」について組織をあげて取り組む必要性

があることが明らかになった。そこで、本年度は、これらの課題について、法律専門職への調査を実施し、法律専門職側が考える連携の実態と課題を把握し、行政・関係機関（地域包括支援センターや社会福祉協議会等）及び法律専門職から更に分析を進め、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける関係専門機関介入支援ネットワークの推進と法律専門職との連携モデルの呈示と標準的手法の研究開発を目指すこととし、研究課題名を「市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける関係専門機関介入支援ネットワークの推進と法律専門職との連携モデルの呈示及び方法論の研究開発」として同事業に申請し取り組むこととした。

3 研究の内容

法律専門職、具体的には弁護士、司法書士への調査を実施し、法律専門職側が考える連携の実態と課題を把握し、昨年度の調査結果も含め行政・関係機関（地域包括支援センターや社会福祉協議会等）及び法律専門職の両面から更に分析を進め、課題を検討する。そしてそれを踏まえ市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける法律専門職との連携モデルの呈示と標準的手法について研究開発を行い、必要な基礎的知識と方法について解説したものを成果物として視覚教材（DVD）を制作することとした。

4 研究の方法と実施体制

研究の方法と具体的展開については、以下からなる。

（1）研究の方法

内容の詳細は後述するので、ここでは概要に留め説明を行う。

1）法律専門職を対象とした郵送等による質問紙調査

①目的

法律専門職の高齢者虐待防止にかかわる活動実態及び市区町村高齢者虐待防止ネットワークを中心とした関係機関との連携の実態と課題を把握する。また法律専門職について、より踏み込んだ分析を行うため、弁護士、司法書士、そして司法書士については、リーガルサポート所属の有無別に調査を実施することとした。

②調査対象

- i 弁護士
- ii リーガルサポート所属の司法書士
- iii リーガルサポート所属以外の司法書士

③調査内容

省略：巻末調査票参照

2) ヒアリング調査

①目的

視覚教材（DVD）の制作について、郵送の質問紙調査を補完するとともに、視覚教材の完成前に視聴していただき修正のために意見を伺うことを目的として実施した。

②調査対象

高齢者虐待防止にかかわった経験のある弁護士、司法書士各2名

③調査内容

視覚教材を視聴しての改善点と感想

＊委員とのグループ面談の形態をとり、オープンクエスチョンで伺った。

（3）視覚教材（DVD）の制作、調査研究報告書及び研究事業報告書の作成

1）視覚教材（DVD）

郵送の質問紙調査とヒアリング調査等から得られた知見から、視覚教材（DVD）を制作した。一部研修等で実施されてはいるが、未だ十分に研究されていない法律専門職のこの分野における基礎的方法論の体系化及び、法律専門職にとって必要な専門的支援の平準化、標準化を図るとともに、法律専門職及び行政をはじめとする関係機関の今後の具体的実践の参考や、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける連携等の具体的方法を示すことを目指したものである。今回は、高齢者虐待対応事例部分について、連携のために前提となる必要な基礎的知識について、内容を平易かつ簡潔に、対応の段階別の協議場面を中心に示した。

内容をめぐる枠組みについてであるが、司法書士の活動実態と専門性の強みに絞った内容にしたかどうかという指摘はあり、委員会においてもかなり検討し、その認識はあった。検討の結果、事業名が「法律専門職」という括りで、司法書士対象に絞り込んだ内容にするのが困難であったことと、リーガルサポートとしても、成年後見制度を担う団体として出発したのであるが、高齢者虐待という非常に痛ましい事実について、法律専門職として本年度は、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおいて虐待対応事例について積極的に関与していきたいという方針が確認されたので、本年度については、高齢者虐待対応事例部分の関与を中心に制作するという結論になった。

また、視覚教材の枠組みについては、研究事業開始時に、作業委員会においてかなりの議論を要したため、郵送の質問紙調査の実施が遅れるという事態を招いた。従って、視覚教材の制作に際し、当初の研究計画の、調査結果から得られた法律専門職の意見に基づいて内容や構成を検討することができなくなることが危惧された。しかし、その点も十分配慮して質問紙の調査項目を作成するとともに、視覚教材の内容に反映できるようにヒアリング調査の企画の修正を行い、昨年度事業のヒアリング調査等の知見を参考に、手引きや視覚教材の作成に経験豊富な研究スタッフの協力を得て、視覚教材の内容も検討し制作したので、結果的には十分な研究事業の成果をあげることができたと考えている。

なお視覚教材の映像については、リーガルサポートのホームページにアップし、事業の成果を、法律専門職のみならず関係機関等、広くご活用いただけるよう、視聴できるようにする予定である。

2) 調査研究報告書

本研究事業全体の概要及び、実施した郵送の質問紙調査の結果についての分析をした調査研究報告を中心とした内容となっている。弁護士、リーガルサポート会員の司法書士、リーガルサポート会員以外の司法書士への大規模調査の調査結果は、昨年度事業に続いて、大変貴重であり、学術的意義のみならず、実態把握そして施策課題の分析等にも有意義なものであったといえる。これも昨年同様、本調査から導き出され、分析された諸課題は、エビデンスをベースにした施策立案及び法制度推進に貴重な示唆を与えるのみならず、具体的な提案となっている筈である。

なお調査研究報告書についても、昨年度事業結果とともにリーガルサポートのホームページにアップし、ダウンロードできるようにする予定である。

(3) 委員会の構成

本研究事業の実施体制は以下のとおりである。

本事業全体を企画し、運営するために「本委員会」を設置し、各調査の企画、実施の実際の作業委員会（ワーキング委員会）として「郵送アンケート調査委員会」、「ヒアリング調査委員会」「視覚教材制作委員会」を置いた。

昨年度事業の方針と同様に、委員及び委員会は、研究事業の実践性と質及び水準、そして公正性を担保するよう配慮をし、構成されている。

研究事業実施団体であるリーガルサポートから推薦された委員6名を置き、研究事業の公正を期すため、半数の委員をリーガルサポート所属以外からの就任とし、かつ研究事業の実践性と質及び水準を担保するため、法律専門職として高齢者虐待防止の分野で実践経験のある弁護士を2名、成年後見制度に詳しい法学研究者を1名、昨年度事業の調査機関の種別に全国でも先駆的な実践を行っている地域から、市区町村行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会の担当者を各1名ずつ、昨年度に引き続き参加の要請をした（巻末に委員名簿記載）。本委員会委員長（研究事業委員長）には、本事業の研究テーマの研究者であるリーガルサポート所属以外の学識経験者を置き、副委員長（研究事業副委員長）をリーガルサポート所属の法律専門職とした。なお副委員長は、リーガルサポートの方針で理事職にある者を置いている。

昨年度事業との変更点については、「法律専門職」という括りの事業であることから、弁護士の追加を指摘されたので、1名増員とし、かつ作業委員会に2名の弁護士が加わることにし、事業の一層の公正性を期した。

なおオブザーバーとして、リーガルサポート理事（副理事長）が同席している。

高齢者虐待防止補助金事業委員会 委員長
山田 祐子

(白紙)

第 1 章 法律専門職の高齢者虐待対応や 権利擁護活動に関するアンケート調査

I 調査実施概要

1. 調査目的

高齢者虐待防止や権利擁護を推進するうえで、法律専門職は高齢者虐待の未然防止や早期発見、個別事案への対応など、幅広い場面での活動が期待されている。しかし、「高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護実践における、成年後見制度活用を中心とした法律専門職の役割と連携課題に関する研究事業」（平成23年度事業）において、高齢者虐待事案に法律専門職が関与している市区町村は半数にとどまっている（アンケート調査）。

本調査では、高齢者虐待防止や虐待対応など、市区町村や関係機関が実施する高齢者の権利擁護活動において法律専門職がどのように関与しているのか活動実態の全体像を把握するとともに、高齢者虐待防止や各種権利擁護活動に関与している法律専門職が抱える課題を把握し今後のスキルアップに寄与することを目的として実施した。

2. 実施概要

（1）調査対象

全国の弁護士会、司法書士会、リーガルサポート支部会員の中で高齢者虐待や権利擁護活動に携わっている法律専門職を対象として実施した。

（2）調査票配布・回収方法

高齢者虐待や権利擁護活動に携わっている法律専門職はそれほど多くはなく、また対象者を特定することも困難である。そのため、各都道府県の弁護士会、司法書士会、リーガルサポート支部に対して、所属会員数等を基に各会（支部）への調査票配布数を決定・配布し、各会（支部）より高齢者虐待防止や権利擁護活動に携わっている（と思われる）会員に配布してもらうよう依頼した。

調査票は、弁護士会、司法書士会、リーガルサポート支部に各1,000票（合計3,000票）を配布した。

また、調査票の回収については、回答者からの郵送により実施した。

（3）実施期間

平成24年11月～平成25年1月

（4）回収率

対象	回収数（回収率）
弁護士	141 票
司法書士（リーガルサポート会員）	427 票
司法書士（リーガルサポート非会員）	127 票
合計	695 票（23.2%）

弁護士会・単位会（52）及び会員数（2012年10月1日現在）、調査票配布数

弁護士会	会員数	配布数	弁護士会	会員数	配布数
北海道弁護士会連合会			近畿弁護士会連合会		
旭川弁護士会	52	10	滋賀弁護士会	126	10
札幌弁護士会	630	35	京都弁護士会	588	35
函館弁護士会	44	10	大阪弁護士会	3,851	70
釧路弁護士会	65	10	兵庫県弁護士会	718	35
東北弁護士会連合会			奈良弁護士会	144	10
青森県弁護士会	98	10	和歌山弁護士会	127	10
岩手弁護士会	94	10	中国弁護士会連合会		
仙台弁護士会	379	30	鳥取県弁護士会	59	10
秋田弁護士会	71	10	島根県弁護士会	63	10
山形県弁護士会	83	10	岡山弁護士会	313	30
福島県弁護士会	154	10	広島弁護士会	475	35
関東弁護士会連合会			山口県弁護士会	132	10
東京弁護士会	6,629	50	四国弁護士会連合会		
第一東京弁護士会	4,081	40	徳島弁護士会	84	10
第二東京弁護士会	4,265	40	香川県弁護士会	137	10
茨城県弁護士会	211	10	愛媛弁護士会	146	10
栃木県弁護士会	177	10	高知弁護士会	85	10
群馬弁護士会	237	10	九州弁護士会連合会		
埼玉弁護士会	637	35	福岡県弁護士会	981	40
千葉県弁護士会	587	35	佐賀県弁護士会	84	10
横浜弁護士会	1296	50	長崎県弁護士会	137	10
新潟県弁護士会	233	10	熊本県弁護士会	223	10
山梨県弁護士会	103	10	大分県弁護士会	132	10
長野県弁護士会	199	10	宮崎県弁護士会	110	10
静岡県弁護士会	376	30	鹿児島県弁護士会	168	10
中部弁護士会連合会			沖縄弁護士会	237	10
富山県弁護士会	96	10			
金沢弁護士会	144	10	合 計		
福井弁護士会	91	10	32,016		1,000
岐阜県弁護士会	155	10			
愛知県弁護士会	1,539	50			
三重弁護士会	151	10			

司法書士会・単位会（50）及び会員数（2012年9月1日現在）、調査票配布数

司法書士会	会員数	配布数	司法書士会	会員数	配布数
札幌司法書士会	446	21	富山県司法書士会	166	8
函館司法書士会	46	2	大阪司法書士会	2,239	110
旭川司法書士会	69	3	京都司法書士会	542	25
釧路司法書士会	87	4	兵庫県司法書士会	1,001	47
宮城県司法書士会	300	14	奈良県司法書士会	211	10
福島県司法書士会	279	13	滋賀県司法書士会	215	10
山形県司法書士会	156	7	和歌山県司法書士会	166	8
岩手県司法書士会	151	7	広島司法書士会	493	23
秋田県司法書士会	120	6	山口県司法書士会	243	12
青森県司法書士会	126	6	岡山県司法書士会	350	17
東京司法書士会	3,501	180	鳥取県司法書士会	108	5
神奈川県司法書士会	1,021	47	島根県司法書士会	129	6
埼玉司法書士会	810	37	香川県司法書士会	172	8
千葉司法書士会	665	31	徳島県司法書士会	145	7
茨城司法書士会	305	15	高知県司法書士会	119	6
栃木県司法書士会	230	11	愛媛県司法書士会	255	12
群馬司法書士会	298	14	福岡県司法書士会	889	42
静岡県司法書士会	459	21	佐賀県司法書士会	118	6
山梨県司法書士会	128	6	長崎県司法書士会	160	8
長野県司法書士会	376	17	大分県司法書士会	165	8
新潟県司法書士会	297	14	熊本県司法書士会	322	14
愛知県司法書士会	1,176	55	鹿児島県司法書士会	314	14
三重県司法書士会	270	13	宮崎県司法書士会	172	8
岐阜県司法書士会	351	17	沖縄県司法書士会	209	10
福井県司法書士会	135	6			
石川県司法書士会	192	9	合 計	20,897	1,000

成年後見センター・リーガルサポート・支部（50）会員数（2012年9月24日現在）、
調査票配布数

リーガルサポート支部	会員数	配布数	リーガルサポート支部	会員数	配布数
札幌支部	163	23	富山県支部	45	6
函館支部	8	1	大阪支部	488	120
旭川支部	26	3	京都支部	170	24
釧路支部	26	3	兵庫支部	300	44
宮城支部	91	13	奈良支部	58	8
ふくしま支部	87	12	滋賀支部	59	8
山形支部	55	8	和歌山支部	41	6
岩手支部	41	6	広島支部	162	24
秋田支部	47	7	山口支部	67	10
青森支部	31	4	岡山県支部	119	18
東京支部	1,031	200	鳥取支部	44	6
神奈川県支部	351	50	しまね支部	17	2
埼玉支部	227	33	香川県支部	53	7
千葉県支部	169	24	徳島支部	48	7
茨城支部	81	12	高知支部	48	7
とちぎ支部	70	10	えひめ支部	80	12
群馬支部	111	17	福岡支部	377	55
静岡支部	157	22	佐賀支部	50	7
山梨支部	45	6	長崎支部	68	10
ながの支部	107	16	大分支部	46	6
新潟県支部	86	13	熊本支部	122	18
愛知支部	260	38	鹿児島支部	119	18
三重支部	77	11	宮崎県支部	49	7
岐阜県支部	106	16	沖縄支部	41	6
福井県支部	46	6			
石川県支部	71	10	合 計	6,241	1,000

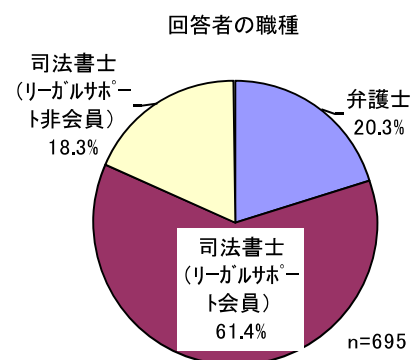
※会員数は司法書士法人含む

Ⅱ 調査結果

1. 回答者の属性

(1) 職種

調査回答者 695 人の職種は、弁護士が 141 人 (20.3%)、司法書士 (リーガルサポート会員) が 427 人 (61.4%)、司法書士 (リーガルサポート非会員) が 127 人 (18.3%) である。



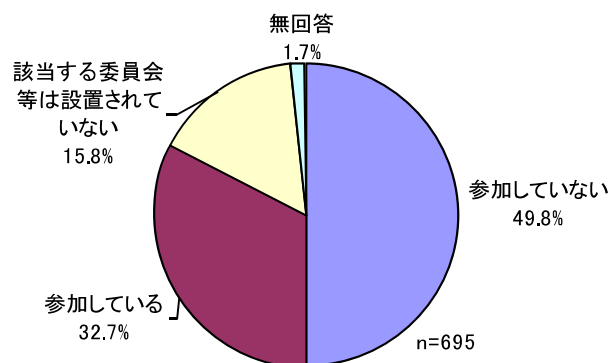
(2) 所属団体が設置する高齢者虐待防止や権利擁護に関する委員会活動等への参加

所属団体が設置する高齢者虐待防止や権利擁護に関する委員会活動等への参加状況をみると、回答者全体では「参加していない」割合が約半数を占める。「参加している」割合は 32.7%であった。

職種別にみると、弁護士では回答者の 9 割以上が「参加している」と回答しているのに対し、司法書士 (リーガルサポート会員) では「参加している」割合は 21.3%、司法書士 (リーガルサポート非会員) では 5.5%にとどまっている。

また、司法書士の回答では「該当する委員会等は設置されていない」と回答した割合も 15~20%程度を占めているが、特にリーガルサポートの場合は成年後見制度の普及や後見人等の養成に特化した団体であることが、一つの要因と考えられる。

高齢者虐待防止や権利擁護に関する委員会活動等への参加状況



高齢者虐待防止や権利擁護に関する委員会活動等への参加状況

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
参加していない	346	49.8	12	8.5	239	56.0	95	74.8
参加している	227	32.7	129	91.5	91	21.3	7	5.5
該当する委員会等は設置されていない	110	15.8	0	0.0	91	21.3	19	15.0
無回答	12	1.7	0	0.0	6	1.4	6	4.7
合計	695	100.0	141	100.0	427	100.0	127	100.0

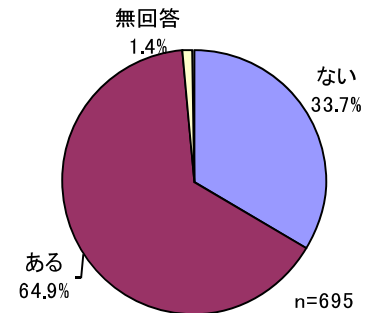
(3) 高齢者虐待防止や権利擁護に関する研修会等への参加

①参加経験

高齢者虐待防止や権利擁護に関する研修会、勉強会等への参加経験を尋ねたところ、回答者の64.9%は経験が「ある」と回答している。

職種別にみると、参加経験が「ある」割合は弁護士では83.0%、司法書士（リーガルサポート会員）では71.2%、司法書士（リーガルサポート非会員）では23.6%であった。

高齢者虐待防止や権利擁護に関する研修会等への参加経験



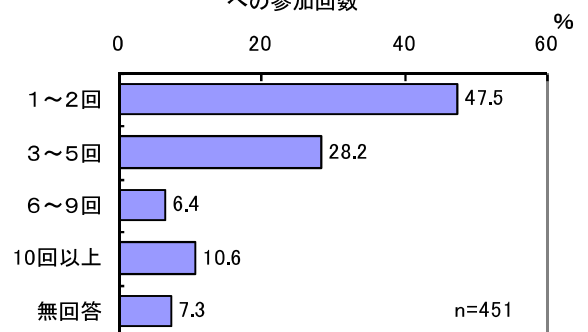
高齢者虐待防止や権利擁護に関する研修会等への参加経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
ない	234	33.7	20	14.2	118	27.6	96	75.6
ある	451	64.9	117	83.0	304	71.2	30	23.6
無回答	10	1.4	4	2.8	5	1.2	1	0.8
合計	695	100.0	141	100.0	427	100.0	127	100.0

②参加回数

高齢者虐待防止や権利擁護に関する研修会、勉強会等への参加経験がある回答者を対象に、参加回数を尋ねたところ、回答者全体の平均回数は4.5回であった。ただし、回答者の半数近くが「1～2回」にとどまっている一方で「10回以上」の回答者も10.6%を占めており、参加回数は二極化している実態がうかがえる。

高齢者虐待防止や権利擁護に関する研修会等への参加回数



高齢者虐待防止や権利擁護に関する研修会等への参加回数

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2回	214	47.5	38	32.5	156	51.3	20	66.7
3～5回	127	28.2	37	31.6	85	28.0	5	16.7
6～9回	29	6.4	9	7.7	19	6.3	1	3.3
10回以上	48	10.6	22	18.8	24	7.9	2	6.7
無回答	33	7.3	11	9.4	20	6.6	2	6.7
合計	451	100.0	117	100.0	304	100.0	30	100.0
平均参加回数	4.5		5.6		4.3		2.9	

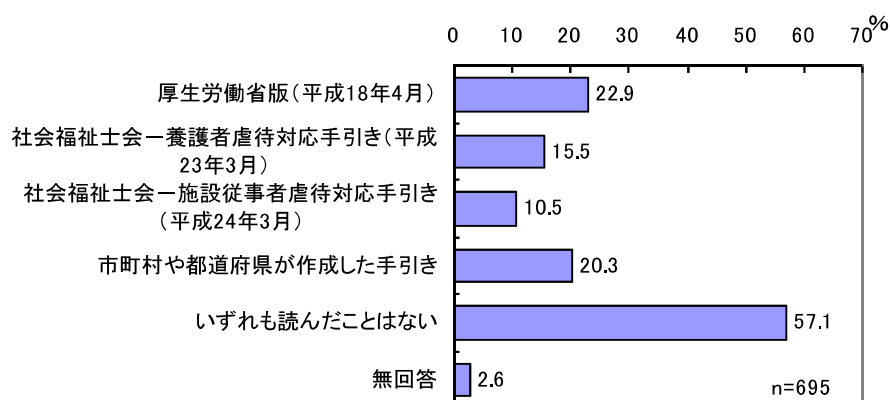
（４）厚生労働省や関係団体等から出されている高齢者虐待防止（対応）手引き（マニュアル等）を読んだ経験

厚生労働省や関係団体等から出されている高齢者虐待防止（対応）手引き（マニュアル等）を読んだ経験を尋ねたところ、「いずれも読んだことはない」と回答した割合は 57.1% を占めた。

回答者が読んだ経験があるものとしては、「市町村・都道府県による高齢者虐待への対応と養護者支援について」（厚生労働省、平成 18 年 4 月、以下「厚生労働省版」という。）が 22.9%、市町村や都道府県が作成した手引きが 20.3%、社団法人日本社会福祉士会による「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」（平成 23 年 3 月、以下「社会福祉士会－養護者虐待対応手引き」という。）が 15.5%、「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」（平成 24 年 3 月、以下「社会福祉士会－施設従事者虐待対応手引き」という。）が 10.5%であった。「厚生労働省版」に比べ「社会福祉士会－養護者虐待対応手引き」等は浸透していないことがうかがえる。

職種別にみると、全体的に弁護士は例示した手引きを読んだ経験がある割合が高く、「厚生労働省版」や「社会福祉士会－養護者虐待対応手引き」については 45%程度となっている。

高齢者虐待防止（対応）手引き（マニュアル等）を読んだ経験



高齢者虐待防止（対応）手引き（マニュアル等）を読んだ経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
厚生労働省版（平成18年4月）	159	22.9	64	45.4	89	20.8	6	4.7
社会福祉士会－養護者虐待対応手引き（平成23年3月）	108	15.5	63	44.7	43	10.1	2	1.6
社会福祉士会－施設従事者虐待対応手引き（平成24年3月）	73	10.5	44	31.2	27	6.3	2	1.6
市町村や都道府県が作成した手引き	141	20.3	41	29.1	91	21.3	9	7.1
いずれも読んだことはない	397	57.1	36	25.5	254	59.5	107	84.3
無回答	18	2.6	2	1.4	12	2.8	4	3.1
合計	695	100.0	141	100.0	427	100.0	127	100.0

(5) 市区町村や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの機関と連携して、高齢者虐待事案や高齢者虐待防止のための権利擁護活動に携わった経験

① 高齢者虐待事案への関わり

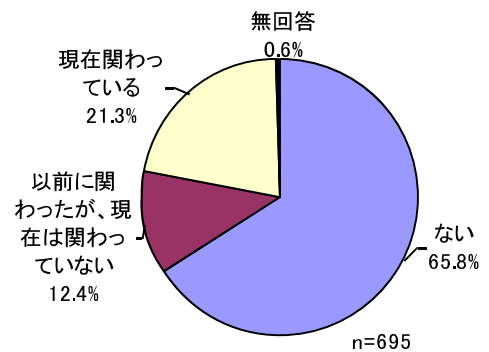
市区町村や関係機関と連携して高齢者虐待事案に「現在関わっている」回答者は 21.3%、「以前に関わったが、現在は関わっていない」回答者は 12.4%であり、回答者の 3 分の 1 が関わった経験があると回答している。

職種別にみると、弁護士では「現在関わっている」回答者が 48.9%を占めており、「以前関わったが、現在は関わっていない」とあわせると約 66%が関わった経験があると回答している。

司法書士（リーガルサポート会員）では、「現在関わっている」回答者は 18.0%、「以前関わったが、現在は関わっていない」回答者が 14.1%であり、合計 32%が関わった経験がある。

司法書士（リーガルサポート非会員）でみると、「現在関わっている」「以前関わったが、現在は関わっていない」回答者はいずれも 1.6%であり、市区町村や関係機関と連携して高齢者虐待事案に関わった経験がある回答者はほとんどいない。

市区町村等と連携して高齢者虐待事案に携わった経験



市区町村等と連携して高齢者虐待事案に携わった経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
ない	457	65.8	46	32.6	289	67.7	122	96.1
以前に関わったが、現在は関わっていない	86	12.4	24	17.0	60	14.1	2	1.6
現在関わっている	148	21.3	69	48.9	77	18.0	2	1.6
無回答	4	0.6	2	1.4	1	0.2	1	0.8
合計	695	100.0	141	100.0	427	100.0	127	100.0

②高齢者虐待防止のための権利擁護活動への関わり

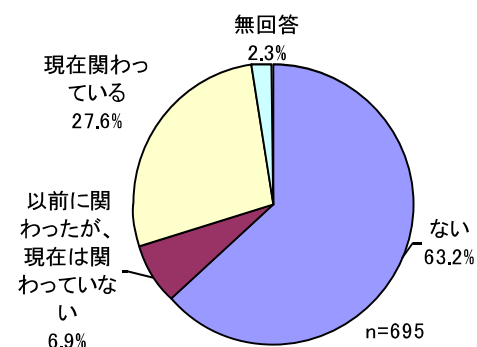
市区町村や関係機関と連携して高齢者虐待防止のための権利擁護活動に「現在関わっている」回答者は 27.6%、「以前に関わったが、現在は関わっていない」回答者は 6.9%であり、回答者の 3 分の 1 が関わった経験があると回答している。

職種別にみると、弁護士では「現在関わっている」回答者が 58.2%を占めており、「以前関わったが、現在は関わっていない」とあわせると約 67%が関わった経験があると回答している。

司法書士（リーガルサポート会員）では、「現在関わっている」回答者は 24.6%、「以前関わったが、現在は関わっていない」回答者が 7.7%であり、合計 32%が関わった経験がある。

司法書士（リーガルサポート非会員）でみると、「現在関わっている」回答者は 3.9%、「以前関わったが、現在は関わっていない」回答者は 2.4%であった。

市区町村等と連携して高齢者虐待防止のための権利擁護活動に関わった経験



市区町村等と連携して高齢者虐待防止のための権利擁護活動に関わった経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
ない	439	63.2	41	29.1	281	65.8	117	92.1
以前に関わったが、現在は関わっていない	48	6.9	12	8.5	33	7.7	3	2.4
現在関わっている	192	27.6	82	58.2	105	24.6	5	3.9
無回答	16	2.3	6	4.3	8	1.9	2	1.6
合計	695	100.0	141	100.0	427	100.0	127	100.0

（６）高齢者虐待事案や権利擁護活動への参加意向（携わった経験がない人）

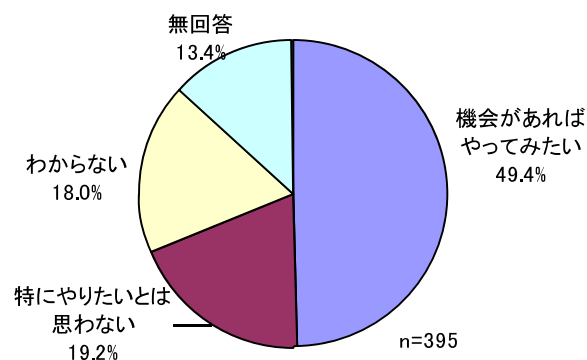
これまでに高齢者虐待事案や高齢者の権利擁護活動に携わった経験がない回答者 395 人を対象に、これらの活動への参加意向を尋ねた。その結果、回答者の約半数は「機会があればやってみたい」と回答している。「特にやりたいとは思わない」回答は 19.2%であった。

職種別にみると、「機会があればやってみたい」と回答した割合は弁護士では 82.8%、司法書士（リーガルサポート会員）では 53.8%、司法書士（リーガルサポート非会員）では 31.3%となっている。

「機会があればやってみたい」と回答した 195 人にやってみたい理由を尋ねたところ、「地域貢献できる」ことが 68.2%、「社会的使命、やりがいを感じる」が 55.9%を占めている。

一方、「特にやりたいとは思わない」と回答した 76 人にやりたいとは思わない理由を尋ねたところ、「忙しくて時間がない」が 60.5%で最も多く、「難しそう」34.2%、「面倒なことに関わりたくない」18.4%となっている。

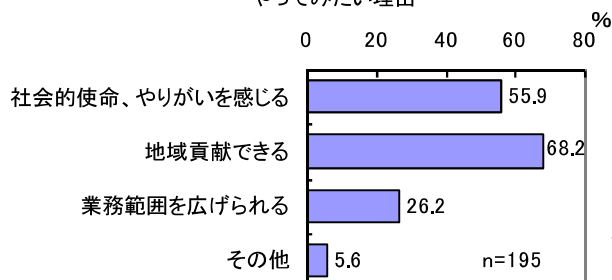
高齢者虐待事案や権利擁護活動への参加意向



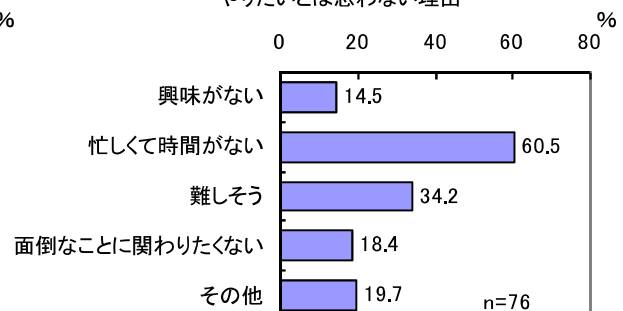
高齢者虐待事案や権利擁護活動への意向

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
機会があればやってみたい	195	49.4	24	82.8	135	53.8	36	31.3
特にやりたいとは思わない	76	19.2	1	3.4	36	14.3	39	33.9
わからない	71	18.0	2	6.9	43	17.1	26	22.6
無回答	53	13.4	2	6.9	37	14.7	14	12.2
合計	395	100.0	29	100.0	251	100.0	115	100.0

高齢者虐待事案や権利擁護活動を
やってみたい理由



高齢者虐待事案や権利擁護活動を
やりたいたとは思わない理由



やってみたい理由

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
社会的使命、やりがいを感じる	109	55.9	15	62.5	79	58.5	15	41.7
地域貢献できる	133	68.2	18	75.0	90	66.7	25	69.4
業務範囲を広げられる	51	26.2	11	45.8	29	21.5	11	30.6
その他	11	5.6	0	0.0	7	5.2	4	11.1
無回答	2	1.0	0	0.0	2	1.5	0	0.0
合計	195	100.0	24	100.0	135	100.0	36	100.0

やりたいとは思わない理由

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
興味がない	11	14.5	0	0.0	2	5.6	9	23.1
忙しくて時間がない	46	60.5	1	100.0	24	66.7	21	53.8
難しそう	26	34.2	0	0.0	15	41.7	11	28.2
面倒なことに関わりたくない	14	18.4	0	0.0	6	16.7	8	20.5
その他	15	19.7	0	0.0	5	13.9	10	25.6
合計	76	100.0	1	100.0	36	100.0	39	100.0

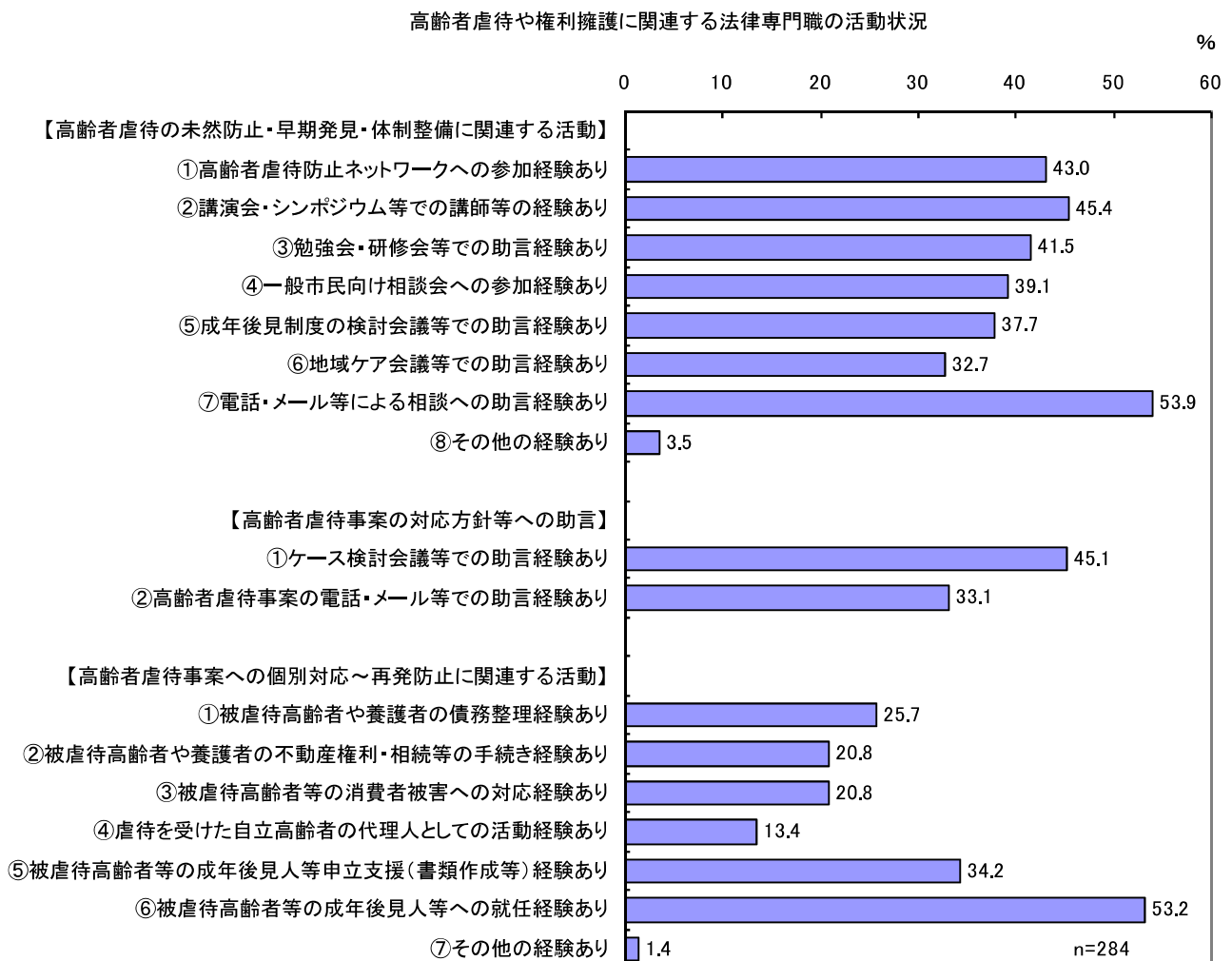
2. 高齢者虐待や権利擁護に関する法律専門職の活動状況

これまでに高齢者虐待事案や権利擁護活動に携わった経験のある回答者（現在関わっている回答者を含む）284人を対象に、具体的な場面における活動状況を尋ねた。

高齢者虐待の未然防止・早期発見・体制整備に関連する活動では、「（困難事例等の）電話・メール等による相談への助言」が最も多く、以下「高齢者虐待防止ネットワークへの参加」や「講演会・シンポジウム等での講師等」、「勉強会・研修会等での助言」、「一般市民向け相談会への参加」、「成年後見制度の検討会議等での助言」などの活動経験がある回答者が37～45%程度を占めている。「地域ケア会議等での助言」については32.7%にとどまっている。

高齢者虐待事案の対応方針等への助言に関しては、「ケース検討会議等での助言」経験のある回答者が45.1%を占めており、また「虐待事案の電話・メール等での助言」についても33.1%が経験ありとなっている。

高齢者虐待事案への個別対応や再発防止に関連する活動では、「被虐待高齢者等の成年後見人等への就任」経験のある回答者が53.2%で最も多く、次いで「被虐待高齢者等の成年後見人等申立支援」34.2%、「被虐待高齢者や養護者の債務処理」25.7%の順となっている。



職種別の活動状況を以下に示す。

【高齢者虐待の未然防止・早期発見・体制整備に関連する活動】

弁護士では「高齢者虐待防止ネットワークへの参加」、「講演会・シンポジウム等での講師等」、「勉強会・研修会等での助言」、「電話・メール等による相談への助言」などは回答者の50～60%が経験ありと回答している。

一方、司法書士（リーガルサポート会員）では「電話・メール等による相談への助言」経験者は57.1%、「成年後見制度の検討会議等での助言」の経験者が41.1%であるが、「高齢者虐待防止ネットワークへの参加」、「講演会・シンポジウム等での講師等」、「勉強会・研修会等での助言」などは弁護士に比べて活動経験のある割合は低い。

「地域ケア会議等での助言」については、弁護士、司法書士（リーガルサポート会員）ともに3分の1程度が活動経験ありと回答している。

高齢者虐待の未然防止・早期発見・体制整備に関連する活動

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
①高齢者虐待防止ネットワークへの参加経験あり	122	43.0	61	57.5	61	36.3	0	0.0
②講演会・シンポジウム等での講師等の経験あり	129	45.4	65	61.3	64	38.1	0	0.0
③勉強会・研修会等での助言経験あり	118	41.5	55	51.9	61	36.3	2	20.0
④一般市民向け相談会への参加経験あり	111	39.1	46	43.4	62	36.9	3	30.0
⑤成年後見制度の検討会議等での助言経験あり	107	37.7	36	34.0	69	41.1	2	20.0
⑥地域ケア会議等での助言経験あり	93	32.7	34	32.1	58	34.5	1	10.0
⑦電話・メール等による相談への助言経験あり	153	53.9	56	52.8	96	57.1	1	10.0
⑧その他の経験あり	10	3.5	4	3.8	6	3.6	0	0.0

注：構成比%は、高齢者虐待事案や権利擁護活動に携わった経験があると回答した284人を母数としたものの。

【高齢者虐待事案の対応方針等への助言】

「ケース検討会議等での助言」経験について、弁護士では 60.4%、司法書士（リーガルサポート会員）では 38.1%であり、職種間で差がみられた。

一方、「虐待事案の電話・メール等での助言」については、弁護士、司法書士（リーガルサポート会員）ともに 3 分の 1 程度が経験ありと回答しており、職種間での差はほとんどない。

高齢者虐待事案の対応方針等への助言

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
①ケース検討会議等での助言経験あり	128	45.1	64	60.4	64	38.1	0	0.0
②高齢者虐待事案の電話・メール等での助言経験あり	94	33.1	38	35.8	55	32.7	1	10.0

【高齢者虐待事案への個別対応～再発防止に関連する活動】

「被虐待高齢者や養護者の債務整理」、「被虐待高齢者や養護者の不動産権利・相続等の手続き」、「被虐待高齢者等の消費者被害への対応」などの活動経験割合は、弁護士では 25～34%であるが、司法書士（リーガルサポート会員）では 17～21%にとどまっている。

一方で、成年後見制度に関連する項目では弁護士に比べて司法書士（リーガルサポート会員）の活動経験割合が高く、特に「被虐待高齢者等の成年後見人等への就任」経験は弁護士が 41.5%に対し司法書士（リーガルサポート会員）では 63.1%に及ぶ。

高齢者虐待事案への個別対応～再発防止に関連する活動

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
①被虐待高齢者や養護者の債務整理の経験あり	73	25.7	36	34.0	36	21.4	1	10.0
②被虐待高齢者や養護者の不動産権利・相続等の手続きの経験あり	59	20.8	27	25.5	30	17.9	2	20.0
③被虐待高齢者等の消費者被害への対応の経験あり	59	20.8	29	27.4	29	17.3	1	10.0
④虐待を受けた自立高齢者の代理人としての活動の経験あり	38	13.4	17	16.0	18	10.7	3	30.0
⑤被虐待高齢者等の成年後見人等申立支援（書類作成等）の経験あり	97	34.2	32	30.2	63	37.5	2	20.0
⑥被虐待高齢者等の成年後見人等への就任の経験あり	151	53.2	44	41.5	106	63.1	1	10.0
⑦その他の経験あり	4	1.4	2	1.9	2	1.2	0	0.0

（１）高齢者虐待の未然防止・早期発見・体制整備に関連する活動

①市区町村等が設置する高齢者虐待防止ネットワークへの参加

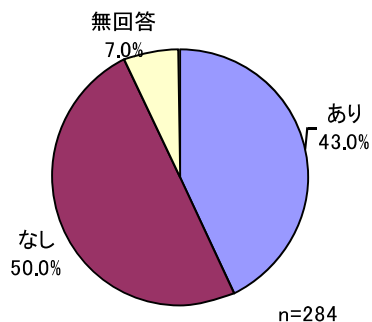
市区町村が設置する高齢者虐待防止ネットワークへの参加経験がある割合は 43.0%を占めた（弁護士では 57.5%、司法書士（リーガルサポート会員）では 36.3%）。

参加・活動形態では、「所属団体からの派遣により参加」が 53.3%、「専門職のチームとして参加」が 40.2%であり、「個人として契約・協力依頼を受けて参加」は 21.3%である。職種別にみると、「専門職のチームとして参加」は弁護士では 52.5%、司法書士（リーガルサポート会員）では 27.9%、「個人として契約・協力依頼を受けて参加」は弁護士では 14.8%、司法書士（リーガルサポート会員）では 27.9%であり、職種間で参加・活動形態に差がみられる。

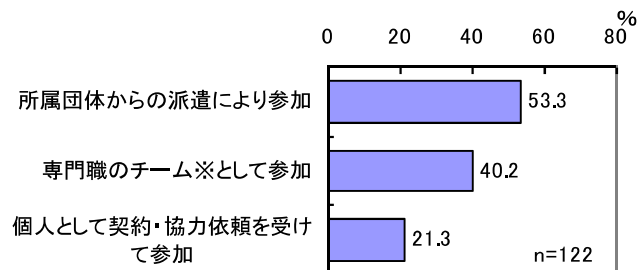
また、参加している高齢者虐待防止ネットワークの実施主体をみると、「市区町村」が 68.9%、「地域包括支援センター」が 19.7%である。職種別にみると、弁護士では「市区町村」が 80.3%を占めるが、司法書士（リーガルサポート会員）では弁護士に比べ「地域包括支援センター」や「社会福祉協議会」が実施主体である割合が高い。

活動か所については、経験者全体の平均では 2.2 か所、弁護士では 3.0 か所、司法書士（リーガルサポート会員）では 1.4 か所であった。

高齢者虐待防止ネットワークへの参加経験

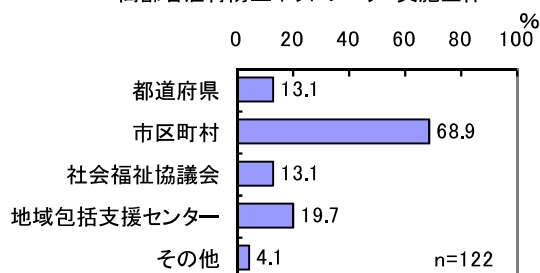


高齢者虐待防止ネットワーク 参加・活動形態

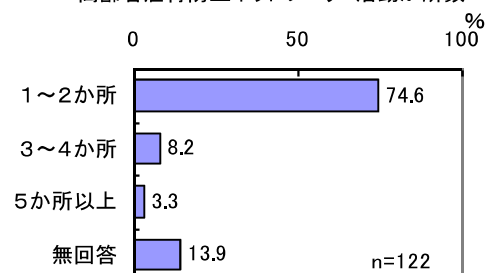


※「専門職のチーム」とは、弁護士や司法書士、社会福祉士など複数の専門職が連携して高齢者虐待事案等への助言等を行っている活動を指します。

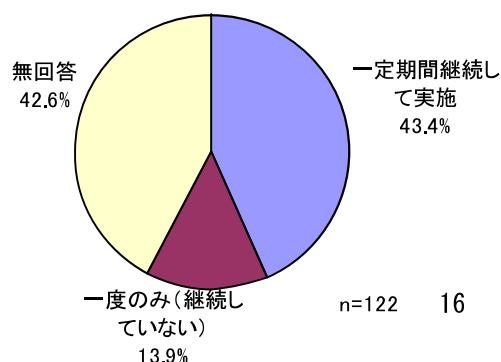
高齢者虐待防止ネットワーク 実施主体



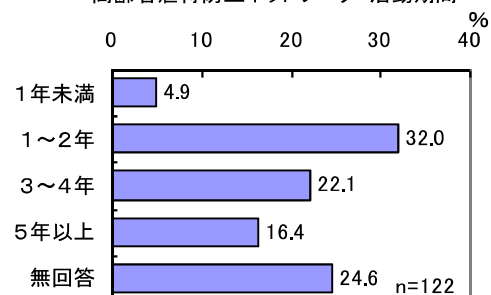
高齢者虐待防止ネットワーク 活動か所数



高齢者虐待防止ネットワーク 活動頻度



高齢者虐待防止ネットワーク 活動期間



高齢者虐待防止ネットワークへの参加経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あり	122	43.0	61	57.5	61	36.3	0	0.0
なし	142	50.0	39	36.8	94	56.0	9	90.0
無回答	20	7.0	6	5.7	13	7.7	1	10.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

高齢者虐待防止ネットワーク 参加・活動形態

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
所属団体からの派遣により参加	65	53.3	33	54.1	32	52.5	0	0.0
専門職のチームとして参加	49	40.2	32	52.5	17	27.9	0	0.0
個人として契約・協力依頼を受けて参加	26	21.3	9	14.8	17	27.9	0	0.0
無回答	2	1.6	0	0.0	2	3.3	0	0.0
合計	122	100.0	61	100.0	61	100.0	0	0.0

高齢者虐待防止ネットワーク 実施主体

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
都道府県	16	13.1	9	14.8	7	11.5	0	0.0
市区町村	84	68.9	49	80.3	35	57.4	0	0.0
社会福祉協議会	16	13.1	5	8.2	11	18.0	0	0.0
地域包括支援センター	24	19.7	7	11.5	17	27.9	0	0.0
その他	5	4.1	3	4.9	2	3.3	0	0.0
無回答	4	3.3	4	6.6	0	0.0	0	0.0
合計	122	100.0	61	100.0	61	100.0	0	0.0

高齢者虐待防止ネットワーク 活動か所数

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2か所	91	74.6	41	67.2	50	82.0	0	0.0
3～4か所	10	8.2	6	9.8	4	6.6	0	0.0
5か所以上	4	3.3	2	3.3	2	3.3	0	0.0
無回答	17	13.9	12	19.7	5	8.2	0	0.0
合計	122	100.0	61	100.0	61	100.0	0	0.0
平均活動か所数	2.2		3.0		1.4		—	

高齢者虐待防止ネットワーク 活動頻度

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
一定期間継続して実施	53	43.4	35	57.4	18	29.5	0	0.0
一度のみ（継続していない）	17	13.9	7	11.5	10	16.4	0	0.0
無回答	52	42.6	19	31.1	33	54.1	0	0.0
合計	122	100.0	61	100.0	61	100.0	0	0.0

高齢者虐待防止ネットワーク 活動期間

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1年未満	6	4.9	3	4.9	3	4.9	0	0.0
1～2年	39	32.0	22	36.1	17	27.9	0	0.0
3～4年	27	22.1	15	24.6	12	19.7	0	0.0
5年以上	20	16.4	7	11.5	13	21.3	0	0.0
無回答	30	24.6	14	23.0	16	26.2	0	0.0
合計	122	100.0	61	100.0	61	100.0	0	0.0

②高齢者虐待防止や権利擁護に関する講演会・シンポジウム等での講師等

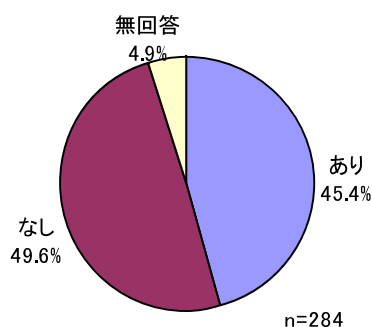
高齢者虐待防止や権利擁護に関する講演会・シンポジウム等での講師等の経験がある割合は45.4%を占めた（弁護士では61.3%、司法書士（リーガルサポート会員）では38.1%）。

参加・活動形態では、「所属団体からの派遣により参加」が69.0%、「専門職のチームとして参加」が14.0%であり、「個人として契約・協力依頼を受けて参加」は45.7%である。職種別にみても、参加・活動形態については大きな違いはみられない。

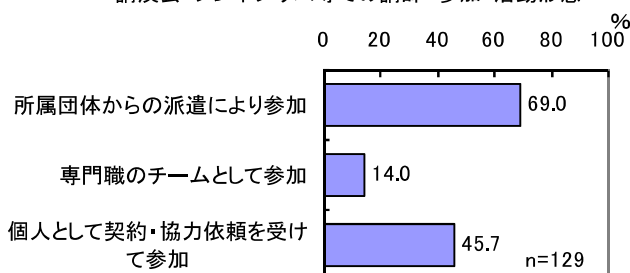
また、講演会・シンポジウムの実施主体をみると、「市区町村」が47.3%、「社会福祉協議会」が45.0%、「都道府県」が28.7%であった。職種別にみると、「都道府県」、「市区町村」、「社会福祉協議会」ともに弁護士の回答割合が高くなっている。

活動か所については、経験者全体の平均では4.0か所、弁護士では6.5か所、司法書士（リーガルサポート会員）では2.1か所であり、職種間で差がみられる。

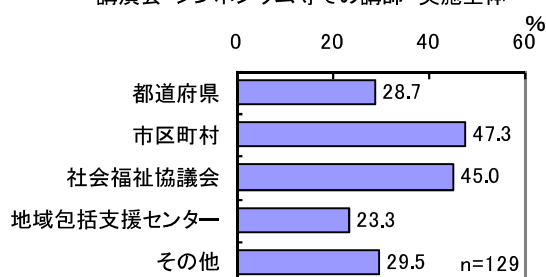
講演会・シンポジウム等での講師等の経験



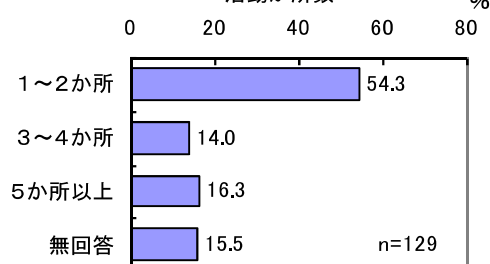
講演会・シンポジウム等での講師 参加・活動形態



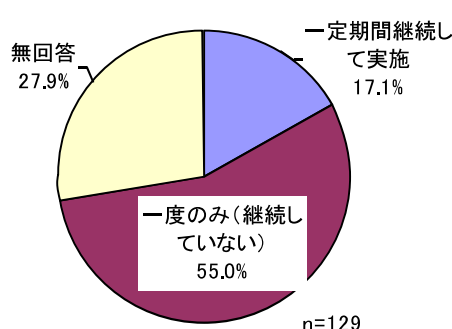
講演会・シンポジウム等での講師 実施主体



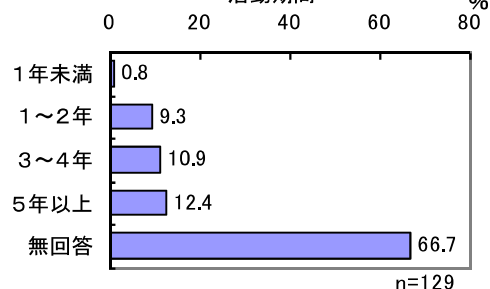
講演会・シンポジウム等での講師 活動か所数



講演会・シンポジウム等での講師等の経験 活動頻度



講演会・シンポジウム等での講師 活動期間



講演会・シンポジウム等での講師等の経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あり	129	45.4	65	61.3	64	38.1	0	0.0
なし	141	49.6	37	34.9	95	56.5	9	90.0
無回答	14	4.9	4	3.8	9	5.4	1	10.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

講演会・シンポジウム等での講師 参加・活動形態

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
所属団体からの派遣により参加	89	69.0	49	75.4	40	62.5	0	0.0
専門職のチームとして参加	18	14.0	12	18.5	6	9.4	0	0.0
個人として契約・協力依頼を受けて参加	59	45.7	29	44.6	30	46.9	0	0.0
無回答	3	2.3	1	1.5	2	3.1	0	0.0
合計	129	100.0	65	100.0	64	100.0	0	0.0

講演会・シンポジウム等での講師 実施主体

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
都道府県	37	28.7	24	36.9	13	20.3	0	0.0
市区町村	61	47.3	37	56.9	24	37.5	0	0.0
社会福祉協議会	58	45.0	32	49.2	26	40.6	0	0.0
地域包括支援センター	30	23.3	14	21.5	16	25.0	0	0.0
その他	38	29.5	18	27.7	20	31.3	0	0.0
無回答	4	3.1	2	3.1	2	3.1	0	0.0
合計	129	100.0	65	100.0	64	100.0	0	0.0

講演会・シンポジウム等での講師 活動か所数

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2か所	70	54.3	27	41.5	43	67.2	0	0.0
3～4か所	18	14.0	8	12.3	10	15.6	0	0.0
5か所以上	21	16.3	13	20.0	8	12.5	0	0.0
無回答	20	15.5	17	26.2	3	4.7	0	0.0
合計	129	100.0	65	100.0	64	100.0	0	0.0
平均活動か所数	4.0		6.5		2.1		—	

講演会・シンポジウム等での講師 活動頻度

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
一定期間継続して実施	22	17.1	12	18.5	10	15.6	0	0.0
一度のみ（継続していない）	71	55.0	33	50.8	38	59.4	0	0.0
無回答	36	27.9	20	30.8	16	25.0	0	0.0
合計	129	100.0	65	100.0	64	100.0	0	0.0

講演会・シンポジウム等での講師 活動期間

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1年未満	1	0.8	1	1.5	0	0.0	0	0.0
1～2年	12	9.3	8	12.3	4	6.3	0	0.0
3～4年	14	10.9	7	10.8	7	10.9	0	0.0
5年以上	16	12.4	6	9.2	10	15.6	0	0.0
無回答	86	66.7	43	66.2	43	67.2	0	0.0
合計	129	100.0	65	100.0	64	100.0	0	0.0

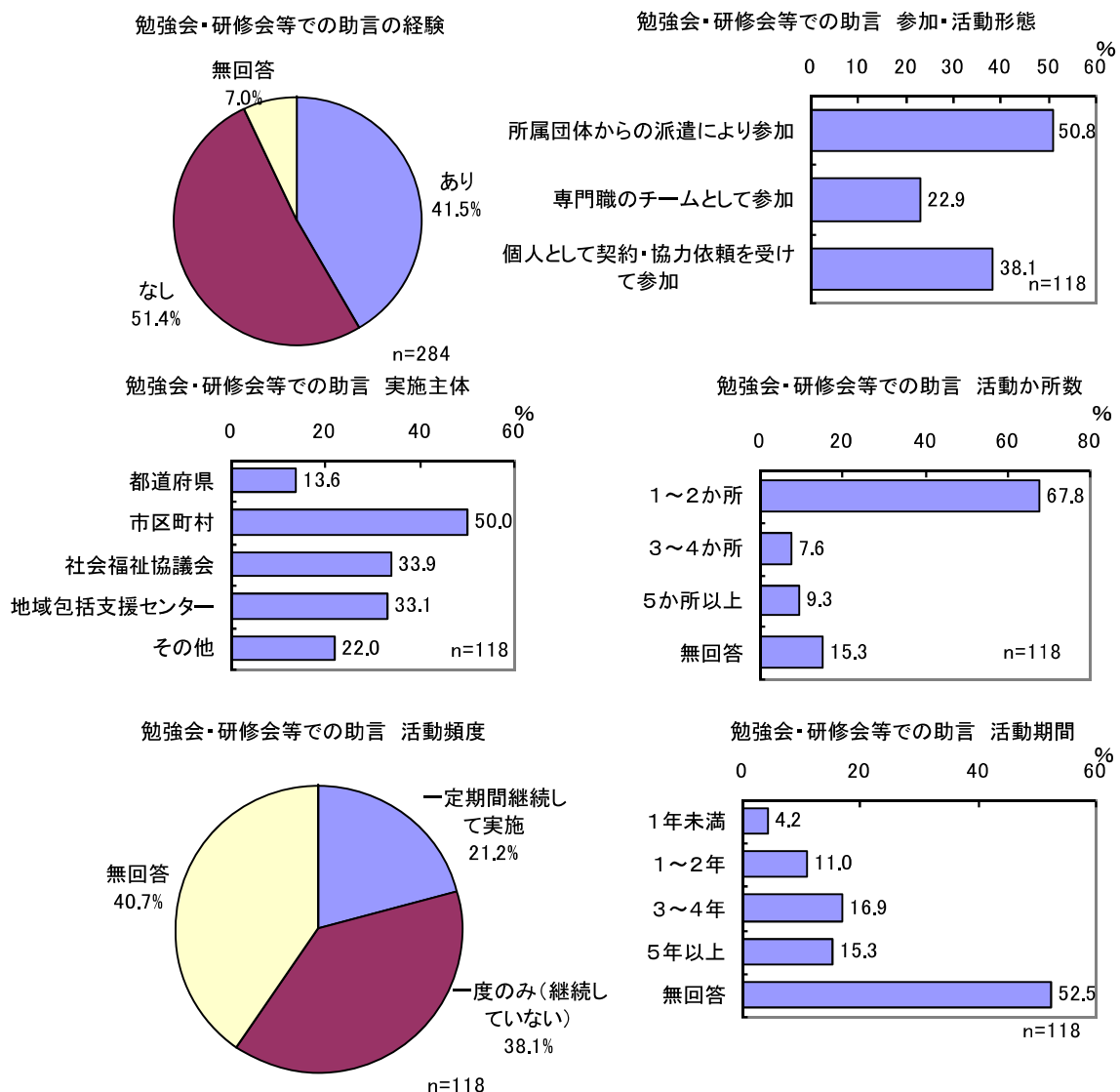
③高齢者虐待防止や権利擁護に関する勉強会・研修会等での助言等

高齢者虐待防止や高齢者の権利擁護に関する勉強会・研修会等での助言等の経験がある割合は41.5%を占めた（弁護士では51.9%、司法書士（リーガルサポート会員）では36.3%）。

参加・活動形態では、「所属団体からの派遣により参加」が50.8%、「専門職のチームとして参加」が22.9%であり、「個人として契約・協力依頼を受けて参加」は38.1%である。職種別にみると、「所属団体からの派遣により参加」は弁護士では60.0%、司法書士（リーガルサポート会員）では44.3%であり、いずれも所属団体からの派遣割合が高い。ただし、司法書士（リーガルサポート会員）では「個人として契約・協力依頼を受けて参加」した割合も41.0%を占める。

勉強会・研修会等の実施主体をみると、「市区町村」が50.0%、「社会福祉協議会」が33.9%、「地域包括支援センター」が33.1%であった。職種別にみると、「都道府県」、「市区町村」、「社会福祉協議会」の割合は職種間で差はないが、司法書士（リーガルサポート会員）では「地域包括支援センター」の割合が45.9%を占めており、活動対象が異なっている。

活動か所については、経験者全体の平均では2.4か所、弁護士では3.4か所、司法書士（リーガルサポート会員）では1.6か所であり、職種間で差がみられる。



勉強会・研修会等での助言の経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あり	118	41.5	55	51.9	61	36.3	2	20.0
なし	146	51.4	45	42.5	94	56.0	7	70.0
無回答	20	7.0	6	5.7	13	7.7	1	10.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

勉強会・研修会等での助言 参加・活動形態

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
所属団体からの派遣により参加	60	50.8	33	60.0	27	44.3	0	0.0
専門職のチームとして参加	27	22.9	16	29.1	10	16.4	1	50.0
個人として契約・協力依頼を受けて参加	45	38.1	19	34.5	25	41.0	1	50.0
無回答	6	5.1	2	3.6	4	6.6	0	0.0
合計	118	100.0	55	100.0	61	100.0	2	100.0

勉強会・研修会等での助言 実施主体

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
都道府県	16	13.6	8	14.5	8	13.1	0	0.0
市区町村	59	50.0	28	50.9	30	49.2	1	50.0
社会福祉協議会	40	33.9	17	30.9	23	37.7	0	0.0
地域包括支援センター	39	33.1	10	18.2	28	45.9	1	50.0
その他	26	22.0	19	34.5	7	11.5	0	0.0
無回答	4	3.4	4	7.3	0	0.0	0	0.0
合計	118	100.0	55	100.0	61	100.0	2	100.0

勉強会・研修会等での助言 活動か所数

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2か所	80	67.8	31	56.4	47	77.0	2	100.0
3～4か所	9	7.6	3	5.5	6	9.8	0	0.0
5か所以上	11	9.3	9	16.4	2	3.3	0	0.0
無回答	18	15.3	12	21.8	6	9.8	0	0.0
合計	118	100.0	55	100.0	61	100.0	2	100.0
平均活動か所数	2.4		3.4		1.6		1.0	

勉強会・研修会等での助言 活動頻度

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
一定期間継続して実施	25	21.2	16	29.1	9	14.8	0	0.0
一度のみ（継続していない）	45	38.1	15	27.3	29	47.5	1	50.0
無回答	48	40.7	24	43.6	23	37.7	1	50.0
合計	118	100.0	55	100.0	61	100.0	2	100.0

勉強会・研修会等での助言 活動期間

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1年未満	5	4.2	5	9.1	0	0.0	0	0.0
1～2年	13	11.0	7	12.7	6	9.8	0	0.0
3～4年	20	16.9	10	18.2	10	16.4	0	0.0
5年以上	18	15.3	8	14.5	9	14.8	1	50.0
無回答	62	52.5	25	45.5	36	59.0	1	50.0
合計	118	100.0	55	100.0	61	100.0	2	100.0

④市区町村や社会福祉協議会等が実施する一般市民向け相談会への参加

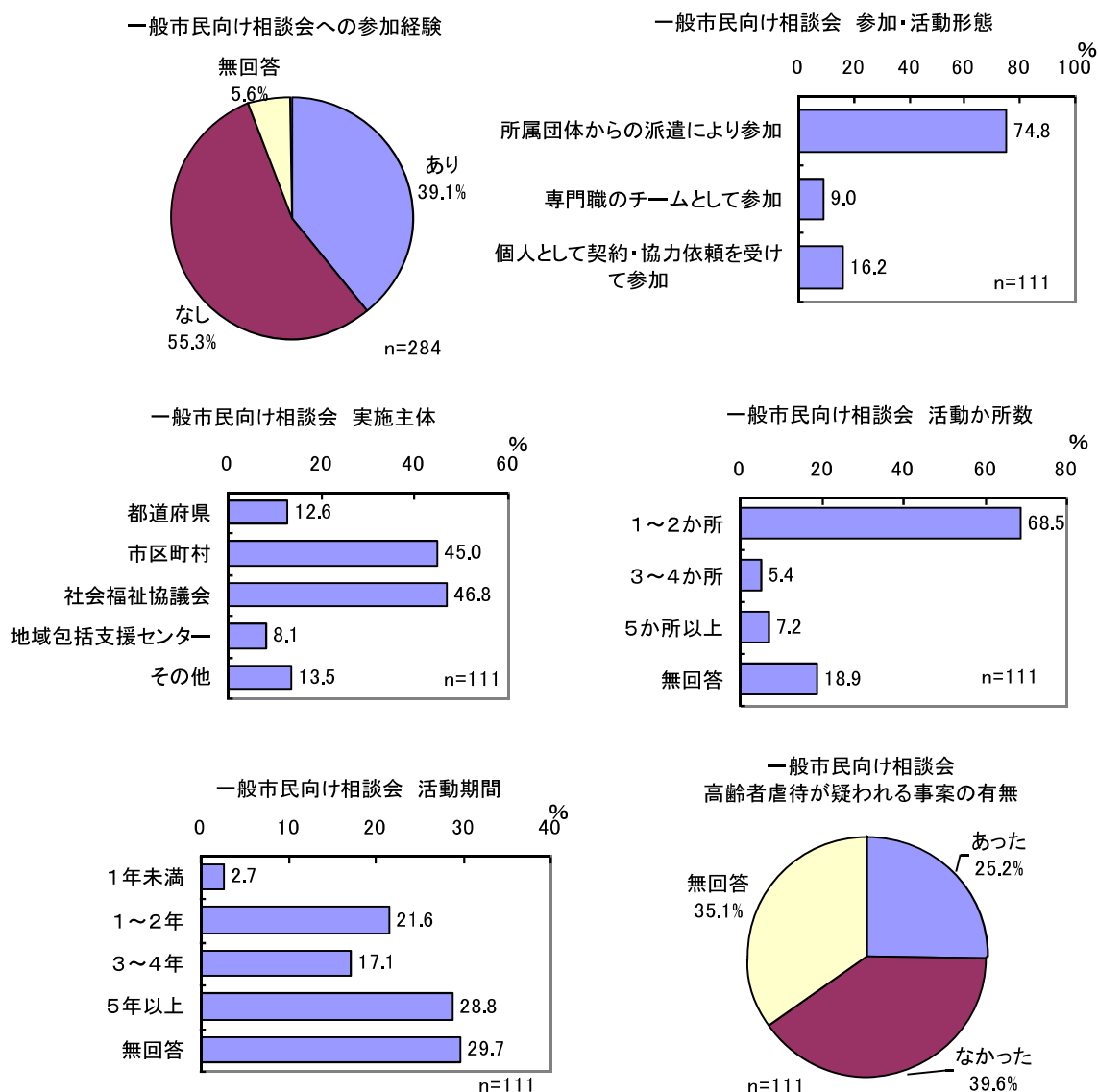
市区町村や社会福祉協議会等が実施する一般市民向け相談会への参加経験がある割合は39.1%を占めた（弁護士では43.4%、司法書士（リーガルサポート会員）では36.9%）。

参加・活動形態では、「所属団体からの派遣により参加」が74.8%を占め、「専門職のチームとして参加」が9.0%、「個人として契約・協力依頼を受けて参加」は16.2%であった。職種別にみても、参加・活動形態には大きな違いはみられない。

一般市民向け相談会の実施主体をみると、「市区町村」が45.0%、「社会福祉協議会」が46.8%、「都道府県」が12.6%であった。

活動か所については、経験者全体の平均では2.1か所、弁護士では2.9か所、司法書士（リーガルサポート会員）では1.7か所であり、職種間で差がみられる。

一般市民向け相談会の中で、高齢者虐待が疑われる事案があったかどうかを尋ねたところ、経験者全体では25.2%（弁護士19.6%、司法書士（リーガルサポート会員）30.6%）が「あった」と回答している。



一般市民向け相談会への参加経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あり	111	39.1	46	43.4	62	36.9	3	30.0
なし	157	55.3	55	51.9	96	57.1	6	60.0
無回答	16	5.6	5	4.7	10	6.0	1	10.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

一般市民向け相談会 参加・活動形態

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
所属団体からの派遣により参加	83	74.8	36	78.3	47	75.8	0	0.0
専門職のチームとして参加	10	9.0	0	0.0	9	14.5	1	33.3
個人として契約・協力依頼を受けて参加	18	16.2	8	17.4	8	12.9	2	66.7
無回答	3	2.7	2	4.3	1	1.6	0	0.0
合計	111	100.0	46	100.0	62	100.0	3	100.0

一般市民向け相談会 実施主体

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
都道府県	14	12.6	10	21.7	4	6.5	0	0.0
市区町村	50	45.0	21	45.7	29	46.8	0	0.0
社会福祉協議会	52	46.8	19	41.3	30	48.4	3	100.0
地域包括支援センター	9	8.1	3	6.5	6	9.7	0	0.0
その他	15	13.5	6	13.0	9	14.5	0	0.0
無回答	6	5.4	3	6.5	3	4.8	0	0.0
合計	111	100.0	46	100.0	62	100.0	3	100.0

一般市民向け相談会 活動か所数

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2 か所	76	68.5	23	50.0	50	80.6	3	100.0
3～4 か所	6	5.4	1	2.2	5	8.1	0	0.0
5 か所以上	8	7.2	5	10.9	3	4.8	0	0.0
無回答	21	18.9	17	37.0	4	6.5	0	0.0
合計	111	100.0	46	100.0	62	100.0	3	100.0
平均活動か所数	2.1		2.9		1.7		1.3	

一般市民向け相談会 活動期間

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1 年未満	3	2.7	1	2.2	2	3.2	0	0.0
1～2 年	24	21.6	9	19.6	15	24.2	0	0.0
3～4 年	19	17.1	6	13.0	13	21.0	0	0.0
5 年以上	32	28.8	12	26.1	17	27.4	3	100.0
無回答	33	29.7	18	39.1	15	24.2	0	0.0
合計	111	100.0	46	100.0	62	100.0	3	100.0

一般市民向け相談会 高齢者虐待が疑われる事案の有無

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あった	28	25.2	9	19.6	19	30.6	0	0.0
なかった	44	39.6	17	37.0	25	40.3	2	66.7
無回答	39	35.1	20	43.5	18	29.0	1	33.3
合計	111	100.0	46	100.0	62	100.0	3	100.0

⑤市区町村や社会福祉協議会等が実施する成年後見制度の検討会議等での助言等

市区町村や社会福祉協議会等が実施する成年後見制度の検討会議等における助言等の経験がある割合は37.7%を占めた(弁護士では34.0%、司法書士(リーガルサポート会員)では41.1%)。

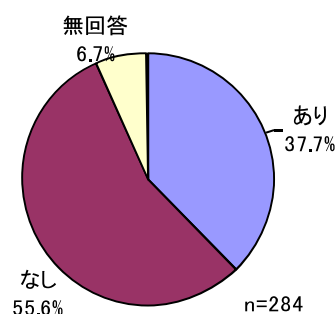
参加・活動形態では、「所属団体からの派遣により参加」が52.3%、「専門職のチームとして参加」が11.2%であり、「個人として契約・協力依頼を受けて参加」は44.9%を占めている。職種別にみても、参加・活動形態には大きな違いはみられない。

成年後見制度の検討会議等の実施主体をみると、「市区町村」が50.5%、「社会福祉協議会」が49.5%、「地域包括支援センター」が26.2%であった。職種別にみると、「市区町村」の割合は職種間で差はないが、弁護士に比べ司法書士(リーガルサポート会員)では「社会福祉協議会」や「地域包括支援センター」の割合が高くなっている。

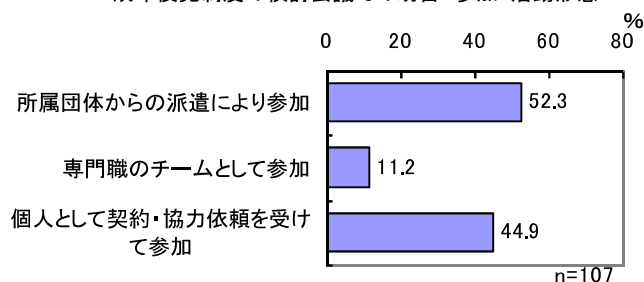
活動か所については、経験者全体の平均では2.1か所、弁護士では3.4か所、司法書士(リーガルサポート会員)では1.6か所であり、職種間で差がみられる。

一般市民向け相談会の中で、高齢者虐待が疑われる事案があったかどうかを尋ねたところ、経験者全体では43.9%(弁護士50.0%、司法書士(リーガルサポート会員)42.0%)が「あった」と回答している。

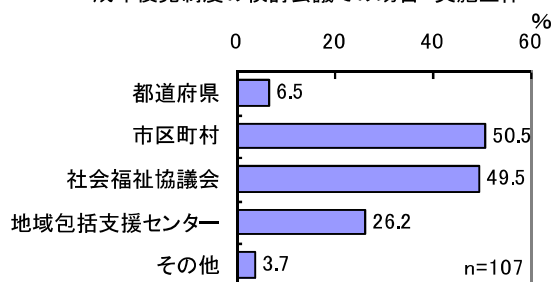
成年後見制度の検討会議等での助言経験



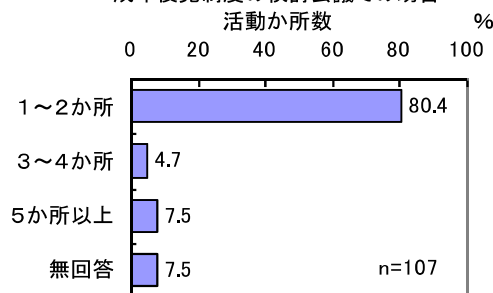
成年後見制度の検討会議での助言 参加・活動形態



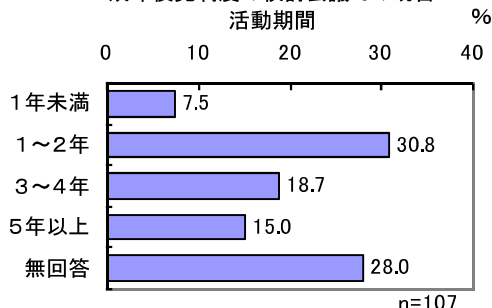
成年後見制度の検討会議での助言 実施主体



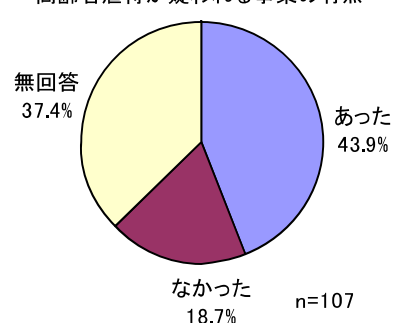
成年後見制度の検討会議での助言 活動か所数



成年後見制度の検討会議での助言 活動期間



成年後見制度の検討会議での助言 高齢者虐待が疑われる事案の有無



成年後見制度の検討会議等での助言経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あり	107	37.7	36	34.0	69	41.1	2	20.0
なし	158	55.6	64	60.4	87	51.8	7	70.0
無回答	19	6.7	6	5.7	12	7.1	1	10.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

成年後見制度の検討会議 参加・活動形態

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
所属団体からの派遣により参加	56	52.3	18	50.0	38	55.1	0	0.0
専門職のチームとして参加	12	11.2	6	16.7	6	8.7	0	0.0
個人として契約・協力依頼を受けて参加	48	44.9	15	41.7	31	44.9	2	100.0
無回答	3	2.8	3	8.3	0	0.0	0	0.0
合計	107	100.0	36	100.0	69	100.0	2	100.0

成年後見制度の検討会議 実施主体

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
都道府県	7	6.5	3	8.3	4	5.8	0	0.0
市区町村	54	50.5	20	55.6	34	49.3	0	0.0
社会福祉協議会	53	49.5	15	41.7	37	53.6	1	50.0
地域包括支援センター	28	26.2	5	13.9	23	33.3	0	0.0
その他	4	3.7	2	5.6	1	1.4	1	50.0
無回答	3	2.8	2	5.6	1	1.4	0	0.0
合計	107	100.0	36	100.0	69	100.0	2	100.0

成年後見制度の検討会議 活動か所数

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2か所	86	80.4	26	72.2	58	84.1	2	100.0
3～4か所	5	4.7	1	2.8	4	5.8	0	0.0
5か所以上	8	7.5	4	11.1	4	5.8	0	0.0
無回答	8	7.5	5	13.9	3	4.3	0	0.0
合計	107	100.0	36	100.0	69	100.0	2	100.0
平均活動か所数	2.1		3.4		1.6		1.0	

成年後見制度の検討会議 活動期間

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1年未満	8	7.5	2	5.6	6	8.7	0	0.0
1～2年	33	30.8	13	36.1	18	26.1	2	100.0
3～4年	20	18.7	9	25.0	11	15.9	0	0.0
5年以上	16	15.0	2	5.6	14	20.3	0	0.0
無回答	30	28.0	10	27.8	20	29.0	0	0.0
合計	107	100.0	36	100.0	69	100.0	2	100.0

成年後見制度の検討会議 高齢者虐待が疑われる事案の有無

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あった	47	43.9	18	50.0	29	42.0	0	0.0
なかった	20	18.7	5	13.9	14	20.3	1	50.0
無回答	40	37.4	13	36.1	26	37.7	1	50.0
合計	107	100.0	36	100.0	69	100.0	2	100.0

⑥市区町村や地域包括支援センターが開催する地域ケア会議等での助言等

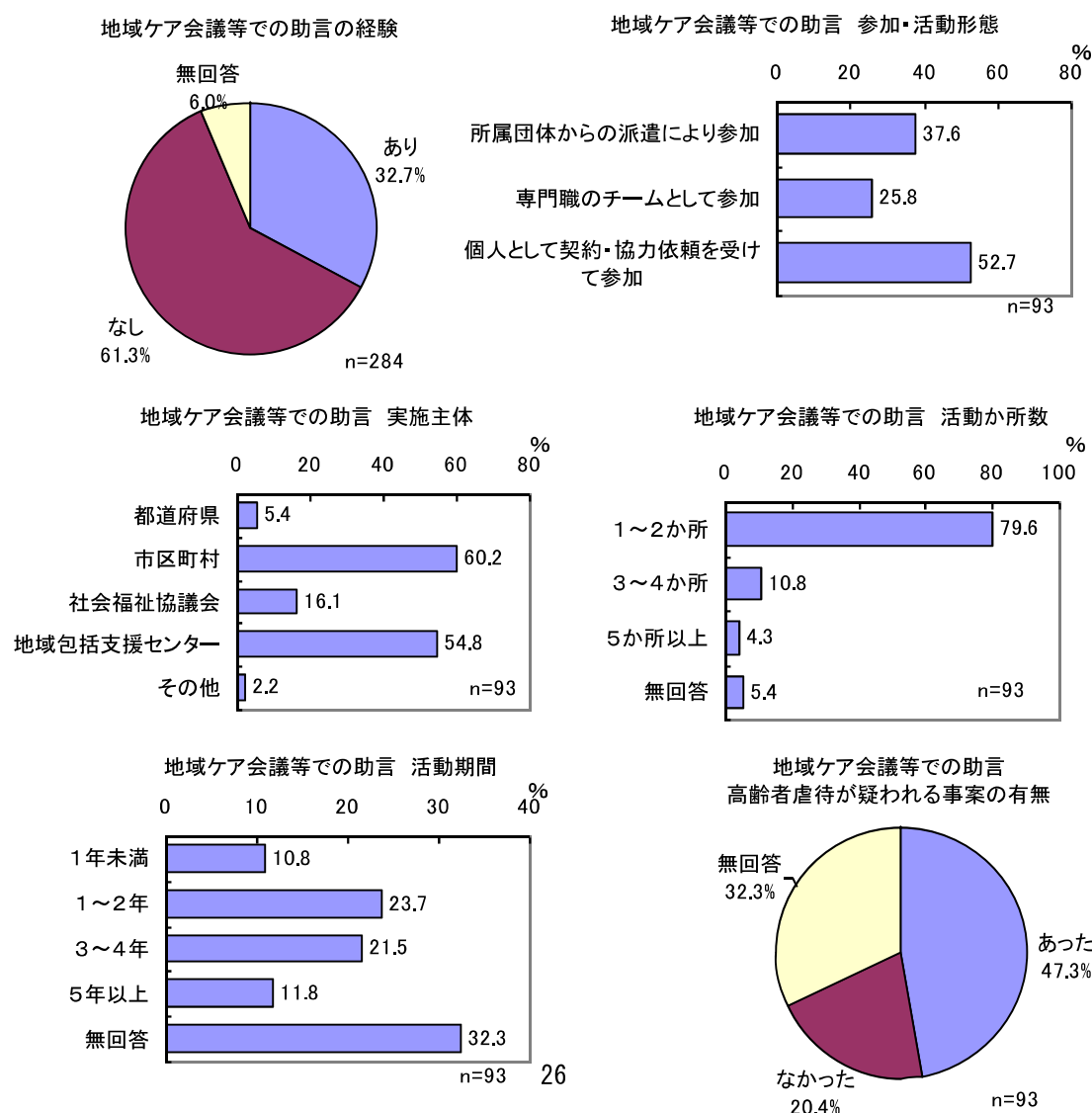
市区町村や地域包括支援センターが開催する地域ケア会議等における助言等の経験がある割合は32.7%を占めた（弁護士では32.1%、司法書士（リーガルサポート会員）では34.5%）。

参加・活動形態では、「所属団体からの派遣により参加」が37.6%、「専門職のチームとして参加」が25.8%であり、「個人として契約・協力依頼を受けて参加」は52.7%を占めている。職種別にみると、「専門職のチームとして参加」が弁護士では44.1%、司法書士（リーガルサポート会員）では15.5%であり、活動形態に差がみられる。

地域ケア会議等の実施主体をみると、「市区町村」が60.2%、「地域包括支援センター」が54.8%であった。職種別にみると、弁護士は「市区町村」が79.4%を占めるが、司法書士（リーガルサポート会員）では48.3%である。一方、「地域包括支援センター」は弁護士では44.1%、司法書士（リーガルサポート会員）では60.3%であり、活動対象が異なっている。

活動か所については、経験者全体の平均では2.0か所、弁護士では3.1か所、司法書士（リーガルサポート会員）では1.4か所であり、職種間で差がみられる。

一般市民向け相談会の中で、高齢者虐待が疑われる事案があったかどうかを尋ねたところ、経験者全体では47.3%（弁護士52.9%、司法書士（リーガルサポート会員）44.8%）が「あった」と回答している。



地域ケア会議等での助言の経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あり	93	32.7	34	32.1	58	34.5	1	10.0
なし	174	61.3	68	64.2	98	58.3	8	80.0
無回答	17	6.0	4	3.8	12	7.1	1	10.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

地域ケア会議等 参加・活動形態

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
所属団体からの派遣により参加	35	37.6	13	38.2	22	37.9	0	0.0
専門職のチームとして参加	24	25.8	15	44.1	9	15.5	0	0.0
個人として契約・協力依頼を受けて参加	49	52.7	18	52.9	30	51.7	1	100.0
無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	93	100.0	34	100.0	58	100.0	1	100.0

地域ケア会議等 実施主体

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
都道府県	5	5.4	4	11.8	1	1.7	0	0.0
市区町村	56	60.2	27	79.4	28	48.3	1	100.0
社会福祉協議会	15	16.1	6	17.6	9	15.5	0	0.0
地域包括支援センター	51	54.8	15	44.1	35	60.3	1	100.0
その他	2	2.2	1	2.9	1	1.7	0	0.0
無回答	1	1.1	0	0.0	1	1.7	0	0.0
合計	93	100.0	34	100.0	58	100.0	1	100.0

地域ケア会議等 活動か所数

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2か所	74	79.6	22	64.7	51	87.9	1	100.0
3～4か所	10	10.8	7	20.6	3	5.2	0	0.0
5か所以上	4	4.3	2	5.9	2	3.4	0	0.0
無回答	5	5.4	3	8.8	2	3.4	0	0.0
合計	93	100.0	34	100.0	58	100.0	1	100.0
平均活動か所数	2.0		3.1		1.4		1.0	

地域ケア会議等 活動期間

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1年未満	10	10.8	2	5.9	8	13.8	0	0.0
1～2年	22	23.7	8	23.5	13	22.4	1	100.0
3～4年	20	21.5	11	32.4	9	15.5	0	0.0
5年以上	11	11.8	3	8.8	8	13.8	0	0.0
無回答	30	32.3	10	29.4	20	34.5	0	0.0
合計	93	100.0	34	100.0	58	100.0	1	100.0

地域ケア会議等 高齢者虐待が疑われる事案の有無

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あった	44	47.3	18	52.9	26	44.8	0	0.0
なかった	19	20.4	4	11.8	15	25.9	0	0.0
無回答	30	32.3	12	35.3	17	29.3	1	100.0
合計	93	100.0	34	100.0	58	100.0	1	100.0

⑦市区町村や地域包括支援センターからの電話・メール等による相談への助言等

市区町村や地域包括支援センターからの電話・メール等による相談に対する助言等（困難事例への対応等）の経験がある割合は 53.9%を占めた（弁護士では 52.8%、司法書士（リーガルサポート会員）では 57.1%）。

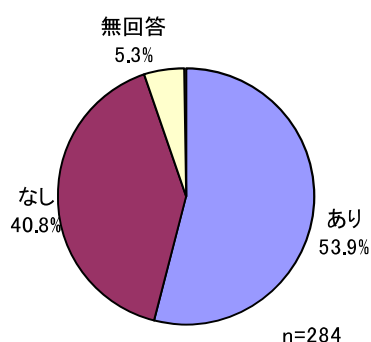
参加・活動形態では、「所属団体からの派遣により参加」が 37.3%、「専門職のチームとして参加」が 12.4%であり、「個人として契約・協力依頼を受けて参加」は 55.6%を占めた。職種別にみると、「個人として契約・協力依頼を受けて参加」が弁護士では 42.9%、司法書士（リーガルサポート会員）では 62.5%であり、活動形態に差がみられる。

地域ケア会議等の実施主体をみると、「市区町村」が 50.3%、「地域包括支援センター」が 56.2%、「社会福祉協議会」が 31.4%であった。職種別にみると、「市区町村」の割合に差はないが、弁護士に比べ司法書士（リーガルサポート会員）では「地域包括支援センター」や「社会福祉協議会」の割合が高く、活動対象に差がみられる。

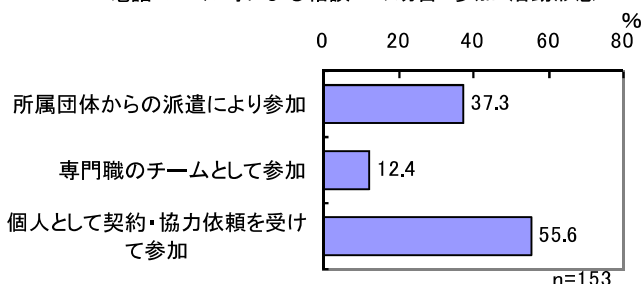
活動か所については、経験者全体の平均では 2.5 か所、弁護士では 4.3 か所、司法書士（リーガルサポート会員）では 1.7 か所であり、職種間で差がみられる。

一般市民向け相談会の中で、高齢者虐待が疑われる事案があったかどうかを尋ねたところ、経験者全体では 53.6%（弁護士 57.1%、司法書士（リーガルサポート会員）52.1%）が「あった」と回答している。

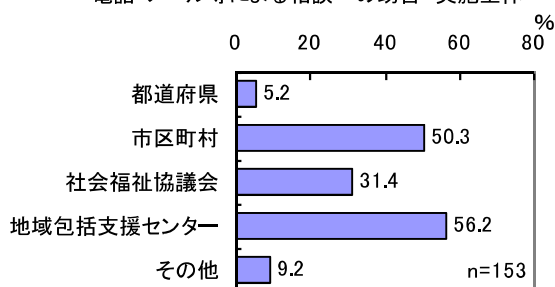
電話・メール等による相談への助言の経験



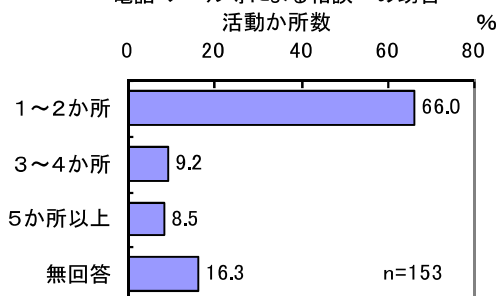
電話・メール等による相談への助言 参加・活動形態



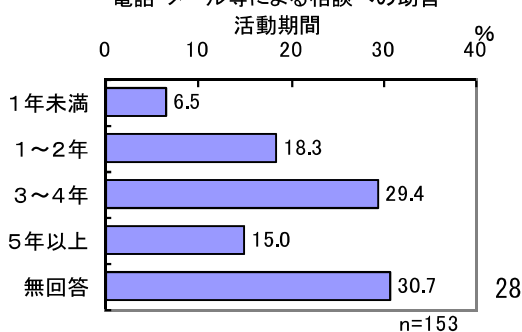
電話・メール等による相談への助言 実施主体



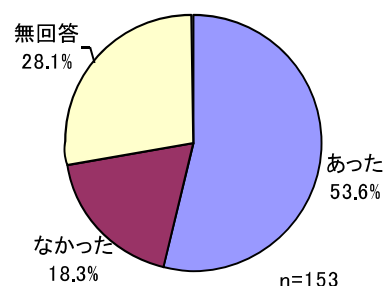
電話・メール等による相談への助言 活動か所数



電話・メール等による相談への助言 活動期間



電話・メール等による相談への助言 高齢者虐待が疑われる事案の有無



電話・メール等による相談への助言の経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あり	153	53.9	56	52.8	96	57.1	1	10.0
なし	116	40.8	45	42.5	63	37.5	8	80.0
無回答	15	5.3	5	4.7	9	5.4	1	10.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

電話・メール等による相談への助言 参加・活動形態

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
所属団体からの派遣により参加	57	37.3	26	46.4	31	32.3	0	0.0
専門職のチームとして参加	19	12.4	10	17.9	9	9.4	0	0.0
個人として契約・協力依頼を受けて参加	85	55.6	24	42.9	60	62.5	1	100.0
無回答	4	2.6	2	3.6	2	2.1	0	0.0
合計	153	100.0	56	100.0	96	100.0	1	100.0

電話・メール等による相談への助言 実施主体

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
都道府県	8	5.2	6	10.7	2	2.1	0	0.0
市区町村	77	50.3	28	50.0	49	51.0	0	0.0
社会福祉協議会	48	31.4	15	26.8	33	34.4	0	0.0
地域包括支援センター	86	56.2	24	42.9	61	63.5	1	100.0
その他	14	9.2	6	10.7	8	8.3	0	0.0
無回答	2	1.3	1	1.8	1	1.0	0	0.0
合計	153	100.0	56	100.0	96	100.0	1	100.0

電話・メール等による相談への助言 活動か所数

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2か所	101	66.0	27	48.2	73	76.0	1	100.0
3～4か所	14	9.2	5	8.9	9	9.4	0	0.0
5か所以上	13	8.5	7	12.5	6	6.3	0	0.0
無回答	25	16.3	17	30.4	8	8.3	0	0.0
合計	153	100.0	56	100.0	96	100.0	1	100.0
平均活動か所数	2.5		4.3		1.7		1.0	

電話・メール等による相談への助言 活動期間

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1年未満	10	6.5	5	8.9	5	5.2	0	0.0
1～2年	28	18.3	10	17.9	18	18.8	0	0.0
3～4年	45	29.4	20	35.7	24	25.0	1	100.0
5年以上	23	15.0	5	8.9	18	18.8	0	0.0
無回答	47	30.7	16	28.6	31	32.3	0	0.0
合計	153	100.0	56	100.0	96	100.0	1	100.0

電話・メール等による相談への助言 高齢者虐待が疑われる事案の有無

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あった	82	53.6	32	57.1	50	52.1	0	0.0
なかった	28	18.3	10	17.9	18	18.8	0	0.0
無回答	43	28.1	14	25.0	28	29.2	1	100.0
合計	153	100.0	56	100.0	96	100.0	1	100.0

（２）高齢者虐待事案の対応方針等への助言

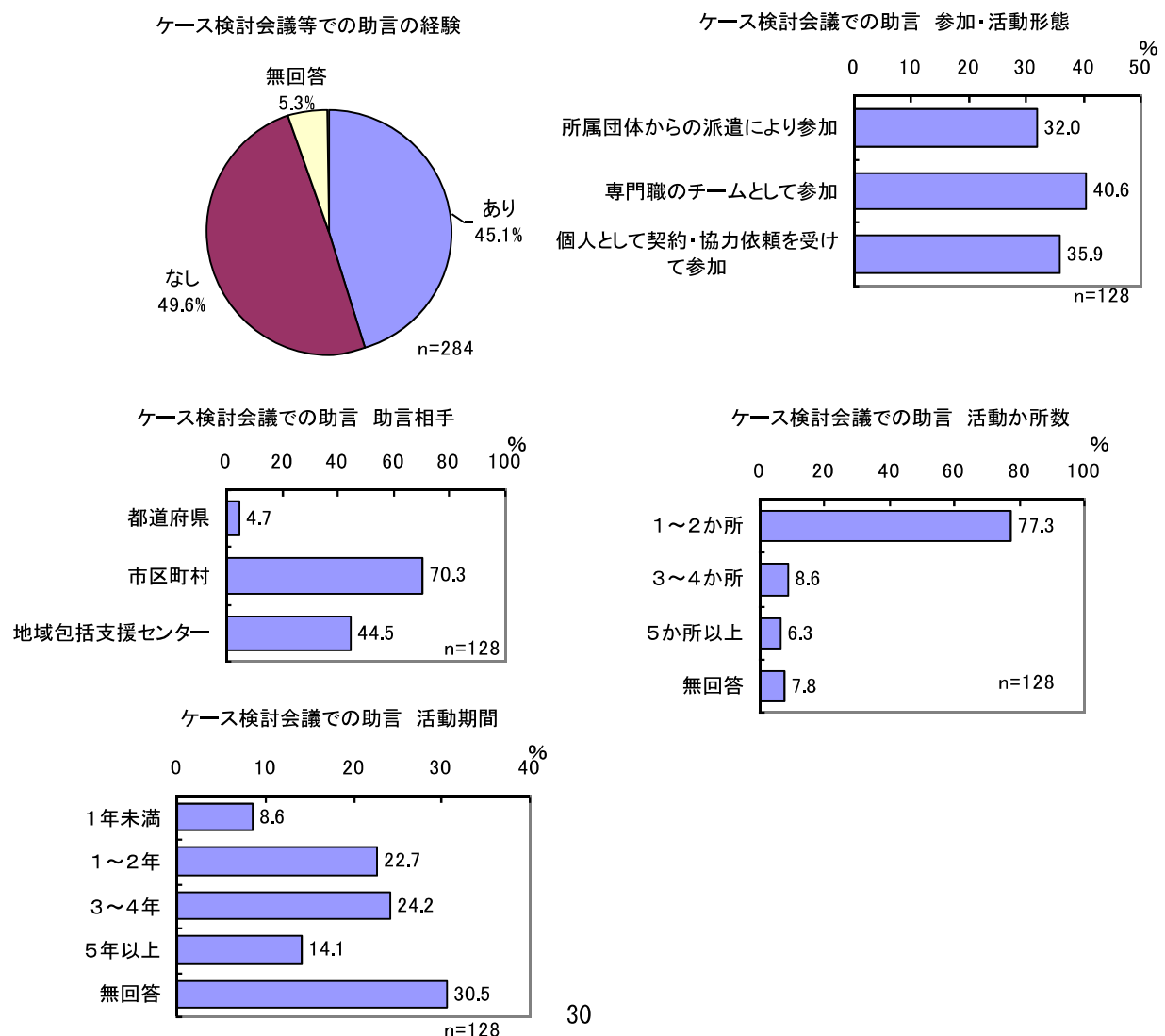
①高齢者虐待事案のケース検討会議等での助言

高齢者虐待事案のケース検討会議等における助言等の経験がある割合は 45.1%を占めた（弁護士では 60.4%、司法書士（リーガルサポート会員）では 38.1%）。

参加・活動形態では、「所属団体からの派遣により参加」が 32.0%、「専門職のチームとして参加」が 40.6%、「個人として契約・協力依頼を受けて参加」が 35.9%であった。職種別にみると、弁護士では「専門職のチームとして参加」が 56.3%を占めているが、司法書士（リーガルサポート会員）では「個人として契約・協力依頼を受けて参加」46.9%であり、活動形態に差がみられる。

ケース検討会議等での助言相手をみると、「市区町村」が 70.3%、「地域包括支援センター」が 44.5%であった。職種別にみると、弁護士では「市区町村」に対する助言が 81.3%を占めているが、司法書士（リーガルサポート会員）では「市区町村」、「地域包括支援センター」とも 56～59%であり、助言相手に差がみられる。

活動か所については、経験者全体の平均では 2.3 か所、弁護士では 3.2 か所、司法書士（リーガルサポート会員）では 1.5 か所であり、職種間で差がみられる。



ケース検討会議等での助言の経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あり	128	45.1	64	60.4	64	38.1	0	0.0
なし	141	49.6	39	36.8	93	55.4	9	90.0
無回答	15	5.3	3	2.8	11	6.5	1	10.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

ケース検討会議での助言 参加・活動形態

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
所属団体からの派遣により参加	41	32.0	21	32.8	20	31.3	0	0.0
専門職のチームとして参加	52	40.6	36	56.3	16	25.0	0	0.0
個人として契約・協力依頼を受けて参加	46	35.9	16	25.0	30	46.9	0	0.0
無回答	4	3.1	3	4.7	1	1.6	0	0.0
合計	128	100.0	64	100.0	64	100.0	0	0.0

ケース検討会議での助言 助言相手

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
都道府県	6	4.7	4	6.3	2	3.1	0	0.0
市区町村	90	70.3	52	81.3	38	59.4	0	0.0
地域包括支援センター	57	44.5	21	32.8	36	56.3	0	0.0
無回答	4	3.1	2	3.1	2	3.1	0	0.0
合計	128	100.0	64	100.0	64	100.0	0	0.0

ケース検討会議での助言 活動か所数

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2か所	99	77.3	43	67.2	56	87.5	0	0.0
3～4か所	11	8.6	9	14.1	2	3.1	0	0.0
5か所以上	8	6.3	5	7.8	3	4.7	0	0.0
無回答	10	7.8	7	10.9	3	4.7	0	0.0
合計	128	100.0	64	100.0	64	100.0	0	0.0
平均活動か所数	2.3		3.2		1.5		-	

ケース検討会議での助言 活動期間

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1年未満	11	8.6	5	7.8	6	9.4	0	0.0
1～2年	29	22.7	14	21.9	15	23.4	0	0.0
3～4年	31	24.2	18	28.1	13	20.3	0	0.0
5年以上	18	14.1	7	10.9	11	17.2	0	0.0
無回答	39	30.5	20	31.3	19	29.7	0	0.0
合計	128	100.0	64	100.0	64	100.0	0	0.0

②高齢者虐待事案の電話・メール等による相談への助言

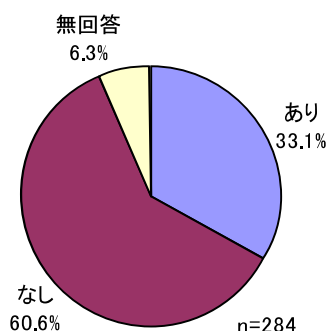
高齢者虐待事案の電話・メール等による相談への助言経験がある割合は 33.1%を占めた（弁護士では 35.8%、司法書士（リーガルサポート会員）では 32.7%）。

参加・活動形態では、「所属団体からの派遣により参加」が 28.7%、「専門職のチームとして参加」が 23.4%であり、「個人として契約・協力依頼を受けて参加」が 57.4%を占めた。職種別にみると、弁護士、司法書士（リーガルサポート会員）ともに「個人として契約・協力依頼を受けて参加」割合が 50%以上を占めて最も多いが、弁護士では「専門職のチームとして参加」が 34.2%を占めている。

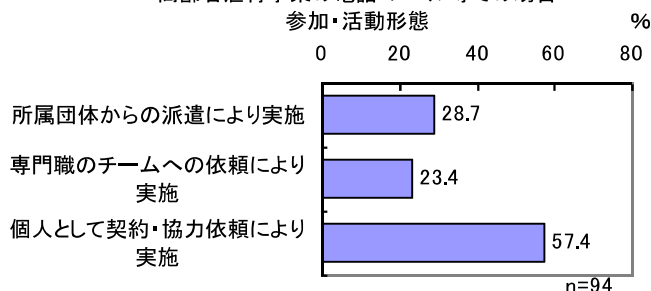
電話・メール等による相談への助言相手をみると、「市区町村」が 62.8%、「地域包括支援センター」が 56.4%であった。職種別にみると、弁護士では「市区町村」が 71.1%を占めているが、司法書士（リーガルサポート会員）では「地域包括支援センター」が 72.7%を占めており、助言相手に差がみられる。

活動か所については、経験者全体の平均では 2.5 か所、弁護士では 4.0 か所、司法書士（リーガルサポート会員）では 1.7 か所であり、職種間で差がみられる。

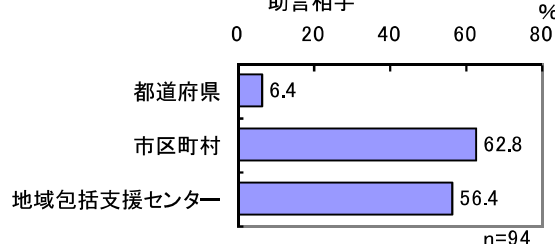
高齢者虐待事案の電話・メール等での助言の経験



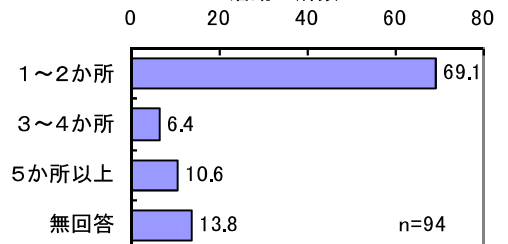
高齢者虐待事案の電話・メール等での助言参加・活動形態



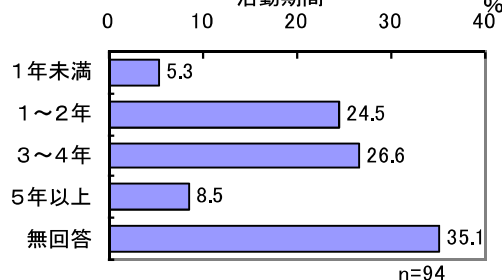
高齢者虐待事案の電話・メール等での助言助言相手



高齢者虐待事案の電話・メール等での助言活動か所数



高齢者虐待事案の電話・メール等での助言活動期間



高齢者虐待事案の電話・メール等での助言の経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あり	94	33.1	38	35.8	55	32.7	1	10.0
なし	172	60.6	63	59.4	101	60.1	8	80.0
無回答	18	6.3	5	4.7	12	7.1	1	10.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

高齢者虐待事案の電話・メール等での助言 参加・活動形態

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
所属団体からの派遣により実施	27	28.7	10	26.3	17	30.9	0	0.0
専門職のチームへの依頼により実施	22	23.4	13	34.2	9	16.4	0	0.0
個人として契約・協力依頼により実施	54	57.4	21	55.3	32	58.2	1	100.0
無回答	3	3.2	1	2.6	2	3.6	0	0.0
合計	94	100.0	38	100.0	55	100.0	1	100.0

高齢者虐待事案の電話・メール等での助言 助言相手

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
都道府県	6	6.4	5	13.2	1	1.8	0	0.0
市区町村	59	62.8	27	71.1	31	56.4	1	100.0
地域包括支援センター	53	56.4	13	34.2	40	72.7	0	0.0
無回答	8	8.5	4	10.5	4	7.3	0	0.0
合計	94	100.0	38	100.0	55	100.0	1	100.0

高齢者虐待事案の電話・メール等での助言 活動か所数

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2か所	65	69.1	20	52.6	44	80.0	1	100.0
3～4か所	6	6.4	5	13.2	1	1.8	0	0.0
5か所以上	10	10.6	5	13.2	5	9.1	0	0.0
無回答	13	13.8	8	21.1	5	9.1	0	0.0
合計	94	100.0	38	100.0	55	100.0	1	100.0
平均活動か所数	2.5		4.0		1.7		1.0	

高齢者虐待事案の電話・メール等での助言 活動期間

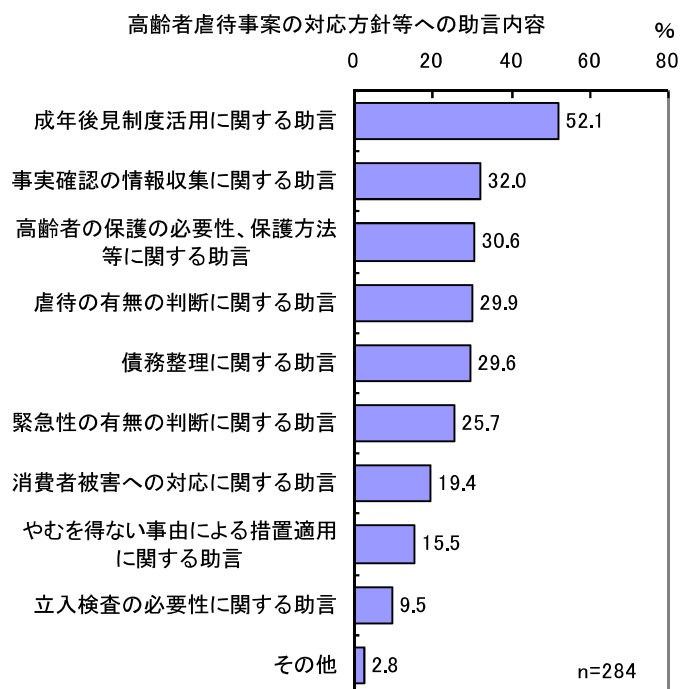
	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1年未満	5	5.3	2	5.3	3	5.5	0	0.0
1～2年	23	24.5	7	18.4	15	27.3	1	100.0
3～4年	25	26.6	13	34.2	12	21.8	0	0.0
5年以上	8	8.5	1	2.6	7	12.7	0	0.0
無回答	33	35.1	15	39.5	18	32.7	0	0.0
合計	94	100.0	38	100.0	55	100.0	1	100.0

◆高齢者虐待事案の対応方針等への助言内容

高齢者虐待事案に関して助言経験がある回答者に対して具体的な助言内容を尋ねたところ、助言経験者全体では「成年後見制度活用に関する助言」が52.1%で最も多く、次いで「事実確認の情報収集に関する助言」32.0%、「高齢者の保護の必要性、保護方法等に関する助言」30.6%、「虐待の有無の判断に関する助言」29.9%、「債務整理に関する助言」29.6%の順となっている。

職種別にみると、「成年後見制度活用に関する助言」については弁護士、司法書士（リーガルサポート会員）ともに最も高くなっている。

弁護士では「事実確認の情報収集に関する助言」や「虐待の有無の判断に関する助言」、「緊急性の有無の判断に関する助言」、「高齢者の保護の必要性、保護方法等に関する助言」などは40～50%の回答率となっており、市区町村が行う高齢者虐待事案の各種判断や対応方針の決定を後押しする助言を行っている割合が高い。一方、司法書士（リーガルサポート会員）では成年後見制度活用に関する助言が中心である。



高齢者虐待事案の対応方針等への助言内容

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
成年後見制度活用に関する助言	148	52.1	58	54.7	89	53.0	1	10.0
事実確認の情報収集に関する助言	91	32.0	55	51.9	35	20.8	1	10.0
高齢者の保護の必要性、保護方法等に関する助言	87	30.6	47	44.3	39	23.2	1	10.0
虐待の有無の判断に関する助言	85	29.9	53	50.0	31	18.5	1	10.0
債務整理に関する助言	84	29.6	38	35.8	45	26.8	1	10.0
緊急性の有無の判断に関する助言	73	25.7	43	40.6	29	17.3	1	10.0
消費者被害への対応に関する助言	55	19.4	24	22.6	31	18.5	0	0.0
やむを得ない事由による措置適用に関する助言	44	15.5	30	28.3	14	8.3	0	0.0
立入検査の必要性に関する助言	27	9.5	17	16.0	10	6.0	0	0.0
その他	8	2.8	5	4.7	3	1.8	0	0.0
無回答	113	39.8	34	32.1	71	42.3	8	80.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

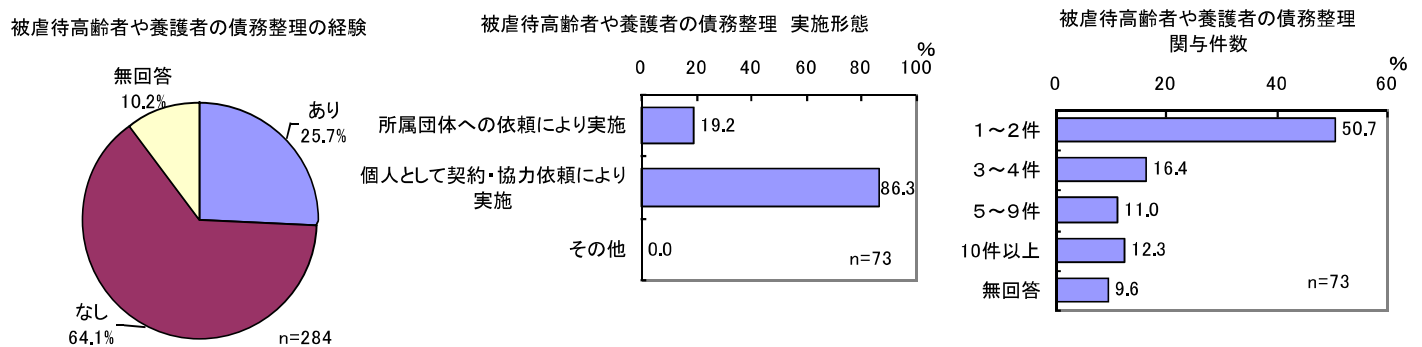
（３）高齢者虐待事案への個別対応～再発防止に関連する活動

①被虐待高齢者や養護者の債務整理

被虐待高齢者や養護者の債務整理の経験がある割合は 25.7%を占めた（弁護士では 34.0%、司法書士（リーガルサポート会員）では 21.4%）。

実施形態では、「所属団体からの依頼により実施」が 19.2%であり、「個人として契約・協力依頼により実施」が 86.3%を占めた。職種別にみても、弁護士、司法書士（リーガルサポート会員）ともに「個人として契約・協力依頼により実施」した割合が 80%以上を占めている。

被虐待高齢者や養護者の債務整理の関与件数は、経験者全体の平均では 6.6 件、弁護士では 7.9 件、司法書士（リーガルサポート会員）では 4.8 件であり、職種間で差がみられる。



被虐待高齢者や養護者の債務整理の経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あり	73	25.7	36	34.0	36	21.4	1	10.0
なし	182	64.1	62	58.5	112	66.7	8	80.0
無回答	29	10.2	8	7.5	20	11.9	1	10.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

被虐待高齢者や養護者の債務整理 実施形態

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
所属団体への依頼により実施	14	19.2	5	13.9	9	25.0	0	0.0
個人として契約・協力依頼により実施	63	86.3	32	88.9	30	83.3	1	100.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	1	1.4	0	0.0	1	2.8	0	0.0
合計	73	100.0	36	100.0	36	100.0	1	100.0

被虐待高齢者や養護者の債務整理 関与件数

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2件	37	50.7	19	52.8	18	50.0	0	0.0
3～4件	12	16.4	5	13.9	7	19.4	0	0.0
5～9件	8	11.0	4	11.1	4	11.1	0	0.0
10件以上	9	12.3	5	13.9	3	8.3	1	100.0
無回答	7	9.6	3	8.3	4	11.1	0	0.0
合計	73	100.0	36	100.0	36	100.0	1	100.0
平均関与件数	6.6		7.9		4.8		-	

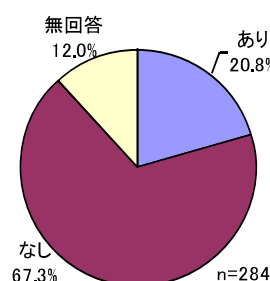
②被虐待高齢者や養護者の不動産権利・相続等に関する手続き

被虐待高齢者や養護者の不動産権利・相続等に関する手続きの経験がある割合は 20.8%を占めた（弁護士では 25.5%、司法書士（リーガルサポート会員）では 17.9%）。

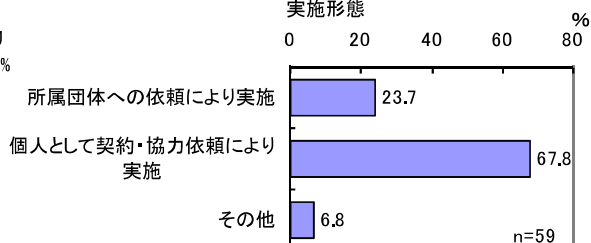
実施形態では、「所属団体からの依頼により実施」が 23.7%であり、「個人として契約・協力依頼により実施」が 67.8%を占めた。職種別にみても、弁護士、司法書士（リーガルサポート会員）ともに「個人として契約・協力依頼により実施」した割合が 63～74%を占めている。

被虐待高齢者や養護者の不動産権利・相続等に関する手続き関与件数は、経験者全体の平均では 2.5 件、弁護士では 2.8 件、司法書士（リーガルサポート会員）では 2.4 件であり、職種間で差はない。

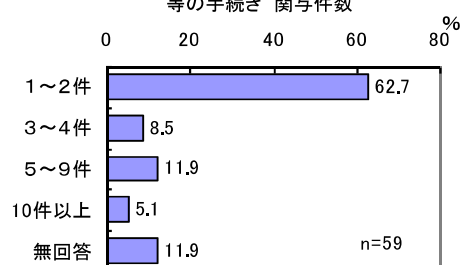
被虐待高齢者や養護者の
不動産権利・相続等の手続きの経験



被虐待高齢者や養護者の不動産権利・相続等の手続き
実施形態



被虐待高齢者や養護者の不動産権利・相続
等の手続き 関与件数



被虐待高齢者や養護者の不動産権利・相続等の手続きの経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あり	59	20.8	27	25.5	30	17.9	2	20.0
なし	191	67.3	71	67.0	114	67.9	6	60.0
無回答	34	12.0	8	7.5	24	14.3	2	20.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

被虐待高齢者や養護者の不動産権利・相続等の手続き 実施形態

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
所属団体への依頼により実施	14	23.7	6	22.2	8	26.7	0	0.0
個人として契約・協力依頼により実施	40	67.8	20	74.1	19	63.3	1	50.0
その他	4	6.8	1	3.7	3	10.0	0	0.0
無回答	4	6.8	2	7.4	1	3.3	1	50.0
合計	59	100.0	27	100.0	30	100.0	2	100.0

被虐待高齢者や養護者の不動産権利・相続等の手続き 関与件数

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2件	37	62.7	16	59.3	19	63.3	2	100.0
3～4件	5	8.5	0	0.0	5	16.7	0	0.0
5～9件	7	11.9	4	14.8	3	10.0	0	0.0
10件以上	3	5.1	2	7.4	1	3.3	0	0.0
無回答	7	11.9	5	18.5	2	6.7	0	0.0
合計	59	100.0	27	100.0	30	100.0	2	100.0
平均関与件数	2.5		2.8		2.4		2.0	

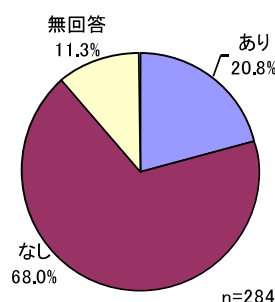
③被虐待高齢者等の消費者被害への対応

被虐待高齢者等の消費者被害への対応経験がある割合は 20.8%を占めた（弁護士では 27.4%、司法書士（リーガルサポート会員）では 17.3%）。

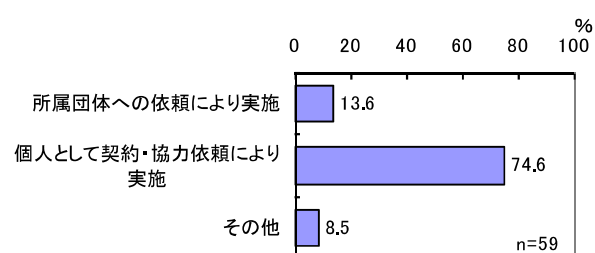
実施形態では、「所属団体からの依頼により実施」が 13.6%であり、「個人として契約・協力依頼により実施」が 74.6%を占めた。職種別にみても、弁護士、司法書士（リーガルサポート会員）ともに「個人として契約・協力依頼により実施」した割合が 70%以上を占めている。

被虐待高齢者等の消費者被害対応の関与件数は、経験者全体の平均では 4.4 件、弁護士では 6.8 件、司法書士（リーガルサポート会員）では 2.1 件であり、職種間で差がみられる。

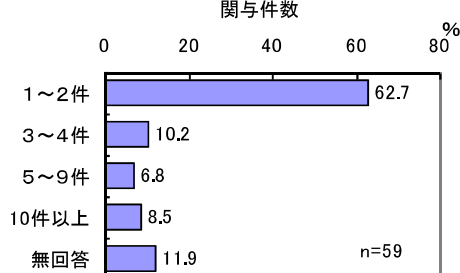
被虐待高齢者等の消費者被害への対応の経験



被虐待高齢者等の消費者被害への対応 実施形態



被虐待高齢者等の消費者被害への対応 関与件数



被虐待高齢者等の消費者被害への対応の経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あり	59	20.8	29	27.4	29	17.3	1	10.0
なし	193	68.0	69	65.1	116	69.0	8	80.0
無回答	32	11.3	8	7.5	23	13.7	1	10.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

被虐待高齢者等の消費者被害への対応 実施形態

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
所属団体への依頼により実施	8	13.6	6	20.7	2	6.9	0	0.0
個人として契約・協力依頼により実施	44	74.6	23	79.3	21	72.4	0	0.0
その他	5	8.5	1	3.4	4	13.8	0	0.0
無回答	5	8.5	1	3.4	3	10.3	1	100.0
合計	59	100.0	29	100.0	29	100.0	1	100.0

被虐待高齢者等の消費者被害への対応 関与件数

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2件	37	62.7	15	51.7	22	75.9	0	0.0
3～4件	6	10.2	4	13.8	1	3.4	1	100.0
5～9件	4	6.8	2	6.9	2	6.9	0	0.0
10件以上	5	8.5	4	13.8	1	3.4	0	0.0
無回答	7	11.9	4	13.8	3	10.3	0	0.0
合計	59	100.0	29	100.0	29	100.0	1	100.0
平均関与件数	4.4		6.8		2.1		3.0	

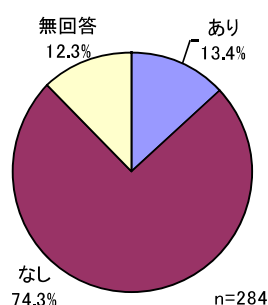
④虐待を受けた自立高齢者の代理人としての活動

虐待を受けた自立高齢者の代理人としての活動経験がある割合は13.4%を占めた（弁護士では16.0%、司法書士（リーガルサポート会員）では10.7%）。

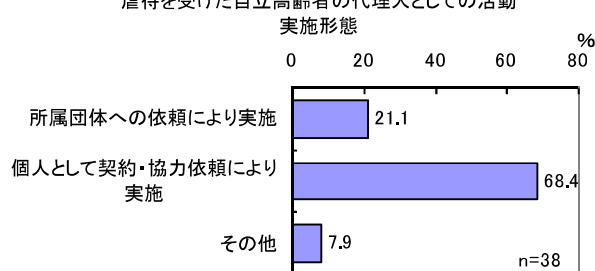
実施形態では、「所属団体からの依頼により実施」が21.1%であり、「個人として契約・協力依頼により実施」が68.4%を占めた。職種別にみても、弁護士、司法書士（リーガルサポート会員）ともに「個人として契約・協力依頼により実施」した割合が高い。

虐待を受けた自立高齢者の代理人としての活動件数は、経験者全体の平均では4.5件、弁護士では7.6件、司法書士（リーガルサポート会員）では1.8件であった。

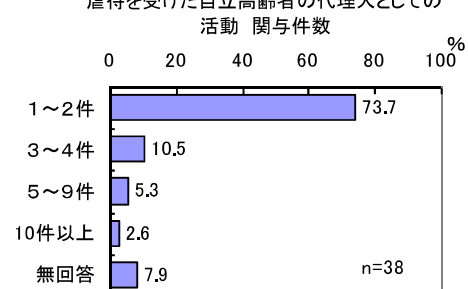
虐待を受けた自立高齢者の代理人としての活動の経験



虐待を受けた自立高齢者の代理人としての活動 実施形態



虐待を受けた自立高齢者の代理人としての活動 関与件数



虐待を受けた自立高齢者の代理人としての活動の経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あり	38	13.4	17	16.0	18	10.7	3	30.0
なし	211	74.3	79	74.5	126	75.0	6	60.0
無回答	35	12.3	10	9.4	24	14.3	1	10.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

虐待を受けた自立高齢者の代理人としての活動 実施形態

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
所属団体への依頼により実施	8	21.1	4	23.5	4	22.2	0	0.0
個人として契約・協力依頼により実施	26	68.4	14	82.4	11	61.1	1	33.3
その他	3	7.9	0	0.0	2	11.1	1	33.3
無回答	2	5.3	0	0.0	1	5.6	1	33.3
合計	38	100.0	17	100.0	18	100.0	3	100.0

虐待を受けた自立高齢者の代理人としての活動 関与件数

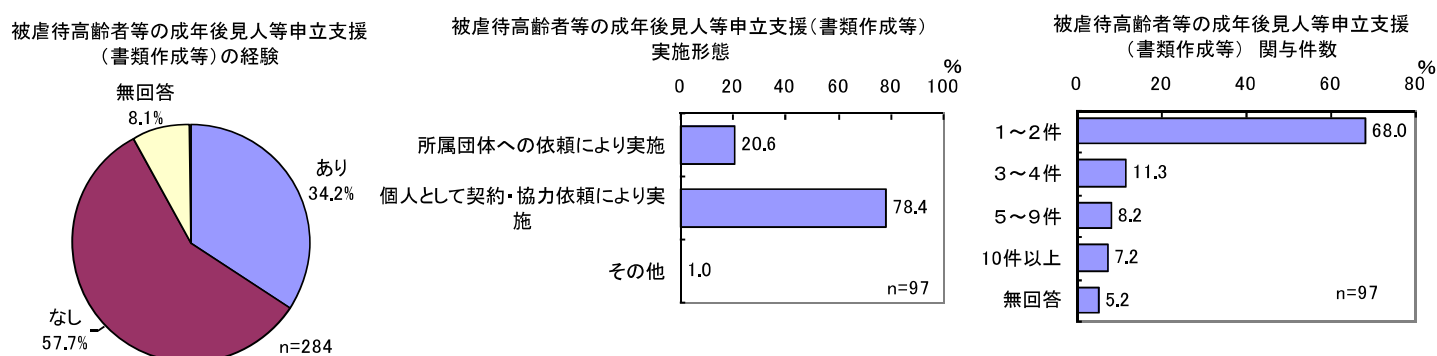
	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2件	28	73.7	13	76.5	13	72.2	2	66.7
3～4件	4	10.5	2	11.8	1	5.6	1	33.3
5～9件	2	5.3	0	0.0	2	11.1	0	0.0
10件以上	1	2.6	1	5.9	0	0.0	0	0.0
無回答	3	7.9	1	5.9	2	11.1	0	0.0
合計	38	100.0	17	100.0	18	100.0	3	100.0
平均関与件数	4.5		7.6		1.8		2.0	

⑤被虐待高齢者等の成年後見人等申立支援（書類作成等）

被虐待高齢者等の成年後見人等申立支援（書類作成等）の経験がある割合は 34.2%を占めた（弁護士では 30.2%、司法書士（リーガルサポート会員）では 37.5%）。

実施形態では、「所属団体からの依頼により実施」が 20.6%であり、「個人として契約・協力依頼により実施」が 78.4%を占めた。職種別にみても、弁護士、司法書士（リーガルサポート会員）ともに「個人として契約・協力依頼により実施」した割合が高い。

被虐待高齢者等の成年後見人等申立支援（書類作成等）の関与件数は、経験者全体の平均では 3.3 件、弁護士では 6.0 件、司法書士（リーガルサポート会員）では 2.0 件であり、職種間で差がみられる。



被虐待高齢者等の成年後見人等申立支援（書類作成等）の経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あり	97	34.2	32	30.2	63	37.5	2	20.0
なし	164	57.7	68	64.2	89	53.0	7	70.0
無回答	23	8.1	6	5.7	16	9.5	1	10.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

被虐待高齢者等の成年後見人等申立支援（書類作成等） 実施形態

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
所属団体への依頼により実施	20	20.6	5	15.6	15	23.8	0	0.0
個人として契約・協力依頼により実施	76	78.4	29	90.6	47	74.6	0	0.0
その他	1	1.0	1	3.1	0	0.0	0	0.0
無回答	8	8.2	2	6.3	4	6.3	2	100.0
合計	97	100.0	32	100.0	63	100.0	2	100.0

被虐待高齢者等の成年後見人等申立支援（書類作成等） 関与件数

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2件	66	68.0	15	46.9	49	77.8	2	100.0
3～4件	11	11.3	6	18.8	5	7.9	0	0.0
5～9件	8	8.2	4	12.5	4	6.3	0	0.0
10件以上	7	7.2	5	15.6	2	3.2	0	0.0
無回答	5	5.2	2	6.3	3	4.8	0	0.0
合計	97	100.0	32	100.0	63	100.0	2	100.0
平均関与件数	3.3		6.0		2.0		2.0	

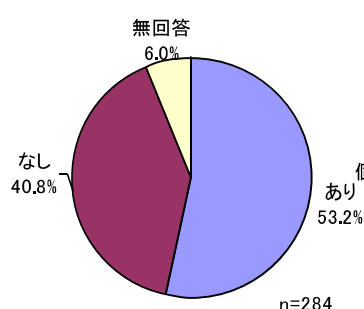
⑥被虐待高齢者等の成年後見人等への就任

被虐待高齢者等の成年後見人等への就任経験がある割合は 53.2%を占めた（弁護士では 41.5%、司法書士（リーガルサポート会員）では 63.1%）。

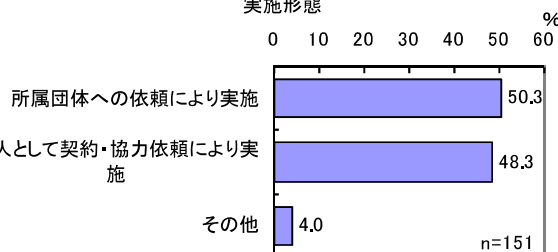
実施形態では、「所属団体からの依頼により実施」が 50.3%、「個人として契約・協力依頼により実施」が 48.3%であった。職種別にみると、弁護士では「個人として契約・協力依頼により実施」した割合が 63.6%を占めている。

被虐待高齢者等の成年後見人等への就任件数は、経験者全体の平均では 2.5 件、弁護士では 3.9 件、司法書士（リーガルサポート会員）では 2.0 件であり、職種間で差がみられる。

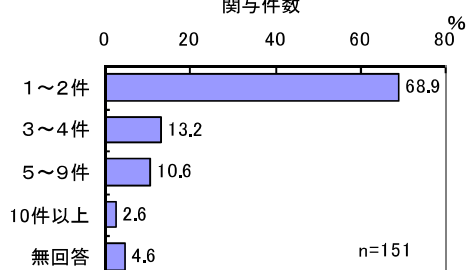
被虐待高齢者等の成年後見人等への就任の経験



被虐待高齢者等の成年後見人等への就任
実施形態



被虐待高齢者等の成年後見人等への就任
関与件数



被虐待高齢者等の成年後見人等への就任の経験

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
あり	151	53.2	44	41.5	106	63.1	1	10.0
なし	116	40.8	57	53.8	51	30.4	8	80.0
無回答	17	6.0	5	4.7	11	6.5	1	10.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

被虐待高齢者等の成年後見人等への就任 実施形態

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
所属団体への依頼により実施	76	50.3	17	38.6	59	55.7	0	0.0
個人として契約・協力依頼により実施	73	48.3	28	63.6	45	42.5	0	0.0
その他	6	4.0	3	6.8	3	2.8	0	0.0
無回答	10	6.6	3	6.8	6	5.7	1	100.0
合計	151	100.0	44	100.0	106	100.0	1	100.0

被虐待高齢者等の成年後見人等への就任 関与件数

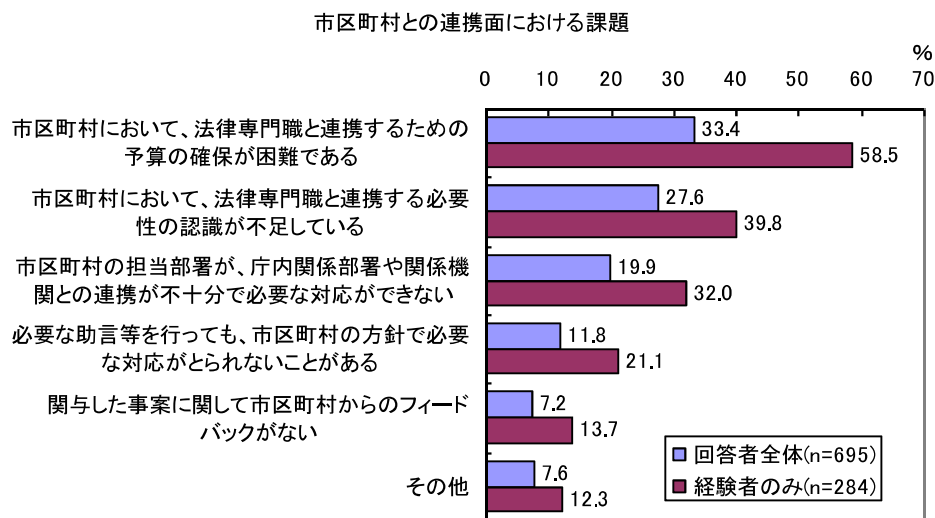
	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
1～2件	104	68.9	23	52.3	80	75.5	1	100.0
3～4件	20	13.2	8	18.2	12	11.3	0	0.0
5～9件	16	10.6	6	13.6	10	9.4	0	0.0
10件以上	4	2.6	3	6.8	1	0.9	0	0.0
無回答	7	4.6	4	9.1	3	2.8	0	0.0
合計	151	100.0	44	100.0	106	100.0	1	100.0
平均関与件数	2.5		3.9		2.0		2.0	

3. 活動面での課題等

(1) 市区町村との連携面における課題

市区町村等と連携して高齢者虐待事案や権利擁護に関する活動を行う上で法律専門職が感じている課題をあげてもらったところ、「法律専門職と連携するための予算の確保が困難である」こと、「法律専門職と連携する必要性の認識が不足していること」への回答率が高くなっている。

特に、市区町村等と連携して高齢者虐待事案や高齢者虐待防止に関連する権利擁護活動に関わった経験のある回答者のみの回答では、予算確保の困難さを指摘する割合が 58.5% を占めている。



自由記述からは、市区町村側が法律専門職に抱いている「敷居の高さ」を指摘する意見や、市区町村担当部署と関係部署間で法律専門職の必要性に関する認識に温度差があること、担当者の異動によって構築した関係が継続できにくいことなどを指摘する意見が寄せられている。

一方で、回答者の所属会に対しても、市区町村との連携の必要性に対する認識不足や連携のための体制が整っていないことを指摘する意見とともに、法律専門職自身の知識・経験の未熟さを指摘する意見が寄せられている。

市区町村との連携面における課題（全回答者）

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
市区町村において、法律専門職と連携するための予算の確保が困難である	232	33.4	71	50.4	145	34.0	16	12.6
市区町村において、法律専門職と連携する必要性の認識が不足している	192	27.6	59	41.8	104	24.4	29	22.8
市区町村の担当部署が、庁内関係部署や関係機関との連携が不十分で必要な対応ができない	138	19.9	33	23.4	88	20.6	17	13.4
必要な助言等を行っても、市区町村の方針で必要な対応がとられないことがある	82	11.8	28	19.9	46	10.8	8	6.3
関与した事案に関して市区町村からのフィードバックがない	50	7.2	22	15.6	26	6.1	2	1.6
その他	53	7.6	11	7.8	39	9.1	3	2.4
無回答	286	41.2	36	25.5	164	38.4	86	67.7
合計	695	100.0	141	100.0	427	100.0	127	100.0

市区町村との連携面における課題

（高齢者虐待事案や高齢者虐待防止に関連する権利擁護活動に関わった経験のある回答者のみ）

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
市区町村において、法律専門職と連携するための予算の確保が困難である	166	58.5	65	61.3	99	58.9	2	20.0
市区町村において、法律専門職と連携する必要性の認識が不足している	113	39.8	54	50.9	53	31.5	6	60.0
市区町村の担当部署が、庁内関係部署や関係機関との連携が不十分で必要な対応ができない	91	32.0	29	27.4	57	33.9	5	50.0
必要な助言等を行っても、市区町村の方針で必要な対応がとられないことがある	60	21.1	25	23.6	32	19.0	3	30.0
関与した事案に関して市区町村からのフィードバックがない	39	13.7	20	18.9	17	10.1	2	20.0
その他	35	12.3	11	10.4	24	14.3	0	0.0
無回答	25	8.8	12	11.3	13	7.7	0	0.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

〔市区町村との連携面における課題 その他〕 記載内容

〔弁護士回答〕

- ・ 包括は「動きたい」と思っても、福祉事務所が動かなくて動くお金が出ないなど、市区町村内での認識度合に差があり、身動きがとれないことがある。
- ・ 法律専門職の敷居が高すぎて、市町としては、連携できない。
- ・ 市区町村によって、担当部署が明確でないことがある。
- ・ これは強く感じます。後見ついたらさ〜っと手を引いてしまう印象をもちます。あとはケアマネとやってね、という感じです。
- ・ 高齢者虐待等に関する問題意識が高いとはいえない市区町村がある。
- ・ そもそも法律専門職がどのような場面でどのようなソリューションを提供できるのか、その情報提供が市区町村の現場担当者に行き渡っていない。費用面での手当の情報提供（例えば法テラスを利用できる等）も十分でない。
- ・ 最初に関心の薄い行政担当者も、関係団体とともにイベントやケース会議を繰り返すことでやる気が出て、頼りになる存在になると思います。
- ・ 弁護士のスキルの問題、経験不足、能力不足がある。
- ・ 弁護士会担当委員会のリソース不足
- ・ 連携の必要性の認識はあるが、現実はどうつなげていくかわからないという状況で止まっている市町村もあるようだ。

〔司法書士回答〕

- ・ 法律専門職の相談することを躊躇することが多いような気がする。専門職の敷居の高さや、費用のことを考えて二の足を踏むことが多いよう。
- ・ 担当部署のマンパワー不足により、連携が必要な場合でも、とられていない。
- ・ 虐待そのものの認識不足。
- ・ 自治体や他の専門職の職務範囲が理解できていない。
- ・ 相手を知らずに連携は困難。
- ・ ケア会議にいつでも呼んで欲しいと伝えているが、個別の電話や面談での相談はあるものの、ケア会議には出席したことがない。当面、ボランティアでかまわないと伝えているので、予算面ではなく、個人情報に気にかけているのではないかとと思われる。実際のケア会議でも、かなり気をつけていると聞いたことがある。
- ・ 県司法書士会の知識不足と、消極的な態度。
- ・ 活動主体間のネットワークの構築、拡がりが不十分にみえる。
- ・ 専門職側に対応能力がない又は不足している。
- ・ 特に良好な関係が築けている。
- ・ 当職のいる地域では、市区町村との連携がとれていると思われるため特に問題は感じない。
- ・ 県は現場をよく知らないのではないか。
- ・ 法律専門職から市町村へ情報提供や、意見交換の場を働きかけるべき。
- ・ 市区町村で対応を行う担当者が少ない（人手不足）。
- ・ 法律専門職と連携する必要性の認識はあると思うが、専門職団体との具体的な連携の動きが少ない。専門職団体から情報提供をする必要がある。

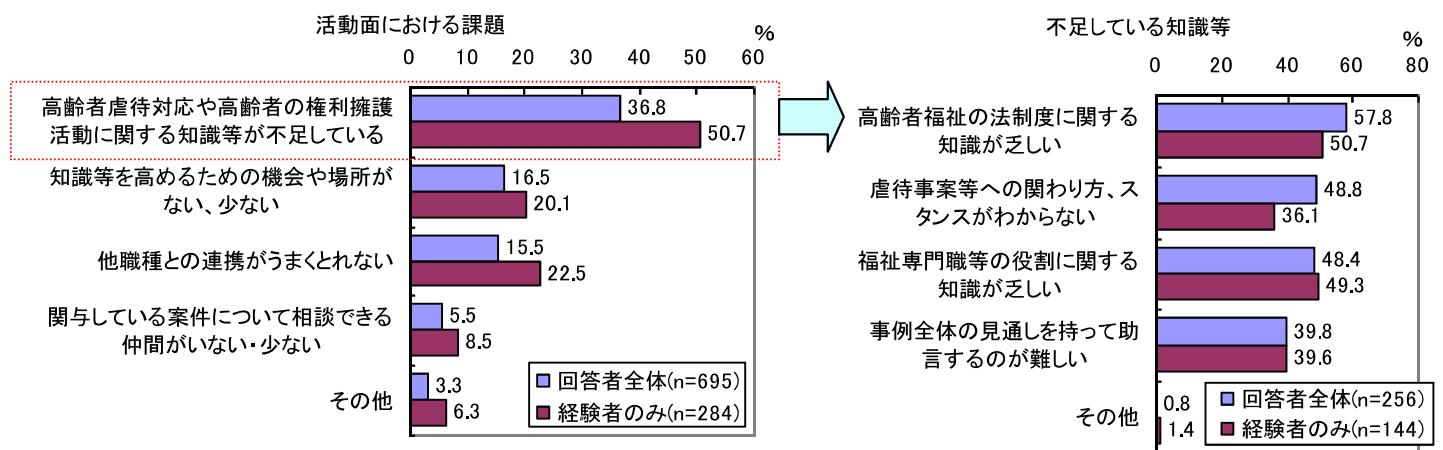
〔市区町村との連携面における課題 その他〕記載内容続き

- ・後見人等に就任するが、事例検討、ケース会議等からかかわっていないので、認識のギャップ。
- ・当区では市区長村の高虐ケア会議には弁護士が関与。司法書士との連携意識はない。
- ・市区町村がどうしてもいいか分からない。頼めるかどうかも含めて。
- ・団体や機関同士の連携する機会等が少ない。
- ・役所対リーガル等の組織との連携ではなく、担当者と専門職個人間の連携でとどまっていることが多いのではないと思う。
- ・市町村の非積極性が問題。
- ・担当者が、毎年のように変わるため、担当者が、問題を認識する頃には、異動となってしまう。
- ・経済的虐待への問題意識が薄い。
- ・市区町村において司法アクセスの情報が全くない。市区町村において成年後見の知識が不足している。
- ・専門職チームから1市に関係している。この市は非常に熱心で問題点はない。
- ・司法書士に電話一本するのも相当躊躇する市町村がまだまだ多いと思う。司法書士にお願い、相談すると費用がかかると思っている市町村がまだまだ多いと思う。司法書士にどんな相談ができるか分からない市町村がまだまだ多いと思う。お金なんかいらんからなんでもいつでも言ってきて、という積極的アピールがまだまだ足りない。
- ・こちらサイドの受入体制が整っていない（マンパワー不足）ことから、市区町村に対して連携を呼びかけられない。
- ・市区町村と個々の司法書士の関わりがない。スムーズな相談がしあえるような関係構築が必要と考える。（一部の司法書士のみ、意欲がある人たち全員が関わっていない）
- ・市区町村において、成年後見制度等に対する知識が不足している。
- ・連携の必要性を市町村は感じているが、遠慮があるように思う。もっと相談してもらいたい。
- ・弁護士会が、すでにサポートしている市区町村では、司法書士は介入し難い。
- ・リーガルサイドにおいても、連携の必要性の認識を高めるべき、日常業務に追われ、場当たり的になりがち。
- ・自治体でも特定個人の専門職とだけやりとりしている所が多いように耳にします。
- ・担当者の2年毎位の人事異動により、連携の人的関係の構築が困難である。
- ・市区町村の担当者が異動することで、専門性が引き継がれない。

（２）活動面における課題

市区町村との連携以外の面で、法律専門職が高齢者虐待事案や権利擁護に関する活動を行う上で感じている課題をあげてもらったところ、「高齢者虐待や高齢者の権利擁護活動に関する知識等が不足している」ことが最も高くなっていた。特に、市区町村等と連携して高齢者虐待事案や高齢者虐待防止に関連する権利擁護活動に関わった経験のある回答者のみの回答では、知識等の不足を指摘する割合が50.7%を占めている。

具体的に不足している知識等の内容として例示した「高齢者福祉の法制度に関する知識」、「虐待事案等への関わり方、スタンスがわからないこと」、「福祉専門職等の役割に関する知識」、「事例全体の見通しを持って助言するのが難しい」のいずれに対しても高い回答率となっている。



その他の意見として記載された自由記述からは、十分な報酬につながらないこと、活動者が偏っており特定の個人の負担が大きいことなど活動全般に関わる指摘とともに、実際の活動場面における課題（虐待の判断の困難さ、守秘義務の壁、虐待事案への具体的な対応方法・関わり方の難しさ等）を指摘する意見が寄せられている。

また、ある地方の自治体での取組として、弁護士・司法書士・社会福祉士・地域包括支援センター・社会福祉協議会・自治体・裁判所調査官等でチームをつくり活動している実態も報告されている。

活動課題 活動面

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
高齢者虐待対応や高齢者の権利擁護活動に関する知識等が不足している	256	36.8	51	36.2	171	40.0	34	26.8
知識等を高めるための機会や場所がない、少ない	115	16.5	23	16.3	73	17.1	19	15.0
他職種との連携がうまくとれない	108	15.5	30	21.3	66	15.5	12	9.4
関与している案件について相談できる仲間がいない・少ない	38	5.5	7	5.0	26	6.1	5	3.9
その他	23	3.3	9	6.4	12	2.8	2	1.6
無回答	322	46.3	54	38.3	183	42.9	85	66.9
合計	695	100.0	141	100.0	427	100.0	127	100.0

不足している知識等

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
高齢者福祉の法制度に関する知識が乏しい	148	57.8	25	49.0	101	59.1	22	64.7
虐待事案等への関わり方、スタンスがわからない	125	48.8	13	25.5	92	53.8	20	58.8
福祉専門職等の役割に関する知識が乏しい	124	48.4	30	58.8	80	46.8	14	41.2
事例全体の見通しを持って助言するのが難しい	102	39.8	15	29.4	73	42.7	14	41.2
その他	2	0.8	0	0.0	2	1.2	0	0.0
無回答	9	3.5	0	0.0	3	1.8	6	17.6
合計	256	100.0	51	100.0	171	100.0	34	100.0

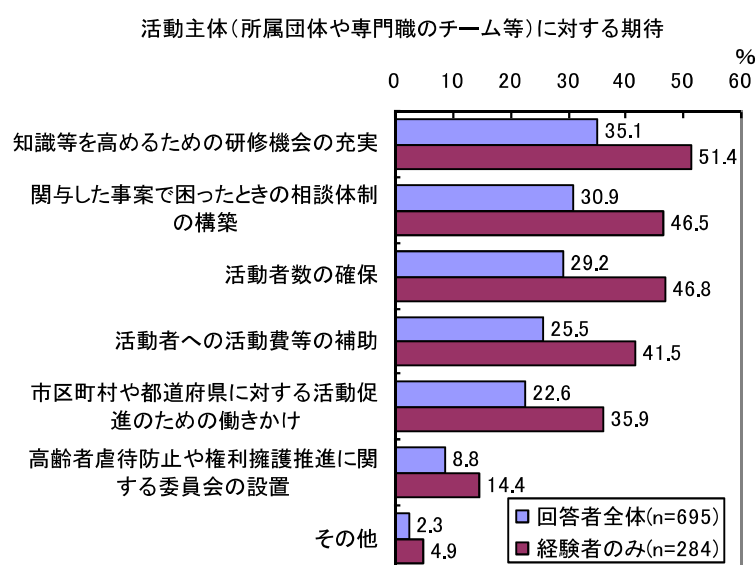
〔活動面における課題 その他〕 記載内容

- ・十分な報酬につながらない。
- ・行政が責任主体であるとの認識に乏しい。
- ・本業が忙しく、なかなか時間をさけないのが悩みです。
- ・高齢者に限定せず、障がい者福祉に関する知識や経験等あるいは、医療に関する知識の習得が必要である。
- ・相談にくるのが遅いことが多い。
- ・現在、第三者後見人不足が深刻な佐渡において、弁護士・司法書士・社会福祉士・包括・社協・市・裁判所調査官等でチームをつくり、拡充のための様々な施策を実行しています。
- ・地方ではまだまだ、問題意識をもっている弁護士が少ない。むしろ司法書士の方が意識がある。
- ・担当課の課長の個性に負うところ大である。
- ・特定の個人の負担が大きい。偏りがある
- ・実は事例は多く見ているが、弁護士との合同形態の事務所のため弁護士の案件として処理している。
- ・現在の後見関係事務等で、手一杯の状態、新たな問題事案等に対応する必要性が生じた時に、その時間がとれるか心配である。
- ・地域において、気軽に対応する司法書士が少ないため、司法書士の敷居が高いと感じている可能性が高い。様々な専門職や自治体職員などと勉強会をしようとしても引っぱっていきだけの余力がないため、その場限りになってしまっていることは常々反省している。
- ・守秘義務が壁となる事がある。
- ・知識修得に掛ける時間がない。(日常業務に追われ、勉強の時間が取れない)
- ・各団体からの相談がこない。
- ・虐待(肉体的)の判断が難しい(看護者が否定した場合)。
- ・私自身が飽和状態の時に持ち込まれる相談やその後の対応を代わってしてもらえる同業者が少ない。
- ・活動が特定のエリアに編るが、外のエリアで活動するメンバーが足りない。
- ・知識や法律の理解が大事なのではない。「地域のために」「地域の高齢者が気持ちよく住ごせるように」、という意識が高い市町村は自然と人も集まり、自然と積極的な意見もたくさん出る。そういうキーになる人が包括なり市町村に1人でもいるかどうか。そして、トップの理解があるかどうかで、取組み方が市町村によって全然ちがう。大切なのは意識。
- ・(課題として) 親族により実際に身体的暴力が発生している場合の、具体的な対応方法・関わり方をどうするのか。
- ・関係者等からの妨害などへの備え、ノウハウ。

（３）活動主体（所属団体や専門職のチーム等）に対する期待

高齢者虐待事案や権利擁護に関する活動を行う上で、活動主体（所属団体や専門職のチーム等）に対して何を期待したいかを尋ねたところ、「知識等を高めるための研修機会の充実」、「関与した事案で困ったときの相談体制の構築」、「活動者数の確保」、「活動者への活動費等の補助」、「市区町村や都道府県に対する活動促進のための働きかけ」の順となった。

市区町村等と連携して高齢者虐待事案や高齢者虐待防止に関連する権利擁護活動に関わった経験のある回答者のみの回答では、いずれの項目に対しても回答率が高くなっており、特に研修機会の充実に関しては経験者の半数以上が期待している。



活動主体（所属団体や専門職のチーム等）に対する期待（回答者全体）

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
知識等を高めるための研修機会の充実	244	35.1	63	44.7	156	36.5	25	19.7
関与した事案で困ったときの相談体制の構築	215	30.9	53	37.6	141	33.0	21	16.5
活動者数の確保	203	29.2	42	29.8	139	32.6	22	17.3
活動者への活動費等の補助	177	25.5	45	31.9	116	27.2	16	12.6
市町村や都道府県に対する、活動促進のための働きかけ	157	22.6	39	27.7	97	22.7	21	16.5
高齢者虐待防止や権利擁護推進に関する委員会の設置	61	8.8	6	4.3	44	10.3	11	8.7
その他	16	2.3	6	4.3	8	1.9	2	1.6
無回答	273	39.3	35	24.8	156	36.5	82	64.6
合計	695	100.0	141	100.0	427	100.0	127	100.0

活動主体（所属団体や専門職のチーム等）に対する期待

（高齢者虐待事案や高齢者虐待防止に関連する権利擁護活動に関わった経験のある回答者のみ）

	回答者全体		弁護士		司法書士 (リーガル会員)		司法書士 (リーガル非会員)	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
知識等を高めるための研修機会の充実	146	51.4	59	55.7	83	49.4	4	40.0
関与した事案で困ったときの相談体制の構築	132	46.5	48	45.3	80	47.6	4	40.0
活動者数の確保	133	46.8	38	35.8	91	54.2	4	40.0
活動者への活動費等の補助	118	41.5	42	39.6	71	42.3	5	50.0
市町村や都道府県に対する、活動促進のための働きかけ	102	35.9	35	33.0	64	38.1	3	30.0
高齢者虐待防止や権利擁護推進に関する委員会の設置	41	14.4	6	5.7	32	19.0	3	30.0
その他	14	4.9	6	5.7	8	4.8	0	0.0
無回答	23	8.1	10	9.4	12	7.1	1	10.0
合計	284	100.0	106	100.0	168	100.0	10	100.0

〔その他〕記載内容

- ・法律専門職を気軽に利用してもらえるよう、福祉専門職の我々に対する心理的障がいをとりのぞく。
- ・高齢者・障害者の生活実態を専門家の皆様に知っていただきたい。encouragement、empowerment を忘れない。法的助言者であっていただきたい。
- ・専門職が連携して実際の問題を解決していくことその実績をつみ重ねていくことに尽きる。
- ・特に行政関係者・福祉関係者と専門職が互いに交流のもてる機会を提供していただけたらと思います。
- ・法テラススタッフ弁護士の増員・研修。
- ・例えば、気軽に相談（他業種、市町村等と）できるように、連携を深める機会を多くとれば…と思う。
- ・行政、他の職種との連携をより一層深めていくこと。
- ・司法書士の中だけで活動しても独り良がりになってしまうので、広く外に目を向ける必要がある。
- ・ケースカンファレンスによる、できることの確認と知識の共有、連絡体制の整備、コーディネーターの育成
- ・知識は充分あると思うが実例を聞いたことがない。活躍する場がほしい。
- ・虐待者と後見人等が直接対峙しないようにするための配慮。
- ・包括支援センターの主要メンバーと年2回ケース会議を開いているが、担当者の虐待へのアウトリーチが弱くて困っている。
- ・専門職チームの全体会議が2ヶ月に1回、全チーム員を集めて行なわれ、経験した困難事例の検討会を開催している。
- ・地域住民に対する啓蒙活動、なんでもかんでも包括に言われても限界がある。地域全体で支えようというのが理想だと思う。
- ・市から無料相談が度々あり、平成24年度は高齢者の権利擁護（成年後見、高齢者虐待）に関しアドバイザー契約を結んだ。年間18万9千円

4. 高齢者虐待対応や高齢者への権利擁護に関する活動を通じた意見、活動者の養成に際して必要と思われること等

〔弁護士回答〕

- ・関係機関との連携がとれる体制づくりや専門職同士での意見交換や協力体制を早期に作るべき。
- ・唯一の親族が障害年金の取り込みをしている事案で、入所施設の依頼により市町村長による成年後見申立を役場に申し入れたが、全く消極的で話にならなかった。家裁に聞くと積極的な自治体とそうでない所が存在し、役場の担当責任者の養成が必要と感じた。
- ・行政との連携が大事であるように思います。
- ・市区町村の担当者と地域生活との認識の差が多々ある。
- ・金銭的利益は期待できない分野ですが、様々な方面での知識を得ることができるだけでなく、人間性に対する深い洞察力を養うこともできると思います。これらの知識や経験は、他の分野での活動にも資するところ大と思っています。
- ・活動の前提となる市区町村の担当部署の設置及び市区町村内における知識拡充、体制構築が不足している部分があり、連携の前提の体制作りが必要と思われる。
- ・経済的にペイしない部分をいかにボランティア精神でのりきるのが課題である。
- ・高齢者の財産が使い込まれる事案に後見人と関与することがあるが、事情は様々あり経済的虐待と言い切っていいかどうか悩む事案が多い。「虐待」という強い言葉を使うのも良し悪しと思う。
- ・専門職の多くは事業主で、虐待対応はボランティアです。それに対する行政の理解が乏しく、「（弁護士は給料が出ているのでは？）と驚かれたこともあります）ケース会議も講演も「お任せ」型で「うちは予算が少ないので」と薄給（別に良いのですが）。経営事業所を放ったらかしにして出てきているのにもっと熱意がほしいと思います。相談事案も事件あさりに来ているわけではありません。本当に困難で受けるべき事案はペイしないんです。
- ・日弁連では高齢社会対策本部という委員会を5年程前から設置し、虐待に限らず高齢者の抱える問題全般についての相談を受ける体制の整備を進めている。〇〇相談と電話相談を各県の弁護士会で可能にするのが主な柱になっているが、その中で虐待についても適切な対処ができるようになれば良いと思う。
- ・これから益々ニーズが高まると思うが、関連団体相互の連携・理解をより深めていく必要があると思う。そのような機会がもっと持てれば良いと思う。
- ・市区町村がより積極的に関与できる体制を整備してほしい。担当者によって措置の有無・程度にバラつきがある気がします。
- ・ケース会議参加等の活動に対して法テラスの扶助が利用できるようにするべき。／成年後見支援事案の支援対象を拡げるべき。
- ・市区町村等との定期的な勉強会等があれば良いと思う。
- ・今後、特に司法過疎地において、後見人不足が深刻になるかと思います。そういった状況に対応するため、現地の専門職をバックアップして地域のニーズを満たしていけるような団体活動をお願い致します。
- ・法テラスのスタッフ弁護士をしていれば、虐待事件は日常的であり、1～2名ではとても足りない。弁護士会では不安論が出ているが、虐待対応のためにスタッフ弁護士の増員は不可欠である。
- ・行政機関（特に過疎地域）の認識がまだまだ不足している。医療機関（医師）の理解・認識もまだまだ徹底されていない。
- ・虐待対応事案は①情報収集、②迅速な対応が必要かつ重要だと思います。それが可能なネットワーク（チーム）を作ることがポイントです。
- ・活動主体がいくら頑張っても、参加してくる個々の専門職の自覚・努力が不足しており、十分な効果があげられない現状であると認識している。

〔司法書士回答〕

- ・地域における公民館での活動を充実させる。
- ・人の生命に関する問題であるため、各種専門職が連携できる体制を整えていくことが急務であると考えます。当該活動に、携わる機会があれば是非とも参加したいです。
- ・こういうアンケートを何故高齢者のみについて行うのか。犯罪被害者支援、自殺対策、児童虐待と一緒にすべき。法教育を視野にいれないのか。もっと総合的な指針を立てていただきたい。
- ・リーガルサポートに入会する会員を増やすのに苦労している状況であるので、他団体などとの連携以前の問題となっている。個人的なつながりを少しずつ広げていくより方法がないように思う。
- ・一人の人間にできることには限界がある。司法書士、法律専門家といえども一人の人間としての生活がある。生活が成り立たない状況であれば、たとえ法律専門家であっても社会貢献活動どころではない。個人の努力に頼っている間は、事業の活性化は流動的になってしまう。重要性は理解できるが、無理をすると、司法書士が壊れてしまうことになるのではないか。
- ・高齢のため、活動に参加する気持はあるが現在の仕事が精一杯です。
- ・高齢者の権利擁護に関する知識を高めるための研修会の開催が望まれる。
- ・リーガルマインドも大切だが、人間学、倫理学などの、勉強が必要なのではないか。
- ・どの分野の職種においても他人任せの色合が強く自分自身で解決する意思が希薄な為、特定の者のみ過度の負担が強えられる現状は防ぐべき→「自分しかない」と皆が思うことで本当の議論が可能。
- ・日常業務の中で、地道に努力するしか方法はないのではないか！
- ・高齢者虐待の案件については、チームアプローチ（他の職種）、共同後見体制等、複数人にて関わる体制が望ましいと考える。又活動者の養成については、そうしたチームの一員に参加することからはじめることが望ましいと考える。
- ・高齢者虐待防止法の早期発見・通報の趣旨が一般の市民や、介護従事者に広く知られることが、第一の課題だと思います。
- ・専門職とはいえ、一人で対応するのが困難な事例もあるので、サポートや活動に対する補助があるとよいと思う。
- ・縦割り行政の弊害か予算不足か、活動主体間の連携が足りない？
- ・行政の現場はよくやっていると感じる。上部に決裁中に変になる（予算？）
- ・所属団体・行政及び関係諸機関間の連携と、団体・機関内の「現場の人間」間の連携をつなぐ活動が必要と思う。行政・機関の現場は、行動力があって信頼できる法律専門職を求めているように思う。しかし、現場の人間が動いても、所属団体機関の決定がなければ進められないケースも多い。そこは団体間の連携で、互いに働きかけることでスムーズにいかないものかと考える。
- ・責任主体である市町村の虐待事案に対する非積極性が大いに問題。
- ・高齢者虐待に対し、後見制度が有効であるとされているが、実際に後見人に就任すると虐待を行っていると思われる親族からの追求があまりにも酷い事が多い、そのような場合に後見人が孤立しないような体制を整える必要があると考えます。
- ・リーガルサポート〇〇では、それなりの体制は整っており、市町村が気軽に要請していただければと思う。市町村が弁護士会との関係を考えすぎるのは、なぜだろうと思う。
- ・高齢者虐待対応や高齢者への権利擁護に関する活動で福祉や介護、行政関係者が法律専門職に期待されているものの大きさをひしひしと感じますが、法律専門職それぞれの熱意の差が大きすぎて、まったく動いてくれない法律職（「財産管理しかできません」と言い放つような…）に当たったときの関係者の落胆ぶりを何度か見してきました。権利擁護に携わるのであれば、覚悟を持って望むべきだということを強く言いたいです。
- ・医療関係者（この場合、医師ですが）には後見、保佐、補助の類型について詳しく学ぶ機会はないのでしょうか。本人が財産管理等に不安を覚え、補助の申立をしたいと言っておられるのに「必要ない」と診断書を書くことを主治医に拒否されたという話を最近、何件か聞いています。本人保護を医師が阻んでおられる…このような医師は、補助も後見も同様に考えておられるのではないのでしょうか。

〔司法書士回答〕 続き

- ・市区町村においてもかなりの格差があると思われるので、地域の専門職との連携などを含め、全体的な底上げが必要だと思われる。
- ・虐待の定義やケースごとの判定は難しいもの。ケースを通じて、福祉の現場と法律実務家の情報共有を図るべき。
- ・活動者の安全確保や業務妨害の防止（虐待者の逆うらみ、いやがらせに対する）について考えることも必要と思う。
- ・やはり市区町村等としっかり連携してそれぞれがやれることをしっかりとやっていくことが大事だと考えます。
- ・他の職種資格者との交流を通じ、自身の対応力等をつけていく必要がある。
- ・高齢者虐待防止に関する講演会の講師を行ったが、他職種との連携を強く感じたこと、及び、市町村地域包括支援センターの取り組みの差異を強く感じた。
- ・自分達の儲けや、業務拡大や自分達のことじゃなくて、社会貢献することができる資格であること。そういう知識を持っていること、を新人のうちから研修等を通じて伝えることが司法書士会もリーガルも大事だと思う。そうすることで司法書士が市民の身近な存在となり、これからも必要とされる存在になっていくのだと思う。
- ・虐待案件で、実際に後見人に就任することには不安があり、後見人等申立の際に自らが候補者となることには抵抗があります。生活困窮者等における後見業務がボランティア活動とならない様、後見人の報酬を十分に確保するために、市区町村の予算確保について、働きかけて頂きたいです。
- ・正しい知識を得られる機会を、増やしてほしい。
- ・上に（３）の実施・実践実行が急務。先を早めなければならない事柄であり、進歩、向上発展がやはり急務。
- ・意欲ある人たちに活動の場を与える司法書士会側の体制構築がまずは必要と考えます。
- ・虐待対応や権利擁護に際しては、一定程度、本人の家庭に踏みこむことになるので、市区町村等の公的団体が主体的に活動していかないと、推進は難しいと思う。
- ・専門職の関与につき全体的議論するのではなくコア会議を開催するなど具体的ケースの中で専門職の知識と行動（実践）を引き出す体制づくりが必要と思われる。
- ・事例紹介等の研修があれば良いと思う。
- ・リーガル〇〇県支部においてこれまで「高齢者虐待防止ネットワーク」「専門職チーム」として活動したことはないが、相談活動において、高齢者虐待事案の場合に、成年後見制度の活用、債務整理に関する助言・関与、消費者被害に対する助言・関与等を通して、本人保護のためのできるだけの助言・関与はしている。
- ・啓発活動に留まらず、実践を行い実績をのこすこと。
- ・市町村担当者を含めた強勉強会等が必要である。
- ・市町村の包括支援センターなどから権利擁護に関する相談や成年後見申立を依頼されることがあり、経済的虐待をしている家族を申立人とする法定後見開始申立をする書類を作成することがある。第三者後見とし、他のリーガル社員をお願いしている。ただし、ケース会議などへの参加を求められることはない。
- ・長期的視点から見れば、家族の形成過程から介入して因果の流れを断つしか抜本的解決方法は無いと思います。

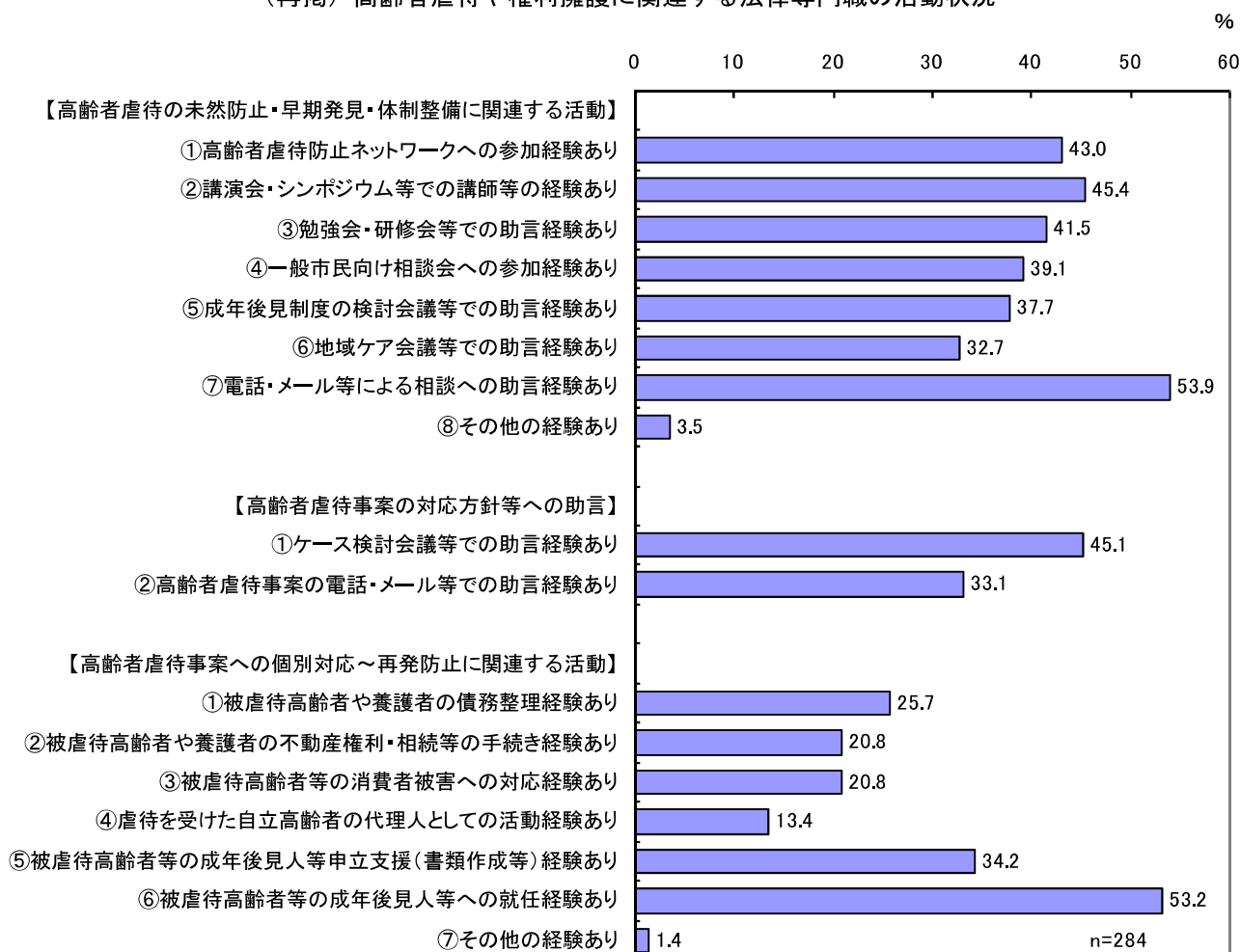
Ⅲ 調査結果のまとめ

今回の調査では、高齢者虐待事案や権利擁護活動に取り組んでいる法律専門職を主な対象としており、統計的に母集団の推計を目的としたものではない。また、調査にご協力いただいた回答者すべてが高齢者虐待事案や権利擁護活動に取り組んでいるわけではなく、回答者のうちそれらの活動に関与している割合は4割程度であった。

本研究会では、高齢者虐待防止や権利擁護活動における法律専門職の関わり方に関して、高齢者虐待事案が発生した際に市区町村が行う虐待対応等への助言とともに、発生事案への個別対応場面における関与、あるいは高齢者虐待の未然防止・早期発見につなげる活動への関与など、様々な場面において法律専門職が関与することが地域の高齢者虐待防止や権利擁護に向けた取組にとって有効であるとの仮説を立て、調査を実施した。

その結果、今回調査対象とした活動状況すべての場面において一定の割合で法律専門職が関与しており、法律専門職が多様な場面で高齢者虐待防止や権利擁護活動における役割を担っている実態が明らかとなった。

（再掲）高齢者虐待や権利擁護に関連する法律専門職の活動状況



※高齢者虐待事案や高齢者虐待防止のための権利擁護活動に携わったことのある法律専門職 284 人を母数とする回答である。

○高齢者虐待の未然防止・早期発見に関連する活動

高齢者虐待事案や高齢者虐待防止のための権利擁護活動に携わったことのある法律専門職のうち、高齢者虐待の未然防止・早期発見・体制整備に関連する活動に参加した経験のある割合は30～50%を占める。

なお、これらの活動に参加している中で、高齢者虐待が疑われる事案があったと回答した割合は、「一般市民向け相談会」では25.2%、「成年後見制度の検討会議」では43.9%、「地域ケア会議」では47.3%、「(困難事例等の)電話・メール等による相談」では53.6%に上る。この結果からは、高齢者虐待が疑われる事案は決して特別なものではなく、日常的な様々な相談等の関わりの場面で遭遇するものであると考えることができる。

法律専門職が日常的に様々な相談助言場面に関わり、市区町村や関係機関に早期の対応を促したり適切な対応を講じることにより、高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期解決につながる可能性が高くなることが期待できる。日常的な相談場面への法律専門職のより積極的な参加を期待したい。

○高齢者虐待事案の対応方針等への助言

高齢者虐待事案や高齢者虐待防止のための権利擁護活動に携わったことのある法律専門職のうち、高齢者虐待事案の対応方針等への助言を行った経験がある割合は33～45%を占めた。

助言内容は、「成年後見制度活用に関する助言」が52.1%で最も多いが、「事実確認の情報収集に関する助言」、「高齢者の保護の必要性、保護方法等に関する助言」、「虐待の有無の判断に関する助言」、「緊急性の判断に関する助言」など、高齢者虐待対応における各種判断に関する助言が25～32%を占めた。

高齢者虐待事案への対応は市区町村の責任で行うことが定められており、法律専門職は市区町村が行う対応について法的観点から助言を行い後押しする役割が期待されている。ただし、市区町村の対応が十分とは言えないような場合には、福祉専門職等と連携しながら市区町村に対して適切な対応を取るよう促すことも必要となる。このような役割を担っていくには、市区町村や関係機関の担当者、福祉専門職等との協力関係や連携体制の構築が不可欠である。各地域において高齢者の虐待防止や権利擁護の推進を図ることを共通目標として、関係者間での連携体制の構築が期待される。

○高齢者虐待事案への個別対応～再発防止に関連する活動

高齢者虐待事案や高齢者虐待防止のための権利擁護活動に携わったことのある法律専門職のうち、高齢者虐待事案への個別対応～再発防止に関連する活動経験では、「被虐待高齢者等の成年後見人等への就任」が53.2%で最も多くなっている。

高齢者虐待事案への個別対応として挙げた対応例は、権利侵害状態におかれた高齢者の権利を守るために行われる虐待解消手段のひとつであり、これらの対応をしさえすれば高齢者の権利侵害が解消されるわけではない。被虐待高齢者が安全で安心できる生活を取り戻すためには、例えば成年後見制度を利用するとともに福祉的な観点から専門職・専門機

関等からの支援が必要不可欠であり、高齢者や養護者を取り巻く関係者・関係機関がチームとして対応していくことが不可欠である。このような視点からも、市区町村や関係機関等との協力関係や連携体制の構築が望まれる。

○各種活動における弁護士と司法書士（リーガルサポート会員）の関わり方の違い

高齢者虐待事案や高齢者虐待防止のための権利擁護活動に携わったことのある法律専門職の活動内容を職種別にみた場合、全体的な特徴として以下のことが指摘できる。

〔各種活動の実施主体や助言等の相手先〕

弁護士は全般的に市区町村を中心とした活動実態となっているが、司法書士（リーガルサポート会員）は弁護士に比べて社会福祉協議会や地域包括支援センターにおける活動割合が高くなっている。司法書士（リーガルサポート会員）は、成年後見制度利用に関する各種相談等において地域包括支援センターや社会福祉協議会と関わりがあるため、そこから高齢者虐待防止に関連する各種活動への関与につながっていると考えられる。

〔参加・活動形態〕

会議等における各種助言活動については、弁護士は専門職のチームとして活動している割合も高いが、司法書士（リーガルサポート会員）は弁護士に比べ個人契約の割合が高い。ただし、高齢者虐待事案の個別対応場面では弁護士・司法書士（リーガルサポート会員）ともに個人契約が主体となっている。

〔活動か所数〕

司法書士（リーガルサポート会員）は1～2か所が圧倒的に多い（地域密着？）が、弁護士では司法書士（リーガルサポート会員）に比べ活動か所数が多くなっている。

ただし、弁護士・司法書士（リーガルサポート会員）ともに例示した活動全般の活動場所は1～2か所が多いものの、一方で10か所以上で関与している法律専門職もみられ、関わり方が個人によってかなりの差があることがうかがえる。

〔高齢者虐待ケース検討会議等での助言内容〕

弁護士は高齢者虐待対応における市区町村が行う各種判断に関して助言している割合が高いが、司法書士（リーガルサポート会員）では成年後見制度の活用に関する助言が中心となっている。

今回の分析では、回答者が活動している地域属性（人口規模等）を把握していないため、都市部と地方の違いなどの分析はできていないが、昨年度実施した調査結果からは、地域によって活動状況に大きな差があることが明らかとなっている。地域の実情に応じ、法律専門職間で相互に補完し合うなど連携を図りながら、地域の高齢者の権利擁護推進に向けた取組の強化を図ることを期待したい。

○市区町村との連携課題トップは予算確保の困難さ

市区町村との連携面における課題としてあげられた回答では、「市区町村において、法律

専門職と連携するための予算の確保が困難である」ことが最も多かった。これは、昨年度実施した市区町村向けアンケート調査からも指摘された事項であり、市区町村担当者も同じ認識であった。

高齢者の虐待防止や権利擁護の推進を図るためには、法律専門職をはじめとする様々な専門職が関与しながら市区町村や関係機関と連携しながら対応することが望まれる。そのための予算確保に向けては、法律専門職個人として活動実績を踏まえた働きかけが必要であるとともに、所属団体からの積極的な働きかけも必要と考えられる。高齢者虐待防止をはじめとする権利擁護活動の推進に関して地域差が生じることは望ましいことではない。法律専門職団体には、全国規模で高齢者の権利を守るための社会的な関係基盤を構築するため国や地方自治体に対する積極的な働きかけを期待したい。

○高齢者福祉や高齢者虐待対応に関する研修機会の確保

法律専門職が高齢者虐待事案等に関与する際の課題として、活動経験者の半数以上が「高齢者虐待対応や高齢者の権利擁護活動に関する知識が不足している」ことを指摘している。具体的には、「高齢者福祉の法制度に関する知識が乏しい」、「虐待事案等への関わり方、スタンスがわからない」、「福祉専門職等の役割に関する知識が乏しい」、「事例全体の見通しを持って助言するのが難しい」など、例示した項目に対する回答率はいずれも40～60%を占めていた。自由記述からは、虐待の判断の困難さや具体的な対応方法の困難さ等を指摘する意見も寄せられている。また、高齢者虐待防止（対応）手引き（マニュアル等）についても全体的に浸透していないことも明らかとなっている。

これらの結果を整理すると、高齢者虐待の定義や考え方、高齢者虐待対応に関連する法制度、関係機関・専門職の役割や連携のあり方、法律専門職の関わり方など基本的な知識が必要とされている。あわせて、具体的な助言のあり方や事案解決に向けた見通しの示唆など、実践的な場面における知識・技術も必要とされている。

高齢者虐待防止など高齢者の権利擁護推進に携わっている法律専門職は決して多くはなく、一部の活動者に負担が偏っている実態がある。今回の調査では、高齢者虐待事案や高齢者虐待防止のための権利擁護活動に関与した経験がない回答者が6割近くを占めたが、その未経験者の半数は「機会があればやってみたい」と回答していた。活動意欲のある法律専門職に対して、高齢者虐待防止や権利擁護推進に関する適切な研修機会を提供し、法律専門職がより多くの地域で高齢者の権利擁護に携わる機会を増やすことが必要と考えられる。

各都道府県の所属団体には、地域で活動する法律専門職をバックアップするため、研修機会の確保とともに、活動に関する様々な支援の充実が求められる。

第 2 章 視覚教材制作

I 視覚教材制作の目的と活用方法

1. 視覚教材制作の目的

今回の事業では、視覚教材（以下「本教材」という）は以下のような目的で制作した。

- ・一部研修等で実施されてはいるが、未だ十分に研究されていない法律専門職のこの分野における基礎的方法論の体系化及び、法律専門職にとって必要な専門的支援の平準化、標準化を図ること。
- ・法律専門職及び行政をはじめとする関係機関の具体的実践について、手順を含め、参考例として示すこと。
- ・市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける連携等の具体的方法を、関係専門職を含めて、映像で示すこと。

今回は、法律専門職に必要な、高齢者虐待対応事例部分について、連携のために前提となる必要な基礎的知識について、内容を平易かつ簡潔に、対応の段階別の協議場面を中心に示した。

2. 視覚教材の構成

本教材は「高齢者虐待防止法とは」「高齢者虐待対応の流れ」「法律専門職が関わるポイント」の三部構成となっている。

3. 視覚教材の活用方法

本教材では、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける連携のために前提となる必要な基礎的知識を、平易かつ簡潔に、対応の段階別の協議場面を中心に示した。

本教材を視聴することにより、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける連携に取り組もうとする法律専門職が、実際の連携の流れを理解できる内容となっている。

市区町村職員にとっては、法律専門職との連携の具体的方法を理解することのできる内容であり、今後の連携づくり、連携の強化を図るために役立つ内容となっている。

また、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員が本教材を視聴した場合、法律専門職との連携が、高齢者虐待の早期発見や未然防止にも効果があることを理解するために活用できる内容となっている。

Ⅱ 視覚教材制作手順

1. 作業委員会での検討

(1) 作業委員会での検討

郵送アンケート調査・ヒアリング調査・視覚教材制作合同委員会（以下、「合同作業委員会」という。）を計8回、本委員会を計4回、開催した。その中で、本教材を制作するにあたり、委員から出された意見を反映させた。主な意見は以下の通りである。

〔制作方針〕

- ・高齢者虐待防止法の趣旨をきちんと説明する必要がある。高齢者虐待防止法で規定されている対応の主体は市区町村であり、法律専門職の役割がメインではない。
- ・法律専門職に期待されている役割は、高齢者虐待防止法で規定されている早期発見（第5条）や通報義務（第7条）とともに、高齢者虐待の解決にともなって発生する法律問題への関与である。助言のみが強調されすぎないように、そのことを意識して視覚教材を制作する必要がある。
- ・視覚教材では、法律に忠実な言葉を使って示す。

〔時間配分〕

- ・視覚教材を高齢者虐待や高齢者の権利擁護に関わる研修教材の補助的な位置づけとするから、収録時間を15分程度とする。

〔内容〕

- ・市区町村に助言を行う法律専門職と成年後見人等に就任する法律専門職は、目的と立場が異なることを明確に説明する必要がある。市区町村への助言者は、市区町村が行う虐待対応に対する助言を行う立場であるが、成年後見人等は被虐待者の利益を守る立場にある。そこで利益相反が生じる可能性があるので、立場を区別して考える必要がある。

(2) 作業スケジュール（作業工程）

①動画・セリフの撮影

平成25年1月15日開催の第6回合同作業委員会にて、役者2名、エキストラ5名による動画・セリフの撮影を行った。配置やセリフの内容については、委員から意見を出し随時修正を行った。

②第1回試写

平成25年2月4日開催の第7回合同作業委員会にて第1回の試写を行い、文言の表現の検討及びナレーション内容の検討を中心に行った。

③モニター視聴

平成25年2月12日開催の第3回本委員会にて視聴及びモニターから意見を伺い、文言の表現の再検討及びナレーション内容の再検討を中心に行った。

④ナレーション撮り

平成25年3月1日開催の第8回合同作業委員会にて視聴を行い最終確定した。同日ナレーション撮りを行った。

⑤完成品視聴

平成25年3月11日開催の第4回本委員会にて完成品の視聴を行った。

2. ヒアリング調査結果

(1) 調査目的

現場での実態・意見を反映させた視覚教材を制作するため、高齢者虐待対応や高齢者の権利擁護活動に取り組む法律専門職、本委員会委員及び合同作業委員会委員（以下、「モニター」という。）による制作途中の視覚教材視聴（ヒアリング調査）を実施した。

(2) 実施概要

①調査対象

○高齢者虐待対応や高齢者の権利擁護活動に取り組む法律専門職

- ・ 弁護士 2名
- ・ 司法書士 2名

○本委員会委員及び合同作業委員会委員 計10名

②実施日

平成25年2月

③実施方法

制作途中の視覚教材を視聴し、モニターから意見を聴取した。

その後、本委員会でモニターから出された主な意見に対する検討を行い、視覚教材に反映させた。

④モニターから出された主な意見と意見を受けての対応

ア. 視覚教材全体の構成について

視覚教材全体の構成について、「全体を通して違和感なく視聴することができた。」「法律専門職との連携パターンが4つあることが示されているのはわかりやすい。」（いずれも本委員会委員（市区町村職員））といった意見が挙げられた。

一方、「高齢者虐待対応に全く関与していない法律専門職がこの視覚教材の内容を観ると、高齢者虐待対応は難しい、自分にはできないという印象を受けるのではないかと感じた。」「視聴した視覚教材のような、高齢者虐待認定に関する会議で助言を行うような場面だけを取り上げることは違和感をおぼえた。」（いずれも司法書士）といった意見も寄せられた。

後段の意見に対して、視覚教材制作の目的を説明し、ご理解いただいた。

イ．視覚教材台本の一部について

＜市区町村が行う緊急性の判断への、法律専門職による助言場面の表現＞

市区町村が行う緊急性の判断への、法律専門職による助言の場面の表現について、「法律の条文の文言どおりの表現の方がわかりやすいのではないか。」「緊急性が高い場合の対応として、高齢者虐待防止法で規定されている措置や立入調査の他にも、現場では他の手段をとって対応している場合もある。視覚教材では、法律を理解することと、現場ではこのように解釈、運用されていることを切り分けて考えていいのではないか。」（いずれも弁護士）という意見が挙げられた。

意見を受けて検討を行い、表現の修正を行った。

＜市区町村に助言をする立場と、成年後見人等に就任する立場が異なることに注意喚起をする場面の表現＞

市区町村に助言をする立場と、成年後見人等に就任する立場が異なることに注意喚起をする場面の表現について、「市区町村に助言をする立場と、成年後見人への就任や、被虐待者、養護者支援にあたる立場は利益相反する場合があるので、注意が必要です。」という表現は、具体的にどのようなことを想定しているのか、イメージしにくい。」（本委員会委員（市区町村職員））という意見が挙げられた。

意見を受けて検討を行い、表現の修正を行った。

Ⅲ 視覚教材台本

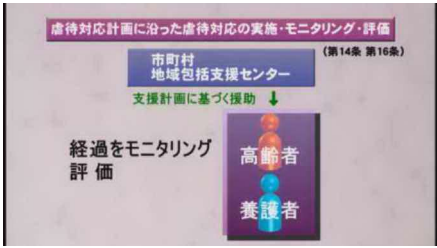
「高齢者虐待対応における法律専門職の関与」

画 面	コメント
BG（バックグラウンド）テロップ 「この DVD は法律専門職が高齢者虐待に関与する際、市町村高齢者虐待防止ネットワークの中で、他の多くの専門職との連携、及び効果的な法律に関する助言や対応を行うための基本的な知識についてまとめたものです。	N（「ナレーション」以下同じ。） この DVD は法律専門職が高齢者虐待に関与する際、市町村高齢者虐待防止ネットワークの中で、他の多くの専門職との連携、及び効果的な法律に関する助言や対応を行うための基本的な知識についてまとめたものです。
「高齢者虐待対応における法律専門職の関与」	N 高齢者虐待対応における法律専門職の関与
額縁にテロップ 「高齢者虐待防止法とは」 「正式名称」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 「2006 年 4 月に施行」 「高齢者虐待防止法の目的」「高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者の虐待を防止することが極めて重要であることから」「高齢者の虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資すること」「第 1 条」 「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は」「高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。」	N 「高齢者虐待防止法」とは N 正式名称を「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、2006年4月に施行されました。 N この法律の目的は 「高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者の虐待を防止することが極めて重要であることから、高齢者の虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資すること」となっています。 N またこの法律には「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。」

画 面	コメント
「前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための」「啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。」 専門家の写真にテロップ 「市町村」「法律専門家」「地域包括支援センター」「ケアマネジャー」介護サービス」「訪問看護」「連携協力」	N 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。」と規定されています。 N また、高齢者虐待防止は、複数の専門職がそれぞれの専門性を発揮して連携協力しながら行っていることを理解しておきましょう。
額縁にテロップ 「法律専門職の役割」 会議風景にテロップ 「市町村」「法律専門職」「地域包括支援センター」 額縁にテロップ 「第1のパターン」「法律専門職として市町村・地域包括支援センターに対して法的な視点で助言を行う場面」 市町村顔写真にテロップ 「市町村」「高齢者虐待の対応は市町村の責任において行う」 法律専門職顔写真にテロップ 「緊急性の判断」「事実確認」「虐待対応計画の策定」「市町村権限の行使等の際」「法的根拠を明確にした的確な助言」	N 法律専門職の役割 N 法律専門職が高齢者虐待防止への支援や協力をする場面は、多様ですが、多くみられるのが以下の内容です。 N 第1のパターン。 法律専門職として市町村・地域包括支援センターに対して法的な視点で助言を行う場面。 N 高齢者虐待の対応は市町村の責任において行いますが、 N 緊急性の判断や事実確認、虐待対応計画の策定、市町村権限の行使等の際に、法律専門職は、高齢者の生命や身体を保護するための法的根拠を明確にした的確な助言を行います。

画 面	コメント
額縁にテロップ 「第2のパターン」 「被虐待者又は虐待者から委任を受けて代理人として法的な対応をする場面。」	N 第2のパターン 被虐待者又は虐待者から委任を受けて代理人として法的な対応をする場面。
法律専門職の顔写真にテロップ 「被虐待者」「虐待者」「双方の立場や主張の違いを、法的観点から見極める」「交渉・訴訟・成年後見申立てなどの手段で解決に導く」	N 双方の立場や主張の違いを、法的観点から見極めて、交渉・訴訟・成年後見申立てなどの手段で解決に導きます。
額縁にテロップ 「第3のパターン」 「虐待の解決に向け、虐待を受けている高齢者の成年後見人等への就任の他、消費者被害の解決に向けた対応を行う場面」	N 第3のパターンは 虐待の解決に向け、虐待を受けている高齢者の成年後見人等への就任の他、消費者被害の解決に向けた対応を行う場面です。
額縁にテロップ 「第4のパターン」「高齢者虐待の早期発見や未然防止に寄与する場面。」 法律専門職の顔写真にテロップ 「地域包括支援センター主催」「地域ケア会議」「社会福祉協議会などが行う」「一般相談」「困難事例等から虐待の疑いに気づく」「必要な関係機関に連絡」	N 第4のパターン 高齢者虐待の早期発見や未然防止に寄与する場面。 地域包括支援センターが主催する地域ケア会議等の場や社会福祉協議会などが行う、一般相談の場で受けた困難事例等から虐待の疑いに気づき必要な関係機関にそのことを連絡することもあります。
会議風景写真にテロップ 「このDVDでは主に法律専門職として市町村・地域包括支援センターに対して法的な視点でアドバイスを行う場面を取り上げます」	N このDVDでは主に第1のパターン、法律専門職として市町村・地域包括支援センターに対して法的な視点でアドバイスを行う場面を取り上げます。

画 面	コメント
額縁にテロップ 高齢者虐待対応の流れ 相談・通報・届出の受付 (第9条1項)	N 高齢者虐待対応の流れ N 虐待対応時の法律に基づく流れは次のようになります。 順番に見ていきましょう N 相談・通報・届出の受付 N 市町村や地域包括支援センターは、関係機関や地域住民、高齢者本人から高齢者虐待に関する 相談 通報 届出を受け付けます。虐待対応の初動期段階では、高齢者の生命や身体的安全確認の優先性が高くなります。
安全確認・事実確認 (第9条1項)	N 安全確認・事実確認 N 市町村や地域包括支援センターは、虐待の有無と緊急性を判断するため、庁内関係部署及び関係機関からの情報収集とともに、高齢者や養護者への訪問調査を行います。
虐待の有無の判断・緊急性の判断 (第9条1項2項)	N 虐待の有無の判断・緊急性の判断 N 市町村や地域包括支援センターは、事実確認の結果を元に、虐待の有無と緊急性の判断を行います。 必要に応じて、「立入調査」、「老人福祉法上規定された措置」、「成年後見制度利用開始の審判請求」「面会制限」などの市町村権限の行使についての判断も行われます。 この協議は、市町村担当部署の管理職及び担当職員、地域包括支援センター職員によって行われます。

画 面	コメント
虐待対応方針の決定・虐待対応計画の策定 (第9条1項2項 14条 16条) 	N ここで行われる会議は一般的に、「コアメンバー会議」などと呼ばれています。 N 虐待対応方針の決定・虐待対応計画の策定 N 市町村や地域包括支援センターは「虐待」と疑われる場合、迅速に対応計画を協議・作成し、対応方針を決定します。ここで行われる会議は一般的に、「虐待対応ケース会議」などと呼ばれています。 N 虐待対応計画に沿った虐待対応の実施・モニタリング、評価
虐待対応計画に沿った虐待対応の実施・モニタリング 	N 市町村や地域包括支援センターは虐待対応の支援計画に基づく援助を行います。その後の経過をモニタリングし、評価を行います。
虐待対応の終結 帳票の作成 「帳票」 「市町村や地域包括支援センターは、虐待の通報から終結までの対応について記録した帳票を作成し、利用している場合があります」	N 虐待が解消したら、虐待対応は終結となります。 N 市町村や地域包括支援センターは、虐待の通報から終結までの対応について記録した帳票を作成し、利用している場合があります。

画 面	コメント
法律専門職が関わるポイント 「虐待の有無と緊急性の判断の助言」 会議風景(再現) 「虐待の有無の判断の助言」 「緊急性の判断の助言」 「虐待対応計画作成時の助言」 「虐待の対応には、福祉的観点や医療的観点も必要」 「虐待の有無と緊急性の判断の助言」 「市町村」「地域包括支援センター」「法律専門職」	N 法律専門職が関わるポイント N 高齢者虐待対応の責任主体は市町村ですが、市町村だけで判断することが困難な場合、市町村が専門職からの助言を求める場合があります。 N 高齢者虐待対応で法律専門職が関わる場面としては、「虐待の有無の判断の助言」「緊急性の判断の助言」「虐待対応計画作成時の助言」などになります。 ただし虐待の対応には、福祉的観点や医療的観点も必要になります。 N それでは虐待の有無と緊急性の判断の助言場面を見てみましょう。 N 今回の会議には、市町村担当者、地域包括支援センター担当者、法律専門職が参加しました。 (再現) 市町村担当 「お集まりいただきありがとうございます。本日は10月15日に通報があったケースについて会議を開きたいと思います。それでは地域包括支援センターの黒田さんに状況を説明していただきます…」 地域包括 「はい。お手元の資料をご覧ください。今回のケースは息子さんと二人暮らしの山本さんです…」

画 面	コメント
再現会議場面にテロップで表記し、ナレーションをフォローする。 「老人福祉法」に基づく「やむを得ない事由による措置」が必要かどうかの判断をしなければならない場面において」「法的な観点から市町村だけで判断することが困難であったため、法律専門職に助言を求めた」 「法的な観点から、市町村に助言する」 法律専門職の顔写真にテロップ 「やむを得ない事由による措置を発動するための条件、その際に生じる問題への対処方法」「面会制限を発動するための条件 その際に生じる問題などへの対処方法」「事実確認調査が不十分で虐待の有無が判断できず、さらに事実確認が必要となる場合の、情報収集の方法」「立入調査に必要な準備、注意点」	N 今回のケースで市町村は、本事例を虐待案件と認定したうえで「老人福祉法」に基づく「やむを得ない事由による措置」が必要かどうかの判断をしなければならない場面において、法的な観点から市町村だけで判断することが困難であったため、法律専門職に助言を求めました。 市町村担当「それでは、ご意見を伺えますか？」 N 虐待の有無と緊急性の判断は市町村の責任で行いますが、この時法律専門職は、法的な観点から、市町村に助言します。 N たとえば、 やむを得ない事由による措置を発動するための条件、その際に生じる問題などへの対処方法や面会制限を発動するための条件 その際に生じる問題などへの対処方法などを助言することがあります。 また事案によっては、事実確認調査が不十分で虐待の有無が判断できず、さらに事実確認が必要となる場合の、情報収集の方法 立入調査に必要な準備、注意点 などについて助言することもあります。

画 面	コメント
「虐待対応計画策定時の助言」 会議風景（再現） 「虐待対応計画とは、高齢者虐待対応の終結という目的に向けて、関係機関が役割を分担しながら必要な対応を行うために、期限を区切って立案する計画」 市町村・地域包括支援センター・ケアマネ・介護サービス・訪問看護師・法律専門職 「虐待対応計画が明確でないと、対応が後手に回り、虐待が悪化したり、対応が困難になる場合があるので」「初期段階から精査された対応計画を作ることは重要」	N 次は、虐待対応計画策定時の助言場面を見ましょう。 N 虐待対応計画とは、高齢者虐待対応の終結という目的に向けて、関係機関が役割を分担しながら必要な対応を行うために、期限を区切って立案する計画のことをいいます。 N 今回の虐待対応計画策定会議には「市町村担当者」「地域包括支援センター担当者」「法律専門職」「ケアマネジャー」「介護サービス担当者」「訪問看護師」が参加します。 N 虐待対応計画が明確でないと、対応が後手に回り、虐待が悪化したり、対応が困難になる場合があるので、初期段階から精査された対応計画を作ることは重要です。法律専門職もそのことを念頭に置いての助言が必要です。 （再現） 市町村「皆様お集まりいただきありがとうございます。まずはお手元の資料をご覧ください。 本日はネグレクトと経済的虐待があると認定したケースの虐待対応計画策定の会義を開きます。 詳細な状況につきましては地域包括支援センターの黒田さんに説明をお願いします。」 地域包括 「今回のケースにつきましては息子が母親の年金を無断で使用しています。そのため母親は必要な介護サービスを受けられなくなっています。・・・」

画 面	コメント
「今回は、虐待解消のための対応課題に、法的問題点が考えられるので助言を得るため法律専門職に協力を依頼した」 法律専門職顔写真にテロップ 「対応計画の法的根拠を助言」 「成年後見・債務整理等に関する助言」 「成年後見に関する助言では、市町村長申立ての利用に際して、本人の判断能力、年金などの収入、財産の管理方法などの情報を得る必要があることを助言することがある」 「債務整理に関する助言では、多重債務がある養護者を支援するため、別の法律専門職につなげるための助言」 「生活保護に関する助言」 「市町村に助言をする法律専門職」「成年後見人への就任や、被虐待者、養護者支援にあたる法律専門職」「お互いに立場が違うので、注意が必要」	N 今回は、虐待解消のための対応課題に、法的問題点が考えられるので助言を得るため法律専門職に協力を依頼しました。 市町村 「それでは、ご意見を伺えますか？」 N 法律専門職はこの時、対応計画の法的根拠を助言することはもちろん、たとえば、成年後見・債務整理等に関する助言を行う場合もあります。 成年後見に関する助言では、市町村長申立ての利用に際して、本人の判断能力、年金などの収入、財産の管理方法などの情報を得る必要があることを助言することがあります。 N また、債務整理に関する助言では、多重債務がある養護者を支援するため、別の法律専門職につなげるための助言を行う場合もあります。 その他、生活保護に関する助言を行う場合もあります。 N 市町村に助言をする法律専門職と、成年後見人への就任や、被虐待者、養護者支援にあたる法律専門職ではお互いに立場が違うので、注意が必要です。

画 面	コメント
会議風景静止画 「高齢者虐待対応時の法律専門職の役割」 「虐待が起こってから、関わるだけではない」「早期発見や未然防止も重要」 「高齢者虐待防止法」「高齢者虐待防止法では、市町村に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の保護及び養護者に対する適切な支援を実施するため、関係機関、民間団体等との連携体制を整備すること」「高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるようにすること」(第 16 条) 緑の木々にテロップ 「法律専門職は、この「関係機関」に該当する存在であり」「社会的使命を担っていることを自覚し」「自治体のネットワークと協力することを意識」	N 高齢者虐待対応時の法律専門職の役割は、これまでの例のように虐待が起こってから、関わるだけではありません。 高齢者虐待の早期発見や未然防止に寄与することも重要です。 N 高齢者虐待防止法では、市町村に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の保護及び養護者に対する適切な支援を実施するため、関係機関、民間団体等との連携体制を整備すること、高齢者虐待にいつでも迅速に対応できるようにすることを規定しています。 N 法律専門職は、この「関係機関」に該当する存在であり、社会的使命を担っていることを自覚し、それぞれの自治体のネットワークと協力することを意識してください。

参考文献

- 「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」
(社団法人日本社会福祉士会／平成 23 年 7 月)
- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
(厚生労働省老健局／平成 18 年 4 月)

(白紙)

参考資料

1. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
2. アンケート調査票
3. 委員名簿、委員会開催状況

1. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

[平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号]

第 1 章 総則（第 1 条―第 5 条）

第 2 章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第 6 条―第 19 条）

第 3 章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第 21 条―第 25 条）

第 4 章 雑則（第 26 条―第 28 条）

第 5 章 罰則（第 29 条―第 30 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第 5 項第 1 号の施設の業務に従事する者及び同項第 2 号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

1 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

2 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

1 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設若しくは同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 20 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第 24 項に規定する介護老人福祉施設、同条第 25 項に規定する介護老人保健施設、同条第 26 項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第 115 条の 45 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 老人福祉法第 5 条の 2 第 1 項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業、同条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業、同条第 21 項に規定する居宅介護支援事業、同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス事業、同条第 14 項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第 18 項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）

第 3 条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治41年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を1時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の45第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第13条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第14条 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第15条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の45第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第17条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は1部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（周知）

第18条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

（都道府県の援助等）

第19条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前2 項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第 18 条の規定は、第 1 項から第 3 項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第 1 項から第 3 項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第 1 項から第 3 項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- 第 22 条 市町村は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による通報又は同条第 4 項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。
- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。
- 第 23 条 市町村が第 21 条第 1 項から第 3 項までの規定による通報又は同条第 4 項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第 1 項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。
- （通報等を受けた場合の措置）
- 第 24 条 市町村が第 21 条第 1 項から第 3 項までの規定による通報若しくは同条第 4 項の規定による届出を受け、又は都道府県が第 22 条第 1 項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。
- （公表）
- 第 25 条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第 4 章 雑則

（調査研究）

- 第 26 条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

- 第 27 条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第 32 条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

- 第 28 条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第 5 章 罰則

- 第 29 条 第 17 条第 2 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 第 30 条 正当な理由がなく、第 11 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

改 正（平成 18 年法律第 116 号）

附 則（抄）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1（前略）附則第 131 条から第 133 条までの規定 公布の日

6（前略）附則第 111 条の規定 平成 24 年 4 月 1 日

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の 1 部改正)

第 111 条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）の 1 部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項第 1 号中「、同条第 26 項に規定する介護療養型医療施設」を削る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 133 条 附則第 3 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

改 正（平成 23 年 6 月 22 日法律第 72 号）

附 則（抄）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 2 条（老人福祉法目次の改正規定、同法第 4 章の 2 を削る改正規定、同法第 4 章の 3 を第 4 章の 2 とする改正規定及び同法第 40 条第 1 号の改正規定（「第 28 条の 12 第 1 項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定並びに附則第 9 条、第 11 条、第 15 条、第 22 条、第 41 条、第 47 条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）附則第 1 条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第 14 条の改正規定に限る。）及び第 50 条から第 52 条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第 51 条 この法律（附則第 1 条第 1 号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第 52 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

改 正（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）

附 則（抄）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

[平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省令第 94 号]

最終改正：平成 18 年 5 月 9 日厚生労働省令第 119 号

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 22 条の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

（市町村からの報告）

第 1 条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項 から第 3 項 までの規定による通報又は同条第 4 項 の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第 2 条第 5 項第 1 号 に規定する養介護施設又は同項第 2 号 に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 1 養介護施設等の名称、所在地及び種別
- 2 虐待を受けた又は受けかと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 1 項 に規定する要介護状態区分をいう。）又は要支援状態区分（同条第 2 項に規定する要支援状態区分をいう。）その他の心身の状況
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った養介護施設従事者等（法第 2 条第 2 項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 5 市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

（指定都市及び中核市の例外）

第 2 条 法第 22 条第 2 項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第 21 条第 1 項から第 3 項までの規定による通報又は同条第 4 項 の規定による届出があった場合とする。

（都道府県知事による公表事項）

第 3 条 法第 25 条 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 虐待があった養介護施設等の種別
- 2 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

附 則

この省令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 18 年 5 月 9 日厚生労働省令第 119 号）

この省令は、公布の日から施行する。

2. アンケート調査票

法律専門職の高齢者虐待対応や権利擁護活動に関するアンケート調査

F 1 あなたの職種をお答えください 1. 弁護士 2. 司法書士 → 1. リーガルサポート会員
2. リーガルサポート非会員

F 2 所属団体（単位会）名をご記入ください 弁護士会・司法書士会

F 3 高齢者虐待防止や権利擁護に関する活動についてうかがいます。

①あなたは、所属団体が設置する高齢者虐待防止や権利擁護に関する委員会活動等に参加していますか。

1. 参加していない 2. 参加している 3. 該当する委員会等は設置されていない

②あなたは、高齢者虐待防止や権利擁護に関する研修会や勉強会に参加した経験はありますか。

「1. ある」場合は、研修会や勉強会等の主催団体名、これまでの受講回数（おおよそで結構です）をご記入ください。

1. なし 2. あり
→右欄へ

研修会・勉強会等の主催団体名	これまでに受講した回数
①	回程度
②	回程度

③あなたは、高齢者虐待に関して、厚生労働省や各自治体等から出されている以下の高齢者虐待防止（対応）手引き（マニュアル等）を読んだことがありますか。（○はいくつでも）

- 「市町村・都道府県による高齢者虐待への対応と養護者支援について」（厚生労働省、平成 18 年 4 月）
- 「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」（社団法人日本社会福祉士会 平成 23 年 3 月）
- 「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」（社団法人日本社会福祉士会 平成 24 年 3 月）
- 市町村や都道府県が作成した手引き
- いずれも読んだことはない

④あなたは、これまでに市区町村や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの機関と連携して、高齢者虐待事案や高齢者虐待防止のための権利擁護活動に携わった経験はありますか。

【高齢者虐待事案への関わり】

1. ない 2. 以前に関わったが現在は関わっていない 3. 現在関わっている

【高齢者の権利擁護活動への関わり】

1. ない 2. 以前に関わったが現在は関わっていない 3. 現在関わっている

⑤高齢者虐待事案や高齢者の権利擁護活動に携わった経験が「ない」と回答された方へ。あなたは、今後、高齢者虐待事案や高齢者の権利擁護活動に携わってみたいと思いますか。

1. 機会があればやってみたい

2. 特にやりたいとは思わない

3. わからない

〔理由〕（○はいくつでも）

- 社会的使命、やりがいを感じる
- 地域貢献できる
- 業務範囲を広げられる
- その他

[]

〔理由〕（○はいくつでも）

- 興味がない
- 忙しくて時間がない
- 難しそう
- 面倒なことに関わりたくない
- その他

[]

1

以下は、高齢者虐待事案への対応や高齢者の権利擁護活動に携わった経験のある方にうかがいます

問1 これまでに経験された高齢者虐待や権利擁護活動に関する活動内容についてうかがいます。

以下に示す各活動についての参加・実施経験、参加・活動形態、事業の実施主体、活動期間等についてお答えください。（それぞれ〇はいくつでも）

※現在は活動していないが、過去に活動した経験がある場合も含めてご回答ください。

【(1) 高齢者虐待の未然防止・早期発見・体制整備に関連する活動】

	経験	参加・活動形態	事業実施主体	活動箇所数	活動期間
①市区町村等が設置する高齢者虐待防止ネットワーク ^{※1} に参加	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体からの派遣により参加 2. 専門職のチーム ^{※2} として参加 3. 個人として契約・協力依頼を受けて参加	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 社会福祉協議会 4. 地域包括支援センター 5. その他（ ）	[市区町村数] ____箇所	1. 一定期間継続して実施 活動期間: ____年 ____か月 2. 一度のみ（継続していない）
②高齢者虐待防止や高齢者の権利擁護に関する講演会・シンポジウム等での講師等	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体からの派遣により参加 2. 専門職のチームとして参加 3. 個人として契約・協力依頼を受けて参加	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 社会福祉協議会 4. 地域包括支援センター 5. その他（ ）	[市区町村数] ____箇所	1. 一定期間継続して実施 活動期間: ____年 ____か月 2. 一度のみ（継続していない）
③高齢者虐待防止や高齢者の権利擁護に関する勉強会・研修会等での助言等	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体からの派遣により参加 2. 専門職のチームとして参加 3. 個人として契約・協力依頼を受けて参加	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 社会福祉協議会 4. 地域包括支援センター 5. その他（ ）	[市区町村数] ____箇所	1. 一定期間継続して実施 活動期間: ____年 ____か月 2. 一度のみ（継続していない）
④市区町村や社会福祉協議会等が実施する一般市民向け相談会	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体からの派遣により参加 2. 専門職のチームとして参加 3. 個人として契約・協力依頼を受けて参加	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 社会福祉協議会 4. 地域包括支援センター 5. その他（ ）	[市区町村数] ____箇所	[活動期間] ____年 ____か月程度 [高齢者虐待が疑われる事案] 1. あった 2. なかった
⑤市区町村や社会福祉協議会等が実施する成年後見制度の検討会議等における助言等	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体からの派遣により参加 2. 専門職のチームとして参加 3. 個人として契約・協力依頼を受けて参加	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 社会福祉協議会 4. 地域包括支援センター 5. その他（ ）	[市区町村数] ____箇所	[活動期間] ____年 ____か月程度 [高齢者虐待が疑われる事案] 1. あった 2. なかった
⑥市区町村や地域包括支援センターが開催する地域ケア会議等での助言等	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体からの派遣により参加 2. 専門職のチームとして参加 3. 個人として契約・協力依頼を受けて参加	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 社会福祉協議会 4. 地域包括支援センター 5. その他（ ）	[市区町村数] ____箇所	[活動期間] ____年 ____か月程度 [高齢者虐待が疑われる事案] 1. あった 2. なかった
⑦市区町村や地域包括支援センターからの電話・メール等による相談への助言等（困難事例への対応等）	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体からの派遣により参加 2. 専門職のチームとして参加 3. 個人として契約・協力依頼を受けて参加	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 社会福祉協議会 4. 地域包括支援センター 5. その他（ ）	[市区町村数] ____箇所	[活動期間] ____年 ____か月程度 [高齢者虐待が疑われる事案] 1. あった 2. なかった
⑧その他の活動 〔 〕	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体からの派遣により参加 2. 専門職のチームとして参加 3. 個人として契約・協力依頼を受けて参加	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 社会福祉協議会 4. 地域包括支援センター 5. その他（ ）	[市区町村数] ____箇所	[活動期間] ____年 ____か月程度 [高齢者虐待が疑われる事案] 1. あった 2. なかった

※1：「高齢者虐待防止ネットワーク」とは、虐待の早期発見や発生した虐待を止めるための具体的な介入、再び起きないための防止活動、予防のための見守り活動等を行うネットワークを指します。自治体により名称は異なりますので、活動目的や内容でご判断ください。

また、虐待のみでなく高齢者の権利擁護全般を目的としている場合もありますが、その場合も含めてご回答ください。

※2：「専門職のチーム」とは、弁護士や司法書士、社会福祉士など複数の専門職が連携して高齢者虐待事案等への助言等を行っている活動を指します。

【(2) 高齢者虐待事案の対応方針等への助言】

	経験	参加・活動形態	助言相手	活動箇所数	活動期間
①高齢者虐待事案のケース検討会議等における助言	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体からの派遣により参加 2. 専門職のチームとして参加 3. 個人として契約・協力依頼を受けて参加	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 地域包括支援センター	[市区町村数] ____箇所	[活動期間] ____年____か月
②高齢者虐待事案の電話・メール等による相談への助言	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体への依頼により実施 2. 専門職のチームへの依頼により実施 3. 個人として契約・協力依頼により実施	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 地域包括支援センター	[市区町村数] ____箇所	[活動期間] ____年____か月
③その他の方法 〔 〕	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体への依頼により実施 2. 専門職のチームへの依頼により実施 3. 個人として契約・協力依頼により実施	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 地域包括支援センター	[市区町村数] ____箇所	[活動期間] ____年____か月

→ 高齢者虐待事案について助言した経験のある方にうかがいます。助言した内容について下記からお選びください。(〇はいくつでも)

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 1. 事実確認の情報収集に関する助言 | 6. やむを得ない事由による措置適用に関する助言 |
| 2. 虐待の有無の判断に関する助言 | 7. 成年後見制度活用に関する助言 |
| 3. 緊急性の有無の判断に関する助言 | 8. 債務整理に関する助言 |
| 4. 高齢者の保護の必要性、保護方法等に関する助言 | 9. 消費者被害への対応に関する助言 |
| 5. 立入検査の必要性に関する助言 | 10. その他 () |

【(3) 高齢者虐待事案への個別対応～再発防止に関連する活動】

	経験	実施形態	関与件数
①被虐待高齢者や養護者の債務整理	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体への依頼により実施 2. 個人として契約・協力依頼により実施 3. その他 ()	[関与した件数] おおよそ____件
②被虐待高齢者や養護者の不動産権利・相続等に関する手続き	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体への依頼により実施 2. 個人として契約・協力依頼により実施 3. その他 ()	[関与した件数] おおよそ____件
③被虐待高齢者等の消費者被害への対応	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体への依頼により実施 2. 個人として契約・協力依頼により実施 3. その他 ()	[関与した件数] おおよそ____件
④虐待を受けた自立高齢者の代理人としての活動	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体への依頼により実施 2. 個人として契約・協力依頼により実施 3. その他 ()	[関与した件数] おおよそ____件
⑤被虐待高齢者等の成年後見人等申立支援(書類作成等)	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体への依頼により実施 2. 個人として契約・協力依頼により実施 3. その他 ()	[関与した件数] おおよそ____件
⑥被虐待高齢者等の成年後見人等への就任(財産管理、身上監護)	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体への依頼により実施 2. 個人として契約・協力依頼により実施 3. その他 ()	[関与した件数] おおよそ____件
⑦その他:	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体への依頼により実施 2. 個人として契約・協力依頼により実施 3. その他 ()	[関与した件数] おおよそ____件
⑧その他:	1. あり →右欄へ 2. なし	1. 所属団体への依頼により実施 2. 個人として契約・協力依頼により実施 3. その他 ()	[関与した件数] おおよそ____件

問2 市区町村等と連携して高齢者虐待事案や権利擁護に関する活動を行う上で、どのような課題がある
とお考えですか。

(1) 市区町村との連携面において (〇はいくつでも)

1. 市区町村において、法律専門職との連携する必要性の認識が不足している
2. 市区町村において、法律専門職と連携するための予算の確保が困難である
3. 市区町村の担当部署が、庁内関係部署や関係機関との連携が不十分で必要な対応ができない
4. 必要な助言等を行っても、市区町村の方針で必要な対応がとられないことがある
5. 関与した事案に関して市区町村からのフィードバックがない
6. その他 (自由回答)

(2) 回答者の活動面において (〇はいくつでも)

1. 高齢者虐待対応や高齢者の権利擁護活動に関する知識等が不足している
(具体的に)
 1. 高齢者福祉の法制度に関する知識が乏しい
 2. 虐待事案等への関わり方、スタンスがわからない
 3. 事例全体の見通しを持って助言するのが難しい
 4. 高齢者福祉の法制度に関する知識が乏しい
 5. 福祉専門職等の役割に関する知識が乏しい
 6. その他 ()
2. 知識等を高めるための機会や場がない、少ない
3. 他職種との連携がうまくとれない
4. 関与している案件について相談できる仲間がいない・少ない
5. その他 (自由回答)

(3) 活動主体 (所属団体や専門職チーム等) に対する期待 (〇はいくつでも)

1. 活動者数の確保
2. 知識等を高めるための研修機会の充実
3. 関与した事案で困った時の相談体制の構築
4. 活動者への活動費等の補助
5. 高齢者虐待防止や権利擁護推進に関する委員会の設置
6. 市町村や都道府県に対する、活動促進のための働きかけ
7. その他 (自由回答)

問3 高齢者虐待対応や高齢者への権利擁護に関する活動を通したご意見や、活動者の養成に際して必要
と思われること等がございましたら下欄にご記入ください。

(意見等があればご自由にご記入ください)

◎ご協力ありがとうございました。

3. 委員名簿、委員会開催状況

高齢者虐待防止補助金事業委員会 委員名簿

※五十音順（敬称略）

※所属部署（機関）名は、平成25年3月時点

◎は委員長、○は副委員長

本委員会	
氏 名	所 属
稲岡 秀之	司法書士・リーガルサポート東京支部
岩田 弘明	司法書士・リーガルサポート岡山県支部
大竹 夏夫	弁護士・東京弁護士会
柿本 麻希	司法書士・リーガルサポート大阪支部
上山 泰	筑波大学法科大学院 教授
小室 博志	司法書士・リーガルサポート東京支部
齋藤 修一	品川成年後見センター 所長
滝沢 香	弁護士・東京弁護士会
○舘 博文	司法書士・リーガルサポート三重支部
成田 治雄	司法書士・リーガルサポート東京支部
見上 孝雄	綾瀬市福祉部高齢介護課・綾瀬市地域包括支援センター 担当副主幹兼社会福祉主事
森田 佳重	横須賀市高齢者虐待防止センター 課長補佐
◎山田 祐子	日本大学文理学部社会学科 教授

○は各調査委員会委員長

郵送アンケート調査委員会		ヒアリング調査・ 視覚教材制作委員会		事務局担当	
氏 名	所 属	氏 名	所 属	氏 名	所 属
○稲岡秀之	前掲	○岩田弘明	前掲	小室博志	前掲
大竹夏夫		大竹夏夫		舘 博文	
柿本麻希		柿本麻希		成田治雄	
小室博志		小室博志		—	—
滝沢 香		滝沢 香		—	—
舘 博文		舘 博文		—	—
成田治雄		成田治雄		—	—
山田祐子		山田祐子		—	—

委員会開催状況

《本委員会》

	日 時	議 題
第1回	平成24年 9月12日 13:00～15:00	・ 事業方針、事業の進め方について ・ 郵送アンケート調査発送方法、調査項目の検討
第2回	平成24年12月10日 13:00～15:00	・ 郵送アンケート調査発送後の経過報告 ・ 視覚教材制作方針及び内容の検討 ・ ヒアリング調査対象・方法についての経過報告
第3回	平成25年 2月12日 10:00～13:00	・ 郵送アンケート調査結果の概要報告 ・ 視覚教材視聴（ヒアリング調査） ・ 視覚教材の内容の検討
第4回	平成25年 3月11日 10:00～12:00	・ 視覚教材の完成報告（視聴） ・ 調査研究報告書の最終確認

《郵送アンケート調査・ヒアリング調査・視覚教材制作合同委員会》

	日 時	議 題
第1回	平成24年 8月10日 13:00～17:15	・ 郵送アンケート調査項目の検討 ・ 視覚教材の内容の検討
第2回	平成24年 9月12日 10:00～12:00 16:00～17:00	・ 郵送アンケート調査項目の検討
第3回	平成24年10月12日 13:00～17:00	・ 郵送アンケート調査の発送・回収方法、調査項目の検討 ・ 視覚教材制作方針の検討
第4回	平成24年11月21日 15:00～17:30	・ 郵送アンケート調査発送後の経過報告 ・ 視覚教材制作方針及び内容の検討 ・ ヒアリング調査対象・方法の検討
第5回	平成24年12月10日 10:30～12:00	・ 視覚教材の内容の検討 ・ ヒアリング調査に関する検討
第6回	平成25年 1月15日 13:00～19:30	・ 視覚教材の撮影 ・ 視覚教材の内容の検討 ・ ヒアリング調査方法の検討
第7回	平成25年 2月 4日 15:00～17:00	・ 視覚教材視聴 ・ 視覚教材の内容の検討 ・ ヒアリング調査方法の検討
第8回	平成25年 3月 1日 10:00～12:00	・ 視覚教材制作に関する最終確認 ・ 調査研究報告書に関する検討

平成 24 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける
関係専門機関介入支援ネットワークの推進と
法律専門職との連携モデルの呈示及び方法論の
研究開発に関する事業」について

〔視覚教材制作の目的〕

本教材は、法律専門職にとって必要な専門的知識の平準化、標準化を図るとともに、法律専門職及び市区町村行政をはじめとする関係機関の今後の具体的実践の参考や、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける連携等の具体的方法を示すことを目的として制作しました。

〔視覚教材の構成〕

本教材は「高齢者虐待防止法とは」「高齢者虐待対応の流れ」「法律専門職が関わるポイント」の三部構成となっています。

〔視覚教材の活用方法〕

本教材では、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける連携のために前提となる必要な基礎的知識を、平易かつ簡潔に、対応の段階別の協議場面を中心に示しています。

本教材を視聴することにより、市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける連携に取り組もうとする法律専門職が、実際の連携の流れを理解できる内容となっています。

市区町村職員の方にとっては、法律専門職との連携の具体的方法を理解することのできる内容であり、今後の連携づくり、連携の強化を図るために役立つ内容となっています。

また、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員の方が本教材を視聴した場合、法律専門職との連携が、高齢者虐待の早期発見や未然防止にも効果があることを理解するために活用できる内容となっています。

高齢者虐待防止等に携わる法律専門職、市区町村職員、社会福祉協議会、地域包括支援センター職員の方が、高齢者虐待防止や高齢者の権利擁護を推進するための活動や業務を行うにあたり、本教材を広くご活用いただければ幸いです。

視覚教材（DVD）貼り付け

市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける
関係専門機関介入支援ネットワークの推進と
法律専門職との連携モデルの呈示及び方法論の
研究開発に関する事業報告書

平成 24 年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）

リーガルサポート
ロゴマーク
挿入予定位置

平成 25 年 3 月

発行：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
〒160-0003

東京都新宿区本塩町 9 番地 3 司法書士会館 4 階

TEL 03 (3359) 0541 FAX 03 (5363) 5065

URL : <http://www.legal-support.or.jp/>

mail : maki@legal-support.or.jp